

應用家事教科書

改訂版

下卷

田中

41273

教科書文庫

4
910
42-1920
0130
449337

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

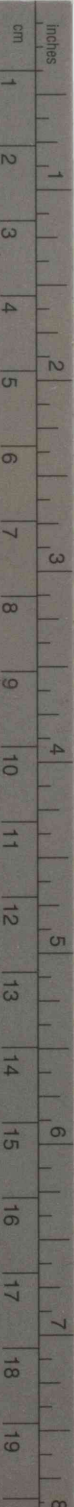


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



大正六年十一月二十一日
立齋書局發行

用

家傳文庫書

東京寶文館發行

大正六年十一月二十一日

立齋書局發行

立齋書局

7

日一十二月十年九正大
濟定檢省部文

東京女子高等
師範學校教授

大江又三子著

改訂版

應用 家事教科書

東京寶文館藏版

広島大学図書

0130449337



應用家事教科書改訂版下巻目次

第一章 老人の奉養.....一	第一節 精神上的の慰安.....一	第二節 身體の保護.....五	第一、衣服 第二、食物 第三、居室 第四、運動 第五、睡眠 第六、入浴 第七、疾病.....第
第二章 看護.....九	第一節 醫師.....一〇	第一、醫師の選定 第二、受診.....一二	第二節 看護の心得.....一二
	第三節 病室及び病床.....一四	第一、病室 第二、病床.....一四	

目次

用 應

家 庭

第四節 衣服及び寢具……………六

 第一、衣服 第二、寢具……………

第五節 食 物……………一九

 第一、種類 第二、與へ方 第三、拵へ方……………

第六節 藥 用……………二四

 第一、内用法 第二、外用法……………

第七節 看 病……………三五

 第一、病人の觀察 第二、病人の介抱……………

第八節 傳染病の豫防及び消毒……………四六

 第一、豫防法 第二、消毒法……………

第九節 救急法……………五一

 第一、救急處置 第二、繃帶法 第三、人工呼吸法……………

第十節 危篤者の取扱……………六七

第十一節 病後回復期の注意……………六九

 第一、食物上の注意 第二、運動上の注意 第三、精神感動上の……………

第三章

育 兒

注意 第四、轉地療養

第一節 妊娠中の心得……………七三

 第一、衣食住 第二、起居 第三、清潔 第四、平靜 第五、胎兒に……………

 對する注意 第六、産婆の選擇……………

第二節 出産前後の心得……………七九

 第一、出産の準備 第二、出産 第三、産後の衛生……………

第三節 嬰兒の取扱方……………八四

 第一、臍帶 第二、入浴 第三、衣服 第四、襁褓 第五、寢具 第……………

 六、睡眠 第七、胎便 第八、身體 第九、哺乳……………

第四節 哺乳に關する注意……………九一

 第一、母乳 第二、乳母 第三、人工哺乳……………

第五節 生齒と食物……………一〇二

 第一、生齒の時期及び順序 第二、生齒期の注意 第三、離乳……………

第四、食物
 第六節 起居……………一〇八
 第七節 運動 第二、睡眠 第三、沐浴……………一一二
 第七節 衣服と居室……………一一二
 第八節 種痘……………一一五
 第九節 疾病……………一一五
 第一、破傷風 第二、消化不良 第三、鴛口瘡 第四、實扶的里亞
 第五、百日咳 第六、蛔蟲 第七、疫痢 第八、麻疹 第九、痘瘡
 第十、瘧疾 第十一、腦膜炎……………一二三
 第十節 玩具……………一二三
 第一、玩具の選擇 第二、指導上の注意……………一二七
 第十一節 言語……………一二七
 第十二節 說話……………一二九
 第十三節 遊戲……………一三一

第十四節 訓練……………一三三
 第一、訓練の要旨 第二、涵養すべき徳性 第三、賞罰……………一三三
 第四章 修學及び婚姻……………一四二
 第一節 修學……………一四二
 第一、小學校時代 第二、中等學校時代……………一四二
 第二節 婚姻……………一四九
 第一、婚姻期 第二、配偶者の選定 第三、結婚……………一四九
 第五章 交際……………一五一
 第一節 交際の方法……………一五一
 第二節 交際の方法……………一五二
 第一、應對 第二、訪問 第三、接客 第四、饗宴 第五、贈答品
 第六、書信……………一五七
 第六章 家計の整理……………一五七
 第一節 財産……………一五七

第一、不動産 第二、動産

第二節 収入及び支出の調整……………一六二

第一、豫算 第三、決算

第三節 貯蓄及び負債……………一六九

第一、貯蓄の最好時期 第二、勤勉貯蓄 第三、儉約貯蓄 第四、負債

第四節 保 險……………一七五

第五節 家計簿記……………一七七

第一、所用科目 第二、薄表 第三、簿表記入の心得

第七章 一家の管理……………一八一

第一節 我が國の家族制度……………一八一

第二節 家族の心得……………一八二

第一、嫁 第二、小舅小姑 第三、舅姑

第三節 管 理……………一八六

總括……………一九五

第一、主婦の心得 第二、奴婢及び書生

應用家事教科書改訂版下卷目次終

應用家事教科書改訂版 下卷

大江スミ子著

第一章 老人の奉養

老人の奉養

老人に事ふるの要は、其の精神に慰安を與へ、かつ身體を保護するにありと雖も、眞心を以てするにあらざれば、其の要を得たりといふべからず。之に關して注意すべき主なる事柄を左に述べし。

第一節 精神上的慰安

精神上的慰安

老人を慰安するの要は、之を敬ひ之に順ひ、萬事安心せし

尊敬

め、以て其の心を樂しましめ、其の無聊むたを慰むるに在り。

第一、尊敬 父母、舅姑は孰れも尊敬すべき長者にして、又世の中の辛酸を嘗め、社會に對する義務を卒へたる尊き經驗者なり。さればよく其の意に従ひ、其の心を安んじて、尊敬の意を表することは、啻に奉養の道に適ふのみならず、子女に對してもよき教訓となるべし。特に舅姑は夫の兩親なれば、主婦たるものは、及ぶ限り之を尊敬し、其の意に従ひて孝養を盡し、舅姑をして良き嫁を得たりとの満足を感じしめざるべからず。

服従

第二、服従 老人は、一家の尊長者なれば、之を尊敬するは勿論、又之に服従せざるべからず。されど多くは身體、精神共に衰へて、或は健忘なるあり、或は性急なるもあり、而かも自ら之に心付かずして、多くは壯年者をも子供視する傾ある

安心

ものなれば、たとひ無理なる事ありとも、其の動機は、親切より來るものなれば、主婦は之に逆らはず、喜びてその教に従ひ、老人をして満足を得しむるやう心掛くべきなり。

又老人に心配を掛くることは害ありて益なきものなれば、一家の累はしきことは、成るべく聞かしめず、安穩に其の日を過さしむることを務むべし。されども何事にも與らしめざるは、却つて自己を疎外するものと誤解し、感情を害することもあるれば、普通のこととは成るべく相談するを可とす。

第三、安心 老人をして安心せしむる道は種々あるべしと雖も、一家睦じく相擧りて努力し、家計を豊かならしめ、家運の發展を計るが如きは、其の最大なるものなるべし。蓋し老人は一家の將來を思ふこと頗る切なるものなれば、斯かる事實を見聞せば、其の將來の效果をも想像し、我が意を得

たりと安堵すべければなり。

老人の同族を愛撫補助するも亦老人を安心せしむる所以なり。たとへば親戚に貧しきものあらば、老人は人知れず不憫に堪へざることもあるべし。されば嫁たる主婦は、其の意のある所を察し、それ等の人々をも、心ゆくまでに補助して、老人の心を安堵せしむべきなり。

娛樂

第四、娛樂 老人は自然世に遠ざかり、知己・親友も次第に減じ、動もすれば無聊を感じることあるべし。されば詩歌・謠曲・骨董・圍碁・茶の湯・生花・音樂・園藝等夫々其の好むところに從ひて、其の道を楽しましめ、時には同好の友を會して之を歡待し、其の歡を盡さしむべし。其の他新聞・雜誌・書籍等を備へて其の閱讀に供へ、或は神佛の參詣、散歩、田畑の見廻等に隨伴し、以て老人の心目を楽しましむることにつとむべし。

同情

第五、同情 舅姑打ち揃ひて生存せらるる間は、互に慰め

勵まざるべきも、一朝孤獨の生活に移らば、悲哀を感じ、無聊に堪へざることあるべし、かゝる境遇とならば、一層深く注意し、孤獨を感じずるの暇なきやう、慰安の道に力を致すべきなり。即ち老人の愛する孫あらば、五月蠅く感ぜざる程度に於て、老人のもとにて遊ばしめ、その無邪氣なる言語・動作に打ち興じて無聊を忘れしめ、或は時間を繰合せて、主婦自らその室に至り、世間話に時を移し、或は老人の少壯時代の得意話を聞くもよかるべし。但し老人は健忘性となり、同じことを幾たびも繰返して話す傾あるものなれば、いつも始めての如くに慎みて聞くこと肝要なり。

第二節 身體の保護

老人は、概して身體衰へ、聊かの障害にも忽ち苦痛を感じ

身體の保護

衣服

るに至るものなれば、衣食住につきては勿論、起居動作につきても心を盡して保護し、その天壽を全うせしめんことは、子女たるものゝ當に勉むべき奉養の道なり。

第一、衣服 老人は特に寒氣に抵抗する力弱ければ、軽く軟かにして、而かも暖かなる衣服を供すべし。また常に衣服の清潔を保ちて垢つき汚れざるやうに注意し、その他肩掛・襟卷・頭巾・手袋・足袋類に至るまで、老人の好みに應じて不自由なきやうにすべし。

第二、食物 食物は、消化よく滋養分に富み、かつ成るべく軟かなるを選ぶべし。殊に調理法はその意をうかゞひて、嗜好に適するやうにすべし。されど老人は、概して消化の力弱きを以て一時に多量をすゝめず、よき程にはからひて、適量を數回に分ちてすゝむべし。

食物

居室

第三、居室 居室は老人の好みに任かすべしと雖も、成るべく閑靜にして日當り・風通しよく、庭園の眺望などもよき室を充つべし。

第四、運動 運動は老人にも亦必要のものなれば、成るべく之を勧め、庭園の散歩、四季折々の物見・遊山ゆさんをすゝめ、適度の運動と共に、その精神をも慰むべし。また老人の進んで執らんとする家事等は、喜んで之を委託し、其の勞を謝すべし。
第五、睡眠 老人は大抵朝は早く目覺むるものなれども、少くとも八時間は寢床にありて安靜を保たるゝやう、寢具は軟かく暖かなるものを備へ、寒き時は湯婆にて寢具を暖むるなど、心を用ふるを要す。

第六、入浴 成るべく一家の内に浴場を設け、懇に保護して入浴を助け、若し錢湯に誘ふときは、適當なる介輔者を伴

入浴

睡眠

運動

疾病

はしめざるべからず。
第七、疾病 疾病はたとひ輕症と雖も、直ちに醫師を招き、かつ其の看護に全力を盡すべし。まして重症にありては、尙更のことなり。又老人は身體の機能衰弱せるが故に、往々變症を來し易き虞あれば、深く注意すべきなり。

第二章 看

護

トハ醫師ノ診察ヲ仰テ患者ノ病ヲ治スルニ努ムルコトヲ云フ

看護の必要

女子と看護

看護者の心得

吾等は常に無病息災を希へども、何人も何時如何なる病に罹るやも知るべからず。かゝる場合には、醫師の治療とともに、熟練にして親切なる看護は、病人のために極めて必要なり。かゝる行き届きたる行爲は、病人を慰め、其の病苦を軽減せしむるのみならず、醫師の治療を助け、薬餌の功を奏せしめ、快癒を速ならしむるものなり。
女子は天性温情に富み、かつ注意周到なれば、看護の如き任にあたるに最も適せり。されば主婦たるものは、常に一家の衛生に注意し、家人の健康の増進をはかると同時に、不幸にして、病に罹る者ありたる時は、進んで自ら看護の任に當らざるべからず。然れども看護者には、病人の保護慰安は勿

論、服藥の事より容態の觀察、救急の處置、傳染病に對する豫防及び其の取扱法等、相當の心得なかるべからず。是等の素養なきものは、如何に溫情に富み、かつ注意深くとも、到底其の任を全うすること能はざるべし。されば女子殊に主婦たるものは、以下述ぶる所を心得おきて、一朝病人あるに當りては、看護其の他の處置宜しきを得ざるべからず。

第一節 醫師

醫師の選定

第一、醫師の選定 醫師には夫々専門あれば、病症によりて、適當なる専門家を選ぶをよしとするも、すべて病氣は、成るべく早目に診察を受くること最も肝要なるが故に、發病者ある時は、先づ出入の醫師又は信用ある醫師を招きて、速に診察を受くべし。

醫師
見直し
1. 使
2. 診
3. 術
4. 技

醫師招聘上の注意

使を以て醫師を招く場合には、自家の住所・氏名、病人の容態を書札に認めて持たしめ、又電話を用ふる場合には、主人若しくは主婦自ら電話に出でて應對すべし。かくする時は、醫師は其の容態に應じ、所要の器具・藥品等を携へ來診するの便あるのみならず、間違を生ずるの虞なくして、安全なり。一旦醫師を選びて之に託したる以上は、よく之に信賴してその命令を守るべし。全快遅しとて、妄りに他人の言に迷ひて醫師を換ふるときは、却つて全快を遅からしめ、或は醫師の感情を害して、將來に不便を來すことあるべし。若し中途に他の醫師の來診を請はんとせば、必ず先づ主治醫に相談したる後にすべし、然らざれば主治醫の感情を害するのみならず、治療の上に少からざる不都合を來すことあるべし。

第二、受診

初診の場合には、氏名・年齢・體質・職業・血族の關係、既往の疾病あらばその容態の大要等特に女子に於ては既婚未婚の別、月經分婣の有無等を告げ、また本病初發の時期と經過とを明細に述べべし。一

診察を受くる時の注意

診察を受ける時の注意
1. 氏名
2. 年齢
3. 職業
4. 血族
5. 既往の疾病
6. 本病初發の時期と經過

病室日記は、程度診察を受けたる後は、診察の都度、容態の概要を述べ、或は表の備考欄に記して示すをよしとす。

医師の診察、薬の投与、

病室の掃除、

病室の設備、

第二節 看護の心得

看護の心得

病人を看護する場合には、直接病人に對し、又看護者自身、次の事項に注意するを要す。

一、看護者は、常に言葉優しく、且温情を湛へて親切に患者に接し、患者の舉動・顔色等によりて、その意を察し、早くその用を辨ずる様にし、又何にても其の意に逆はざる様にし、又

"Notes on Nursing" by Florence Nightingale

温情

戸・障子の開けたて、物品の取扱其の他談話・坐作等總べて靜かにし、且病人の枕元、或は病室の内外にて、耳語するが如き最も必要のことなり。されば時々その好む所の音楽を彈じ、二、病人の精神を慰め、心目を楽しましむることは、看護上、三、病人に對する手當及び服藥の分量・時刻等は、よく醫師尋ね置くべく、その他すべて醫師の命令は固く之を守る、四、重病人には訪問客を謝絶することの必要なる場合あり、

手當服藥等
新聞紙等を朗讀して、其の徒然を慰むる様にすべし。
盆栽・花卉等を見せ、或は書籍・雜誌
重病人
謝絶し、已むを得ずして面會せしむるも、時間を制限すべし。

第二章 看護 第二節 看護の心得 一三

看護者自身の注意

五、看護者は自身の健康にも注意すべし。即ち交代者を定めて一定時の休息・睡眠を取り、又入浴・更衣等を怠るべからず。特に飲食物は病室外に於てするをよしとす。

重病人の場合は、看護婦をやとひ、病床のことは主として之に任すべし。病人を慰安することは素より必要なれども、妄りに看護婦に指圖がましきことなき様にし、且其の勞を慰むべし。

第三節 病室及び病床

病室の選定

第一、病室 病人の居室は六疊敷以上あるを要し、閑靜にしてかつ空氣の流通よく、日光の射入適當なるを選ぶべし。なほ病室につきては次の諸項に注意するを要す。

一、室内の空氣は適當に換氣し、務めて清潔ならしむべし。但し外氣の直接病人に當らざるやうにすること肝要なり。

病室の溫度

二、室内の溫度は、凡そ華氏寒暖計の六十五度位を適當とす。されど疾病によりては多少の加減を要することあり。宜しく醫師の指圖を受くべし。冬季、火鉢又は煖爐を用ふる場合には、湯を入れたる鐵瓶又は金盥を備へて湯氣を生ぜしめ、空氣の乾燥を防ぐと同時に換氣法に注意すべし。

病室の整頓

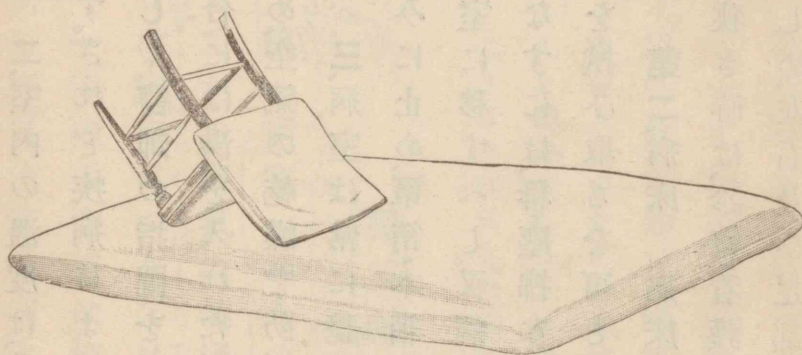
三、病室は常に整頓して、病人の心を慰むるに足る物品のみ止め、箆・筆筒・本箱等の如き、不必要なる物品は成るべく別室に移すべし。又病室は毎日靜かに掃除すべし。而して之をなすには、箆・塵拂などを用ひず、固く搾りたる雑巾にて塵埃を拭ひ取るを可とす。重病人の場合の如きは殊に然り。

病床

第二、病床 病床は、病室の中央を可とすれども、若し病室狭き時は、診察・看護等の便を圖りて、頭部を壁の方に接近せしめ、左右及び足部の方に空所を置くべし。且臥位は通常平

病床の位置

臥位



(床臥用臥半)

臥を良しとするも、病人の意に任かせて横臥せしむるも妨げなく。又時々臥位を變更することは、褥瘡の豫防となるものなり。咳嗽等の爲、上半身を高くし、半臥の位置を便とする場合には、圖の如く、椅子を逆立せしめ、その上に蒲團を敷かば、簡單なる臥床を得べし。

第四節 衣服及び寝具

衣服の選擇

第一、衣服 病人の衣服殊に肌著は、成るべく縫目少く、縫目は肌に出したるものや、縫目に出したるものや、軽く軟かなる地質を選び、長き袖筒

衣服の清潔

袖等を避け、元祿袖を用ふるを良しとす。地質は季節によりて異なれども、夏は木綿、冬はフランネルを用ひ、その上に綿入一枚位を重ねべし。シャツ、股引等を着けしめ、また紐・帶等にて胸腹を緊しく縛るは共に宜しからず。
衣服は常に清潔にし、少しにても垢じみ、又は濕りたるは、速に之を取換へざるべからず。

衣服の取換

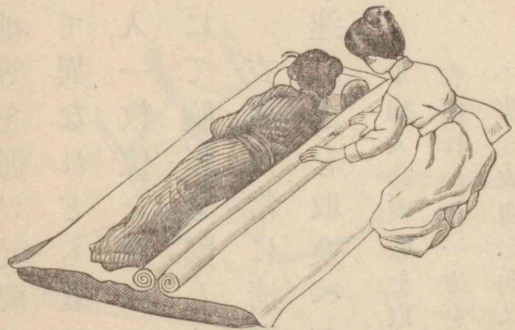
重病人の衣服を取り換ふるには、その身體を激動せしめざる爲に、先づ左右何れかの一方を脱がせ、直ちに新しき衣服を著せしめ、次に體下を通じて舊き衣服を向ふにおしやり、他の一方をも脱がせ、手早く新しき衣服を引き延ばして着用せしむべし。衣服の取換は、冬季にありては日中暖かなる時に於てし、且豫め衣服を温め置くべし。

寝具

第二、寝具 蒲團は軟かく且滑かなるを選び、身體に觸るゝ方に白布を覆ふべし。此の際、皺又は凸凹のなきやうにす

べし。然らざれば恐るべき褥瘡じよくさうを生ずることあるべし。また枕も白布にて被ふべし。

蒲團・枕覆等は時々交換して清潔を保たざるべからず。若し重病人にして動かしがたき時敷布のみを取換ふる場合には圖の如



(一の法 換取布敷)



(二の法 換取布敷)

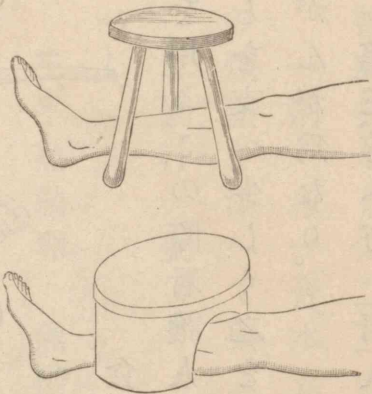
く先づ病人の方より舊き敷布を壁に半ば巻き、その跡に新しき敷布の半巻にしたるを敷き、次に病人の身體を少しく浮かせて、手早く舊き敷布をぬきとり、新し

手傷... 敷布の取換

患部の保護

病人の食物

食物の種類



患部に器具の觸るゝるを避るる場合の装置

敷布を敷くべし。又患部に寝具の觸れざるためには圖に示す如き装置をなすべし。

第五節 食物

病人の食物は、病症の種類・輕重等によりて一定し難しと雖も、一般に消化し易く、滋養分の多きものを選び、其の種類・分量・度數及び時刻は、醫師の指圖によりて定むべし。

第一、種類 病人の食物は通常之を分ちて、常食・易消化性食物・流動食物の三種とす。常食とは甚だしき不消化物を除ける普通のものといひ、易消化性食物とは粥・半熟鶏卵・刺身・鶏又は牛の挽肉・脂肪少き魚肉・豆腐等をいひ、流動食物とは

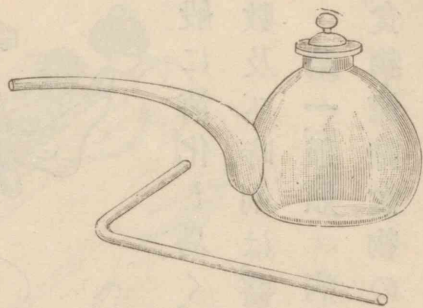
食物の種類

食物の與へ方

獻立につきては病人に相談すべからず

粥汁・牛乳・肉汁・葛湯・水飴等をいふ。

(すひのみ)



第二、與へ方 凡そ病人は食氣進まざるものなれば、食物の獻立及び調理には

殊に注意し、其の嗜好に投ぜんことを勉

め、又之を與ふるには、清潔なる器物を用

ひ、且一時に多くの量を攝取せしめんよ

り、寧ろ少しづつ必要に應じ、時刻を違

へず進むるをよしとす。又重病人に流動

食物を與ふるには、急須・長嘴・蓋・硝子管等

を用ふ。この際、看護人は枕の下に手を入れて病人の頭と頸とを支へ、少しく之を舉ぐべし。これ食物の氣管に入るを防がんが爲なり。

第三、拵へ方 病人に與ふる食物は種々なれども、今最も

食物の拵へ方

粥

粥汁

半熟鶏卵

葛湯

ソップ

普通なるもの二三の拵へ方を左に示さん。

一、粥 米一合、水五合位の割合にて、さらりと煮上げ、適宜

の燒鹽を添へて與ふべし。

二、粥汁 粥よりも水の割合を多くし、其の汁のみを用ふ

べし。

三、半熟鶏卵 熱湯に鶏卵を入れて三四分間煮るか、又は

鶏卵を入れて直ちに火より卸し、十分間位放置すべし。

四、葛湯 葛又は片栗粉に少量の砂糖を加へ、水にてねり、

之に熱湯を注ぎて、透明になるまで搔きまはすべし。湯の代

りに牛乳を用ふれば、一層滋養分多きものを得べし。

五、ソップ 鳥の骨・牛肉等を細かに切り、之に葱・胡蘿蔔等

を刻み込み、水を加へて長時間煮たる後漉して用ふること

既に上巻食品の調理法の條に述べたるが如し。然れどもソ

梅びしほ 梅干廿五個位の皮を去り肉を裏漉しにして、砂糖を小盃に二杯ほど加へ、之を粥汁にて溶き、鍋に入れ、粘氣強くなるまで煮詰むべし。

牛肉茶 ビーフティー 脂肪少き牛肉六十匁を細かにそぎ冷水一合五勺、茶匙四分の一杯の鹽を加へて、凡そ十五分間放置し、後鍋に入れて文火にかけ、又は湯煎とし、蛋白質のかたまらざる様、(華氏百五十度以下)肉白く汁赤褐色となるを度として火より卸し、濾して用ふべし。決して沸騰せしむべからず。

肉汁 牛肉の片を僅かに炙り、後布に包み器械にて搾る時は、牛肉一斤半より、凡そ二百グラムの肉汁を得べし。之に食鹽等を加へ、味をつけて用ふべし。

固形状になしたる流動食物 長く流動食を與ふる時は、病人は之に飽くことあり。此の如き場合には、流動食物を固形状に作りて與ふるを可とす。其の法は流動食物をゼラチンにて固めゼリーとなすにあり。材料の割合は、液體一合につき、冬はゼラチン二枚五分乃至二枚半、夏は

固形状になしたる流動食物

カスタードゼリー
ゼリー
ビーフティー
鶏卵ゼリー

二枚半乃至三枚^{三分}、砂糖は水一合に付十五匁乃至廿匁、牛乳ならば一合につき十二匁乃至十五匁とし、又鶏卵を用ふる場合には、相當にゼラチンを用ふべし。

(イ)ビーフティーゼリー ゼラチンを少量の湯に溶かし、之にビーフティーを加へ、鹽のみ砂糖を用ふにて味をつけ、かき混ぜ、型に入れて冷やすべし。型より取出す時は、型のまゝ少時微温湯中に浸し、然る後他の器に移すべし。

(ロ)カスタードゼリー 鶏卵二個、牛乳一合、砂糖十五匁、ゼラチン三枚、香料少しの割合にて、先づ水に浸したるゼラチンを鍋に入れ、次に砂糖、卵黄、牛乳を入れ、火にかけてよくかき混ぜ、ゼラチンの溶くるを度として火より

の如くに泡立たせたるものを軽く混ぜ合せ、後、型に入れて冷やすべし。

(ハ)鶏卵ゼリー 鶏卵二個、果汁香料等を混ぜたる水、砂糖適量のゼラチンの混合物を鍋に入れ、よくかき混ぜ、鶏卵煮え、ゼラチンの溶くるを度として、火よりおろし、型に入れて冷やすべし。

但しゼラチンの代りに寒天かんてんを用ふべからず、これ最も消化悪しければな

第六節 薬用

薬劑

薬劑には内用薬と外用薬との別あり。すべて薬劑は嚴に醫師の指圖を守り、之を用ふる時刻用法分量を誤らぬやう注意すべし。若し二種以上の薬を用ひ、又は二人以上の病人ある時は、夫々附箋を施して明かに區別し、且その置場をも別にして、薬の間違より生ずる不慮の災禍を豫防すべし。

第一、内用法

内用薬には水薬・散薬・丸薬・滴劑・油劑等の別

ありて、その用方も各異なるが故に、次の諸項に注意すべし。

一、水薬

水薬を用ふるには、先づ薬瓶を上下に振らず、圓を急がくが如く水平に振りてよく混和せしめ、一回分の量

内用法

水薬

印の印の丸

薬のつみみ丸

白魚

水薬

を盃・薬匙等にて服用せしむべし。

若し重病人なるときは、長嘴蓋硝子管急須等を用ふるをよしとす。

二、散薬

散薬は、包み紙を開きて二つに折り、その凹みよ

りを舌上に移し、微温湯又は水にて嚙み下さしむべし。

重病人または小兒なるか、或は悪味の散薬なる時は、オブラード膠囊等に包み、水にて嚙み下さしむるを良しとす。また哺乳兒に散薬を與ふるには之を乳首につけて飲ましめ、或は舌上にぬりつけて手早く乳首をふくま

三、丸薬

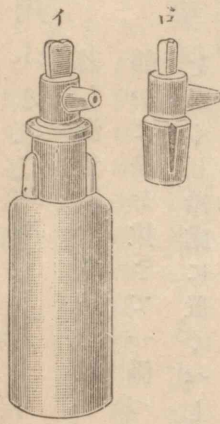
まづ少許の水にて口中を濕し置き、然る後、丸薬

を舌面の中央に載せ、微温湯又は水にて嚙み下さしむべし。

若し飲み悪きときは、オブラードに包みて用ふるも可なり。

四、滴劑

適量の水又は砂糖水を薬呑に入れ、圖の如き滴量器を



(器量滴)

滴劑

圖解
イ、滴量器
ロ、栓のみを
示す

散薬

丸薬

用ふるを安全とす。

若し滴量器なきときは、一旦栓のまゝにて薬瓶を倒にし、次に之を横にし、静かに栓を抜きて一滴づつ滴下せしむべし。かくて滴下を了らば、速に栓を固くし冷處に置くべし。

滴劑は多くは劇藥にして、且揮發性のものなれば、醫師の命ぜし滴數を誤らざるは勿論、滴下終りたらば速に服用せしむべし。

五、油劑 油劑は飲み悪きものなれば、茶碗に少許の水を入れ、その上に油劑を注ぎ、水と共に飲み下さしむべし。

第二、外用法 外用法には、次の如きものあり。

一、吸入法 呼吸器即ち咽喉・氣管支等に故障ある時に、藥劑を細霧狀或は蒸氣となして吸入せしむる方法なり。

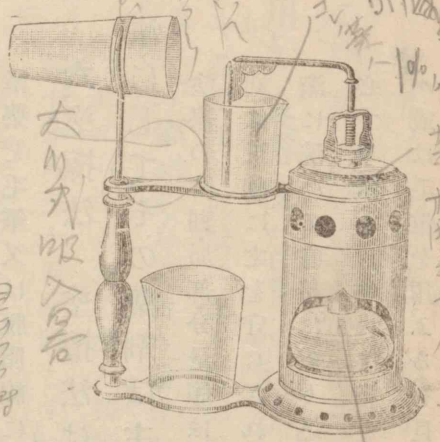
藥劑の揮發性なる時は器械を要せず、ただ瓶の口を開きて、これより吸入せしめ、又は藥劑を手巾等に浸し、病人の口・鼻の前に保持して吸入せしむべし。又揮發性ならざる藥劑は圖の如き蒸氣吸入器を用ひ、藥劑を細霧と

油劑

外用法

吸入法

水の中に入れて飲む
茶碗に水を入れて飲む
手巾に浸して鼻の前に保持して吸入せしむる



(置装の器入吸)

なして吸入せしむべし。この際、病人の衣服寝具等の浸潤を防ぐために、油紙又はタオル等にて被ふをよしとす。すべて吸入の時間・度數・藥劑・用量等は醫師の指圖に従ふべし。

二、點眼法 眼病人の眼中に藥液を滴入する方法なり。即ち藥瓶

に備へたる點眼管に藥液を充たし、滴入すべし。

し、其の尖端が眼球に觸れざる様靜かに滴入すべし。

三、含漱法 含漱は口内又は咽喉の疾患を治するため、藥劑にて洗漱する方法なり。

口内に半分程の藥液を含み、頬の運動によりて普く口内を洗ひ、又は成る程長く患部に觸れしめ、或は仰首して軽く呼吸しつつ藥液を轉回し、よく咽喉を洗漱して吐き出し、かくすること二三回にて止むべし。決して藥

吸入器の装置

點眼法

含漱法

大人、小兒、ともに用ひ、洗ひ、吐き出す

塗布法

劑を嘸み下さしむべからず。
四、塗布法 藥劑を毛筆又は綿球に浸して、患部に塗布する方法なり。

塗藥を用ふる局部廣狹等は必ず醫師の指圖に従ひ、その藥劑は、一回分だけを他の器物に移して用ひ、決して、毛筆を藥瓶の中に差入るべからず。

撒布法

五、撒布法 撒布法は散藥を振りかくる方法なり。

散藥を毛筆又は脱脂綿に含ましめ、患部に撒布すべし。

塗擦法

六、塗擦法 塗擦法は皮膚の局部に藥物を擦り込む方法にして、その藥劑は主に油類・軟膏・丁幾等を用ふ。

塗擦の時刻局部分量等はもとより醫師の指圖に従ふべしと雖も、特に時刻は正確に之を守らざれば、その效なきものなり。塗擦の際は、まづ手を清潔に洗ひて、直接に擦り込むことあれども、水銀軟膏等を用ふる場合には、必ず手拭布片等にて指を被ふべし。又丁幾類を用ふる場合には、フランネル或は毛筆を用ふるを良しとす。塗擦了らば、更に手を洗ふべし。

芥子泥用法

七、芥子泥用法 芥子泥を皮膚に貼用し、内部の血液を其の局部に誘導し、或は疼痛を鎮め、若しくは活氣を促す爲に用ふる方法なり。

芥子粉を泥狀に煉り、局部の大きさに應じ、美濃紙又は半紙を二つ折とし、三方の縁を正しく折り曲げたる後之を擴げ、其の上に芥子泥を一分位の厚さにのべ元の如く疊み、醫師の指示せる局部に貼附すべし。其の時間は通常十分乃至十五分間とすれども、痛を覺ゆるを度として除去することあり。又之を除きたる時痛を發し又は水泡を生ずる時は、布片に乳汁又は油を浸して貼るべし。又芥子泥の代りに芥子紙を張ることあり。

八、水蛭法 身體中或部分の血液を水蛭に吸ひ出さしむる方法なり。

病人をして適宜の姿勢をとらしめ、局部を清水にて十分に清洗し、若し肌毛あらば之を剃り、次に醫師の指示せる水蛭の數を竹筒又は筒形にしたる紙に入れて局部に當つべし。若し吸付あしき時は、局部に砂糖水を塗る

水蛭法

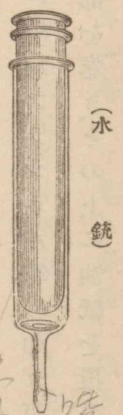
べし。而して之を用ふる時間は、水蛭の飽満して自然に落つるを待つべし。但し中途に之を除く必要あらば、食鹽を撒布すべし。既に水蛭の落ちたる後、出血止まざる時は、硼酸水濕布にて屢創口を拭ひ、出血止むに至らば、酸綿紗を貼用しおくを良しとす。

九、灌腸法

灌腸とは肛門より液體を注入する方法にして、滋養・止痛・催下等種々の目的あれども、こゝには催下の目的を以てする灌腸につきて述べべし。

灌腸器には、水銃・護謨球・イルリガートル等の種類あり。灌腸を行ふには、藥液は醫師の指圖に従ひ、病人を仰臥又は左を下にして側臥（小兒は仰臥せしめ臀部の下には油紙又はゴム引布を敷き、それより肛門の周圍並に嘴管にグリスリオン又はワセリンを塗り、直腸を傷つけざるやう靜かに嘴管を肛門内に挿入し、藥液を送り入るべし。かくて嘴管をぬき

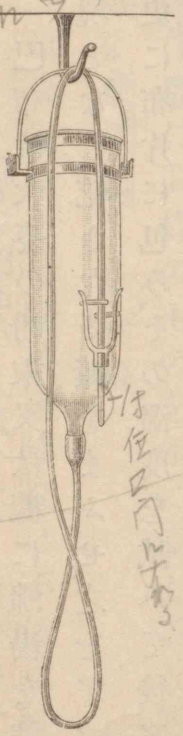
イルリガートル



(水銃)



(ゴム製灌腸器)



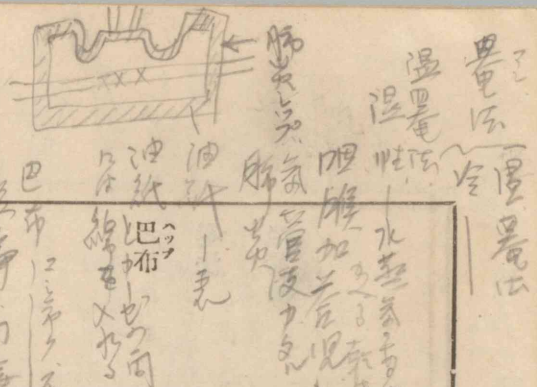
(イルリガートル)

取り、綿にて暫時肛門を押へ、十分に藥液を腸内に保たしめ、いよく便通を催すこと切なるに及んで、排便せしむるを良しとす。灌腸器は使用前後とも十分に消毒すべし。

一〇、罨法 罨法

には温罨法と冷罨法との二種あり。(一)温罨法は、疼痛・炎症等を去らしむるために行ふものにして、分ちて温湯・巴布・プリスニツツ氏罨法等とす。

第二章 看護の第六節 薬用



プリスニッツ氏罨法

温湯罨法はタオルフランネル・紋羽等の如き液を含み易き布を温湯に浸し、適度に之を絞りにて、其の温度を試み、後之を患部に當て其の上に、フランネルの布片又は油紙を覆ひ、かつ屢交換して温氣を保たしむ。

巴布は大麥の粉末又は糠に沸湯を注ぎ、搔きまぜつゝ軟塊となし、乾きたる糠をまぶせ、之をアマニ油紙につゝみ、更に布片に包み、その温度を試みて後、之を患部に當つべし。

巴布は温氣を持続すること遙かに温湯罨法に優り、よく腸痛及び腹部の病に效あるものなり。右の外、米飯・藜藜等を湯煮として用ふるも可なり。

プリスニッツ氏罨法は、濕布を患部に巻きて繃帯を施す方法にして、咽喉・胸部の痛み等に用ふ。

タオル・紋羽・フランネル等の如き布片を温湯に浸して軽く搾り、之を疊みて患部を巻き、その上に油紙を覆ひて水蒸氣の放散を防ぎ、更にその上を

冷罨法

冷水罨法

フランネル等にて巻き、最後に廣き布又は繃帯にて固く巻くなり。通常濕布は凡そ二時間毎に取換ふるを必要とす。乾く時は效力なきものなり。

(口)冷罨法は、疼痛・出血・充血を治するため、患部を冷やすに行ふものにして、冷水罨法・氷嚢罨法等あり。

冷水罨法は手拭又は成るべく軟かき布片を幾重にも疊みて冷水に浸し、水の滴下せざる程度に軽く搾りて患部に當て、別に同様のものを水に浸し置き、屢交換して冷やす方法なり。

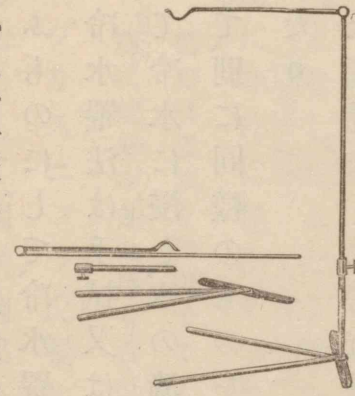
氷嚢罨法とは膀胱・護謨又は不透水性紙にて作れる氷嚢に、氷を入れて患部を冷やす方法なり。

先づ菓子箱又は桶の底に布を敷き、之に氷を入れて、小口より細かに碎き、底に敷きたる布にて包み、其の儘揉みて角を取り去り、後氷嚢に入れ、嚢中の空氣を驅り出し、嚢口を折りまげて括り、患部に一重又は二重の布を當

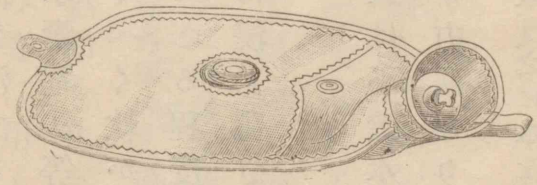
天井の三隅より紐を平らに張り渡しその紐より適宜頭上に来るやう水嚢を吊すもよし

圖解 湯婆
イ、ゴム製
ロ、金屬製
ハ、陶器製

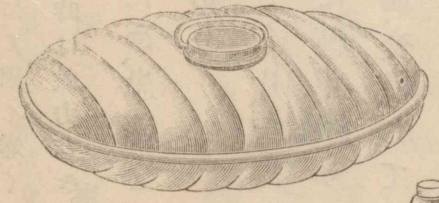
て其の上にて水嚢を置くべし。水嚢は水嚢掛に吊りて用ふるを便利とすれども、若し之なき時は、天井棧の間に、箸又は釘を指しこみ、之より紐を下げて水嚢を吊すを便利とす。



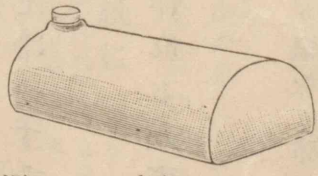
(イ) 水嚢掛



(ロ)



(婆湯)



(ハ)

溫暖法

十一、溫暖法 溫暖法

とは、腹部などの痛を覺ゆる時、之を溫暖め、若しくは體温を保護するため用

ふる方法にして、普通湯婆、懷爐等を用ふ。
湯婆には、圖の如きゴム製金屬製陶器製のものあり。之に八分目位熱湯を入れ、固く栓を閉ぢ、布に包みて用ふるなり。少しの腹痛などは、この方法にて能く治することを得るものなり。

第七節 看病

看病

看病をなすには、病狀を觀察して、適當の介抱をなすを要す。

病人の觀察

第一、病人の觀察 病人を觀察するの適否は、治療上大に影響するものなれば、次の諸項につきて常に注意すべし。

一、體温 體温は、治療上に大なる關係あるものなれば、精密に之を検すべし。凡そ體温は、健康の人にて三十六度五分

乃至三十七度を普通とすれども、人によりて多少の差異あり

體温

分時檢温器として
僅々一二分間に
して體温を示す
ものあり。

脈搏

るにより、平時の體温を計りおくこと肝要なり。
體温を測るには、醫師の命ぜる時刻に於て、まづ檢温器の水銀の部をよく
檢し、病人の腋窩をよく拭ひて挿入し、十分乃至十五分間を経て後其の温
度を檢すべし。

二、脈搏 大人の脈搏は、一分間六十五搏乃至七十五搏を
平脈とし、婦人は男子よりも稍多く、小兒は特に多く、初生兒
に於ては、百三十搏乃至百四十搏を數へ、年齢の長ずるに従
つて次第に減ずれども、五歳に至りてなほ百搏位を數へ、熱
病患者にありては、大人にても百二十搏を超ゆることあり。
されど脈搏も體温と同じく人によりて差異あれば、平脈を
知りおくこと肝要なり。

脈搏を檢するには、示指中指無名指を患者の腕關節の内面拇指側の動脈
に觸るゝを普通とし、體温と同時に檢すべし。これ脈搏増加に伴ひ體温も

呼吸

増加するを以てなり。故に脈搏増加したる時は、同時に體温をも檢するを
要す。また運動後、入浴後及び精神の感動甚だしき時は、脈搏著しく増加す
るものなれば、檢脈は成るべく平靜なる時に行ふこと肝要なり。

三、呼吸 呼吸は大人に在りては一分間平均十六回とし、
初生兒は三十五回乃至四十四回、五歳に至りて二十六回位
を普通とす。之を計るには胸部に手掌をあて、檢するか、又
は胸を見つめて數ふべし。睡眠中に口鼻の前に手をかざし
て數ふるも亦一便法なり。

睡眠

總べて虚弱熱呼吸器等の疾病は呼吸を増し、特に精神作用にて急に著し
く増加することあり。また時には呼吸に伴ひて胸部に痛を感じ、或は呼吸
に一種の音を帯び若しくは聲音嘎れ或は呼吸困難なることなどあり。是
等は常によく注意して醫師に申告すべきなり。

四、睡眠 睡眠は精神及び體力の疲勞を回復するに須要
なる生理作用なれば務めて安眠せしむる要あり。

三三七
...

安眠せしむる手段

睡眠中の注意

睡氣を催せりと見る時は、看護人は燈火を暗くし、室内の溫度を低くし、あたりを静かにして、務めて物音をさせぬやうにすべし。病氣によりては、或は軽く脚部を按摩し、或は小説等を朗讀し、或は背を撫で胸をさすりなどして、心地よく睡眠に導くを必要とすることあり。病人の睡眠中には殊に心をこめて附添ひ、安眠苦悶譫語等の状態に注意し、また病人の顔色俄かに蒼白となるか、或は異状を呈するか、若しくは睡眠度に過ぎて覺めざるが如きことある時は、速に醫師に通知せざるべからず。

便通

五、便通 大便若し腸中に滯ふる時は、心地悪しきのみならず、體溫を高め病狀を不良ならしむるものなり。されば看護人は、よく便通の回数、一回量の多少、臭氣、硬軟、色、異物の存否等に注意して、病床日誌に記入し、醫師に申告すべし。

便のさせ方

便のさせ方は、輕き病人は看護人の肩によらしめ、感冒にかゝらざるやう、被服に注意して便所に伴ふべし。重き病人、惡寒發熱發汗等の時は、臥床のまま、病人を仰臥せしめ、蒲團の上に布片及び油紙を敷き、先端を布片綿等にて覆ひたる靴形の便器をさし込み臀部を上げ、被衾のまゝにて排便せしむべし。若し寒冷なる場合には、便器に少許の溫湯を入れ適宜に溫むるを可とす。排便の際病人に遠慮の念を生ぜしめざるやう特に意を用ふべし。又排便終らば、便器を室外に持出し、清潔に掃除すべし。

病床日誌

六、病床日誌 醫師の診察を受けたる時は、看護者はその後の容態に注意し、大切な事は一々之を病床日誌に記入すべし。即ち食事、體溫、脈搏、呼吸、睡眠、便通、藥用及び病人の特別状態等特に體溫、脈搏、呼吸の如きは、醫師の命じたる一定の時刻に檢して、之を病床日誌に明記するを要す。

介抱

第二、病人の介抱 病人の介抱を爲すには、左の諸件に注意すべし。

第二章 看護 第七節 看護 病

三九

便通 大便若し腸中に滯ふる時は、心地悪しきのみならず、體溫を高め病狀を不良ならしむるものなり。されば看護人は、よく便通の回数、一回量の多少、臭氣、硬軟、色、異物の存否等に注意して、病床日誌に記入し、醫師に申告すべし。

第二章 看護 第七節 看護 病

三九

病 床 日 誌 の 一 例

大 正 九 年 五 月 十 二 日

體 溫	前七時 三七、六	後四時 三八、一
脈 膊	前七時 七四	後四時 八三
呼 吸	前七時 二〇	後四時 二二
藥 用	前八時 水 藥 散 藥	午後六時 水 藥 散 藥
飲 食	前八時 牛 乳 二〇〇、〇 卵 黃 四 箇 鳥 肉 十 片 葛 餅 一 箇	正 午 ソ ツ プ 少 量 卵 黃 三 箇 鳥 肉 十 片 午後五時半 葛 汁 二〇〇、〇
便 通	軟 便 一 回 中 等 量	合 計 同 十 時 二五〇、〇 後 二 時 二〇〇、〇 同 六 時 二五〇、〇 合 計 九五〇、〇
備 考	昨夜十時頃に咳嗽烈しく喀痰多し。夜半より安静に就眠せり。今朝に至り非常なる頭痛あり、身體疲勞す。咳嗽烈しく喀痰多きを以て鎮咳薬を與ふ、其の後稍、輕快におもむく。 午後三時佐々木先生御來診、別に變り無しとの事。 午後四時頃より咳嗽烈しく後苦悶甚だし。午後に至り體溫昇騰す。同九時半、覺醒非常に咳嗽あり、爲に吸人を行ふ、後再び鎮靜す。	

は速に醫師に報告すべし。

二、嘔吐 嘔吐は不消化物、又は腐敗に傾きたる物を食したるとき、若しくは胃病等のために催すものにして、まゝ胸

の疾患、又は熱性病などのためにも催すことあり。病人嘔吐を催す時は、看護人は受器を用意し、その衣帯を緩め、頭部を稍前方に傾けしめ、兩手にて額と頭の後部とを支ふるをよしとす。又頭を擡ぐることも能はざるものは、側臥せしむるもよし。嘔吐終らば、冷水又は微温湯にて含嗽せしむべし。

吐出物は直ちに病室より遠ざけ、其の性質・色・臭氣等を檢して、病床日誌に記入すべし。但し醫師の検査を要するものは、固く蓋をなして、一定の場所に保存すべし。

三、痙攣

痙攣とは身體の一部又は全部が固くなり、無意識に震動するをいふ。其の全部の痙攣は多くは人事不省に

第二章 看護 第七節 看 病

延髄中核を刺戟
嘔吐
痙攣
は速に醫師に報告すべし
吐出物は直ちに病室より遠ざけ、其の性質・色・臭氣等を檢して、病床日誌に記入すべし。但し醫師の検査を要するものは、固く蓋をなして、一定の場所に保存すべし。

は速に醫師に報告すべし
吐出物は直ちに病室より遠ざけ、其の性質・色・臭氣等を檢して、病床日誌に記入すべし。但し醫師の検査を要するものは、固く蓋をなして、一定の場所に保存すべし。

陥り、眼は吊りあがり鬪齒をなし、口邊に泡を出す。彼の癩癩の如きは其の著しき一例なり。此の場合には、輕きは顔面に水を吹き掛くれば心付くものなれども、重きときは、速に衣服の緊縛を解き、安靜に臥せしめ、頭部を冷やし舌を咬まざる様保護布片繻節などを口に咬ますをなし、且室内の換氣に注意し、手先足先を温ため、速に醫師を迎ふべし。

四、發汗 汗は血中の水分汚物等を分泌する生理作用なり。されば病人發汗するときは、よく注意して被服を脱ぎ、夜具を除かしむることなく、また決して臥床を離れしむべからず。病人若し發汗中、大小便を催すときは、温めたる便器に排泄せしめ、發汗を繼續せしむるを要す。發汗終らば、温めたる手拭を以て身體を拭ひ、暖かなる衣服と著更へしめ、務めて感冒を防ぐべし。

發汗中の病人、若し脱力し、或は嘔氣を催す等のことあらば、乾きたる手拭を以て、直ちに身體を拭ひ、或は少量の酒類を飲ましむるを良しとす。かつ發汗の時刻分量、色、臭氣特に全身なりしか、一局部なりしかを注意し置く

五、惡寒戰慄

其の原因には種々あれども、肺炎又はマラリヤ熱の如きにありては、高熱を發する前兆なり。此の場合には寢具を重ね被せ、湯婆にて温ため、其の後熱起らば、頭部、胸部などを冷やし、體温を計りおき醫師の來着を待つべし、

六、沐浴

沐浴は身體を清潔にし、精神を爽快ならしむるのみならず、延いて治療に効果あるものなり。而して病人の身體を清潔にすることは、看護人の主要なる任務の一なりとす。故に入浴し得らるる病人は、醫師の指圖によりて、湯量、温度を適當にし、定まれる時刻を限りて入浴せしむべし。若

第二章 看護 第七節 看病

全身を清潔に
入浴は
温度を
適當にし

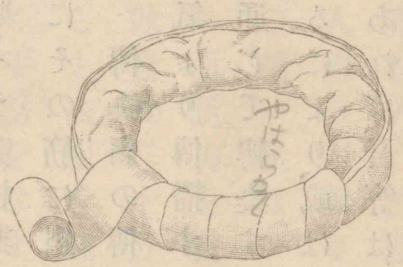
と入浴せしむるは、
四三の節に
入浴の注意

し入浴中に疲勞又は眩暈の状ある時は、速に之を止め、適量の茶・葡萄酒等を與ふべし。入浴終りたるときは、感冒を防ぐために、乾きたるタオルにて手早く身體を拭ひ、衣服を着せ

て臥床に復せしめ、被衾・毛布等にて十分に纏包すべし。臥床を離れ難き病人は、全身を清拭すべし。即ち先づ寢具・衣服等の濕らざる準備をなし、次に熱湯にて手拭を搾り、石鹼を塗りて、手早く幾度もよく拭ひ、更に石鹼の附かざる手拭にて拭ひ、終りに乾きたるタオルにてよく拭ひ、顔面の一局部より、順次全身に及ぼし、爪・指・股・腋下・耳孔等特に注意すべし。斯くせば病人は非常に心地よく覺ゆるものなり。但し清拭は日中溫暖の時に、行ふを良しとす。

七、褥瘡 褥瘡は重病人にして、寢返りの思ふにまかせぬものに發するものにして、身體の骨立ちたる部分の病褥に接し、壓迫・摩擦等を受くるために、皮膚の赤色・紫色となり、或は剝離するをいふ。褥瘡は皮膚爛れ痛みて病苦を増すのみ

ならず、疾病の經過を不良ならしむるものなれば、常に臥床を清潔にし、かつ成るべく軟かにして凸凹なきやうにし、い



(方り作のけは瘡褥)

さゝかの皺・襞等にもよく注意し、空氣環狀枕或は上圖に示す如く、綿を縋帯にて卷きたる環狀の敷物を用ひ、又病人の臥位を變へて、同じ部分の壓迫を避けしむべし。

兩便を失禁する病人にありては、常に臀部の濕らざるやう注意し、かつ屢、清拭してよく乾かし、酒精を塗布すべし。かくするも尙その兆候を表はす時は、酒精などを浸したる脱脂綿にて、その局部を軽く擦り拭ひ、軟かなる綿をあて、保護し、醫師の指圖を受くべし。

第八節 傳染病の豫防及び消毒

傳染病

痲疹・百日咳・流行性感冒・トラホーム・結核・梅毒・赤痢・丹毒・肺炎等も傳染性のものなり。

傳染の徑路

傳染病は種々あれども、内務省令の定むる所によれば、痘瘡・發疹・室扶斯・虎列刺・赤痢・猖紅熱・實扶垓利亞・ベスト・腸室扶斯・パラ室扶斯の九種とす。是等の病に罹りたるものは、直ちにその筋に届け出づべきものとす。

傳染病の傳播する徑路は一様ならざれども、要するに空氣より傳播するもの、病人の排泄物より、又は飲料水・食物を通じて傳染するもの、竝に病人の衣服・身體・器具等に接近するにより、或は蚊・蚤・蠅・鼠等の媒介によりて傳染するもの等あれば、吾等は自ら自己の健康に注意し、次に述ぶる豫防法を厲行せざるべからず。

豫防法

第一、豫防法 傳染病は一たび流行すれば、つぎつぎに其

豫防上の注意

蠅・蚊は不潔なる箇所より發生するものなれば、恒所・塵溜・下水等は、掃除の後石油乳劑を散布して、其の幼蟲を撲滅するを可とす。蚤は床板・畳等の間隙並に床下等にある濕氣帯びたる塵埃中に發生するものなれば、塵埃を清掃し、除蟲粉を散布して其の根絶を計るべし。

の病毒を傳へ、數多の人命を失ふのみならず、その猖獗なるに及びては、累を社會國家に及ぼすこと少からざれば、各人それ／＼注意して、之を未發に防がざるべからず。抑、病毒は人體の不潔なる所、弱點ある所を侵すものなれば、之が豫防の第一義は、平素身體を清潔にし、健康を保ちて病毒に對する抵抗力を養ふにあり。而してその流行時に當りては、特に飲食物に十分の注意をなすこと、流行地の近傍に行かざること、衣服を洗濯し、住居を清潔にすること、外傷・腫物等は早く手當をなすこと等の肝要なるは勿論、餘りに病氣を恐れぬやうにすることも亦必要なり。

蚊・蚤特に蠅はよく傳染病を媒介するものなれば、家屋庭園を清潔にして、是等の發生を防ぐべく、既に發生せるものは、之を撲滅して、其の害を受けざるやう注意することも亦豫防の一法なり。

發生後の注意

若し不幸にして、一家に傳染病者を生じたるときは、その病症の種類・輕重によりて適當なる隔離をなし、妄りに家人の出入するを禁じ、周到なる注意を以て、深切に介抱せざるべからず。若し豫防及び消毒等の注意を怠りたるため、病毒一度他に傳染せば、累を如何なる範圍にまで及ぼすやも知るべからず。されば直接看護の任に當るものは、自己の飲食物に注意し、如きは病室内にて飲食するが、身體・衣服を清潔にし、創口・腫物等あらば適當の手当をなし、自身を守ると同時に、病人の排泄物は勿論、その衣服・物品竝に直接間接に之に觸れたる物及びその疑ひある物は、次に述ぶる要領によりて、相當の消毒を行ひ、その傳播を防ぐべし。

消毒法

第二、消毒法 消毒法には、日光消毒・煮沸消毒・燒却消毒・蒸氣消毒・藥物消毒・燻蒸消毒等あり。

日光消毒

一、日光消毒 病原體は日光に照らさるゝ時は、概ね生活機能を失ふにより、病衣・夜具等は時時日光にあてて消毒すべし。此の方法は結核菌に對しては殊に有效なりといふ。

煮沸消毒

二、煮沸消毒 消毒すべき物品を湯釜に入れ、約一時間煮て殺菌する方法にして、木綿類・食器類には此の方法を用ふ。

燒却消毒

三、燒却消毒 病人の用ひたる物品を燒きて、病原體を殺滅する方法にして、消毒の最も完全なるものなり。燒きて變質せざる金屬製品、再用に適せざる物品例へば汚損甚、廉價なる

例へば藥蒲團の類

蒸氣消毒

四、蒸氣消毒 攝氏百度以上の蒸氣を用ひて一時間程消毒する方法にして、其の效力強けれども相當の設備を要するにより、一般の家庭にては行ひ難し。されど物品の種類によりては、在來の蒸籠を利用することを得べし。

蒸氣消毒
日光消毒
煮沸消毒
燒却消毒
又火力消毒をもいふ

藥物消毒

又化學的消毒と

微化セヨ

五、藥物消毒 藥品を以て消毒する方法にして、其の藥品には昇汞水千倍常、フオルマリン液五百倍乃、硼酸水倍三十、リゾール水五百倍乃、石炭酸水二十倍乃、生石灰等あり。これらの用法は醫師の指圖に従ふべきものなりと雖も、其の中石炭酸水も硼酸水に準ず。生石灰の用法につき左に一例を示すべし。

石炭酸水の用法

(イ)衣服等は十二時間以上、器具類は暫時此の液に浸し、後清水にて洗ふべし。(ロ)柱・敷居・鴨居・壁・床板等は、此の液に浸したる布にて擦り拭ひ、更に清水濡拭をなすべし。(ハ)手指・足部等は此の液に浸したる手拭にて拭ひ、後温湯にて洗ふべし。(ニ)吐瀉物・排泄物等には、それと同容量の液を加へよ。くかき交ぜて後放棄すべし。
生石灰に少量の水を灌げば、發熱して崩壊し粉末となるべし。而して消毒には此の粉末を用ふ。即ち便所・床下・下水・塵

生石灰の用法

溜等に之を撒布すべし。又之を石灰乳として同じ目的に用ふることあり。即ち使用に臨み、石灰一升到水九升の割合を以て徐々に混じ、直ちに使用すべし。又吐瀉物・排泄物に對しては、其の容量の四分の一以上を加ふべし。

燻蒸消毒

右の外燻蒸消毒として、フォルムアルデヒド又は硫黄の瓦斯を用ひて室内を燻蒸する消毒法あれども、家庭にては行ひ難ければ、専門家に依頼するを可とす。

第九節 救急法

救急法

俄かに疾病に罹り、若しくは創傷を受けたる時は、速に醫師に託して治療を請ふべきは言ふまでもなし。されど醫師の來診までの間に施すべき應急手當の心得あると否とは、その創傷・疾病の恢復に大なる關係あるものなり。されば斯

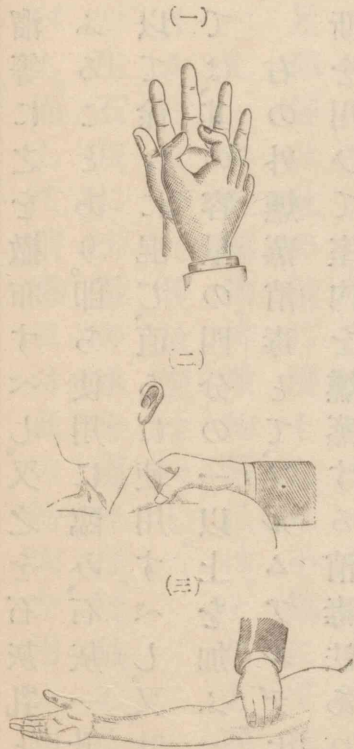
救急處置

かかる場合には、徒らに周章狼狽することなく、適當なる手當を施して、一時の急を救ひ、以て醫師の來診を待たざるべからず。左に之に關して述ぶる所あるべし。

第一、救急處置 急病其の他創傷を受けたるものある時は、速に醫師を招きて治療を受けしめざるべからずと雖も、醫師來着までの間、救急の手當をなさざるべからず。左に其の主なるものを記すべし。

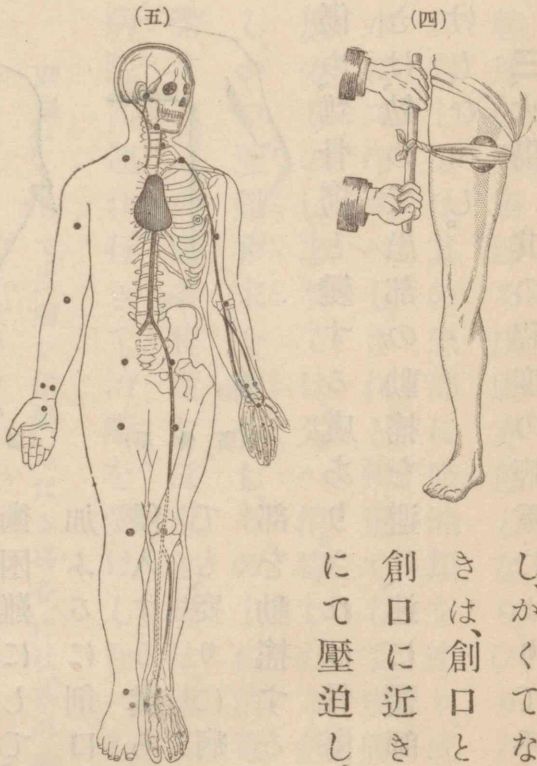
止血法

(一)は指先の出血に對し、(二)は腋窩又は上腕の上部及び腕部の出血に對し、(三)は上腕の下部及び腕部の出血に對し、(四)は下肢の出血に對し、(五)は止血の爲に壓迫すべき身體中の各部位を示せり。



一、止血法 創傷を受けたる時は先づ其の創口を消毒綿紗にて壓し、出血を止むる手段を取るべし。

に對し壓迫すべき部位にして、(五)は止血の爲に壓迫すべき身體中の各部位を示せり。



し、かくてなほ出血止まざるときは、創口と心臓との間に於て、創口に近き動脈の部分指頭にて壓迫し、なほ手拭・手巾等にて緊縛するを可とす。斯くすれば動脈出血を止め得るなり。

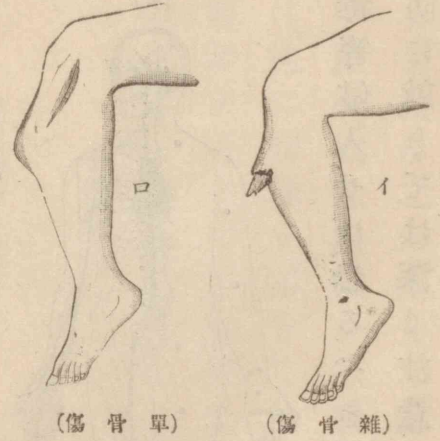
創口に汚物・病毒等侵入せば、恐るべき結果を來すことあるにより、其の豫防に就きては深く注意せざるべからず。即ち術者先づ自己の手指・爪甲等を消毒し、次にアルコール等にて皮膚を清拭し、後消毒ガーゼを局部に當て、更に脱脂綿を以て患部の全

骨傷

單骨傷とは筋肉・皮膚等には故障なく只骨部のみ挫折したるをいひ。雜骨傷とは骨は勿論、筋肉又は皮膚等を損傷したるをいふ。

面を纏ひ、其の上に繃帶をかくべし。

二、骨傷



單骨傷とあり。單骨傷は挫折したる骨部が正しく接合せらるれば、恢復すべきものなれども、雜骨傷は、施術困難にして、治療も亦速ならず。加ふるに創口より汚物・病毒等の侵入する虞あり。されど單骨傷とても、妄りに病人を動かす、或は患部を動揺する時は、内部の筋肉を傷め、雜骨傷と變する虞あり。されば骨傷患者を生じたるときは、勉めて患部の動揺を避け、速に醫師を招きて施術を受けしむべし。

三、火傷

其の程度の輕重によりて手當の方法を異にす。

火傷

針を消毒するにハ火にて焼くを便利とす。

輕度の火傷即ち皮膚赤色となり、ひり／＼と痛む位のものに對しては、其の患部に脂油類を塗り、或は痛の止むまで、冷水にて冷すべし。されど稍重くして、皮膚に水泡を生ずる程度のものにありては、先づ消毒したる針にて其の水を漏らし、かつ亞鉛華末を撒布し、その上に消毒ガーゼを當て、繃帶すべし。火傷の程度なほ重き時は、速に醫師を招くか、又は病院に連れ行きて治療を受けしむべし。

劇薬によりて皮膚を損傷したる場合には、其の酸類例へば硫酸・に原因するものならば、石灰の粉末又は木灰を撒布して、之を中和し、又アルカリ性加へば苛に原因するものならば、薄くしたる酢を以て中和し、清水にて洗ひ、然る後其の輕重の程度により、適當の手當をなすべし。

四、凍傷

身體寒冷に侵さるゝ時は、血液の循環に故障を生じ、次第に知覺を失ひ、遂に四肢強直となり、皮膚は蒼白色

凍傷

となるべし。かゝる凍傷者は、決して直ちに温室に移し、又は火氣にて温むべからず。先づ病人を風の當らざる冷室に移し、衣服を去り、初めは雪又は氷水に浸せるタオル等を以て全身を摩擦し、四肢漸く柔軟となるに至らば、人工呼吸法を行ふべし。かくて知覺回復し、劇痛を覺ゆるに至らば、漸次寒冷の度を加減し、且少許の茶又は珈琲を與へ、患者の温感を覺ゆるに至らば、冷やすことを止め、身體の水分を拭ひ去り、乾きたる敷布等を以て、病人を被ひ、あまり暖かならざる室に移し、漸次被衾を厚くすべし。

五、螫傷 毒蟲に螫されたる時は、蚊・虻等ならば、直ちにアンモニア水を塗るべく、蜂・毛蟲等ならば、刺毛等の残りたるを抜き取りて後、アンモニア水を塗るべし。砂糖水等をつくるもよく、欸冬の根をたゞきてその汁を擦りつけ、又は生の

螫傷

蜂の毒
コレは別に別れられし後
はらう

咬傷

玉葱を切りてその表面にて擦るもよし。
六、咬傷 蛇類・鼠・狂犬等に咬まれたる時、是等の傷のため、に發病するに至らば、醫師と雖も治療困難なるものなれば、特に應急の處置宜しきを得ざるべからず。即ち咬傷を受けたるときは、直ちに傷口の上部及び下部を有合せの手拭等にて緊縛して血行を止め、その部分の血を吸ひ出すが、又は周圍より壓出し、速に醫師を招くべし。但し口内に傷ある人は、決して口にて吸出すべからず。これ其の傷口より毒の侵入する虞あればなり。

七、衄血 衄血を止むるには、靜かに安坐せしめ、軟かなる紙綿等にて鼻孔を塞ぐべし。
また五十倍の食鹽水、又は明礬水にて洗ふもよく、又は頸部前額及び鼻上等に冷罨法を施すもよく、或は冷水を鼻孔

衄血は、
鼻の元をこたく
もよく、
また、
五十倍の食鹽水
又は明礬水にて
洗ふもよく、
又は頸部前額
及び鼻上等に
冷罨法を施す
もよく、
或は冷水を
鼻孔

眼中異物

より吸入せしむるもよし。
 妄りに俯き、或は嘔吐し、或は鼻をかむなどは總べて宜しからず。
 八、異物 眼中に砂塵等の入りたる時は、指にて險を開き、濕ひたる清き布にて靜かにふき取るべし。或は水の中にて眼を開きつゝ洗ふもよし。決して眼を擦るべからず。されど金屬末の入りたる時は、直ちにオリーブ油二三滴を滴下して、醫師の許に連れ行くべし。

中毒

九、中毒 中毒には食物又は藥物よりするものありて、その治療は何れも醫師に託すべきものなれども、應急の手當としては、咽喉の爛れたる場合の外は、速に其の毒物を吐かしむるを可とす。即ち微温湯に鹽、又は卵白に少許の油を加へて、多量に飲ましむべし。斯くする時は、腹中の毒分を稀釋するのみならず、嘔氣を催し、毒物を吐出すに至るべし。

十、卒倒

しむる等諸種の手段を盡くして、醫師の手當を受くべし。
 嘔氣を催さざる時は、指先鳥毛又は鼻孔若しくは咽喉を刺戟して嘔吐せしむる等、精神感動、身體の過勞または外傷・出血・激痛などにより、脳貧血又は脳充血を起こして、顔色蒼白又は赤色となり、卒倒して人事不省に陥ることあり。かかる場合には、醫師の來診を請ふは勿論なれども、先づ病人の衣帶を緩めて、靜かに平臥せしめ、戸障子を開きて、室内の空氣を特に新鮮ならしむべし。而してその腦貧血なる場合には、頭を低くし、足部を高くし、かつ嚙下し得るに至らば、少許の赤酒を與へ、又腦充血なる場合は、枕を高くし、頭部を冷やし、且嚙下し得るに至らば、少許の清涼飲料を與ふべし。人事不省のものには、妄りに何物をも飲ましむべからず。これ窒息せしむる處あればなり。

腦貧血は顔色蒼白となり、腦充血は赤色となる

虚脱

十一、虚脱 虚脱とは病人の心身著しく衰へたるをいふ。多くは外傷その他の出血・病症の變動等に基つき、顔色は蒼白となり、脈搏は微弱となり、眼凹み、手足冷え、冷汗流れ、知覺乏しく、體温は三十五度前後に下り、頗る重態を呈すべし。かかる時は、温褥に臥せしめて頭部を低くし、濃き茶・珈琲又は赤酒・ブランドーに卵黄を混じたるものなどを與へ、速に醫師の手當を受くべし。

窒息

十二、窒息 窒息は有害瓦斯を吸入せるため、又は食物を誤嚥せるため呼吸不能の状態に陥れるをいふ。有毒瓦斯のために失神したるものは、速に新鮮なる空氣中に移し、面部・胸部などに冷水を注ぎて之を覺醒せしむべし。なほ醒めざる時は、人工呼吸法を施し、直ちに醫師の手當を受くべし。

日射病

氣道に入りたるものは、頭を下げ俯むけて背を打ち、又は咽頭を刺戟して、咳嗽・嘔吐を促がして吐き出さしむるを良しとす。されどもこは甚だ危険なれば、速に醫師の手當を受くるを可とす。また咽頭内に食物の梗塞したる時は、強く鼻を撮みて、口を開かしめ、指にて其の食物を引き出すべし。但し指を咬まれざるやう注意せざるべからず。かくて尙出でざる時は、咽頭を刺戟して嘔氣を促し、之を吐き出さしむるをよしとす。

十三、日射病 日射病は體內に水分の缺乏せるより起る。夏日炎天に際し、飲料水を取らずして長く歩行を續け又は運動する等、過勞したるときに發すること多し。其の容態は初めは渴と疲勞とを感じ、流汗甚だしく、次第に眩暈を催して、顔面は潮紅し、次いで烈しき動悸と頭痛とを覺え、終に發汗止み、顔色は暗紅に變じて卒倒するに至るものなり。かかる時は、醫師の手當を受くるは勿論なれども、先づ其の病人を日蔭に移して、衣帶を解き、上體を高くして安臥せしめ、顔

夏 日射病 顔面潮紅し、動悸、頭痛、汗止み、顔色暗紅に變じて卒倒するものなり。かくては、醫師の手當を受くるは勿論なれども、先づ其の病人を日蔭に移して、衣帶を解き、上體を高くして安臥せしめ、顔

溺没

面部胸部等に水を注ぎて冷却し、且嘔下し得るに至らば多量の冷水を飲ましむべし。

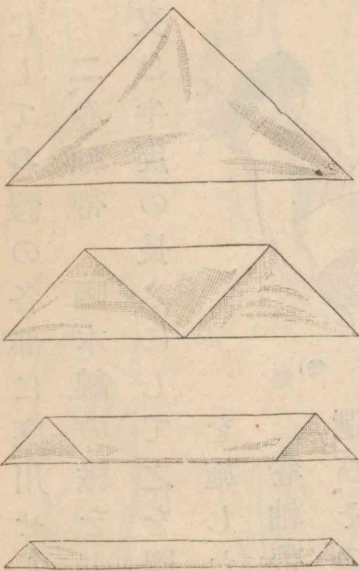
十四、溺没

溺没には、水中に陥る時、激しき驚愕によりて、氣絶したるものと、水のために窒息したるものとあり。すべて溺者は水中にあること、數時間に及ぶも、必ずしも死亡に陥るものにあらざれば、救助者たるものは、耐久持續して救急の手段を盡さざるべからず。

溺者を水中より救ひ出さば、醫師に通報すると同時に、其の飲みたる水及び泥土を吐き出さしめ、次いで人工呼吸法を行ふを要す。即ち指に布を纏ひて口中に差し入れ、其の泥土等を拭ひ去り、次に救助者平坐して、溺者の腹部を自己の膝の上に當てて、或は脱がせたる衣服を巻 俯伏せしめ、胸部を低くし、手指にて溺者の前額を支へ、背部を壓して、肺及び胃中の

溺るに先づ、呼吸を止め、
溺者は、水中に陥る時、
驚愕によりて、氣絶したるものと、
水のために窒息したるものとあり。
すべて溺者は、水中にあること、
數時間に及ぶも、必ずしも死亡に
陥るものにあらざれば、
救助者たるものは、耐久持續して救
急の手段を盡さざるべからず。

三角巾各部の名稱



(方) 折の巾角三

軸帶とす。 一、三角巾 金巾を大幅のまゝ、四角に裁ち、更に之を斜に半切したるものなり。その用法は極めて簡單

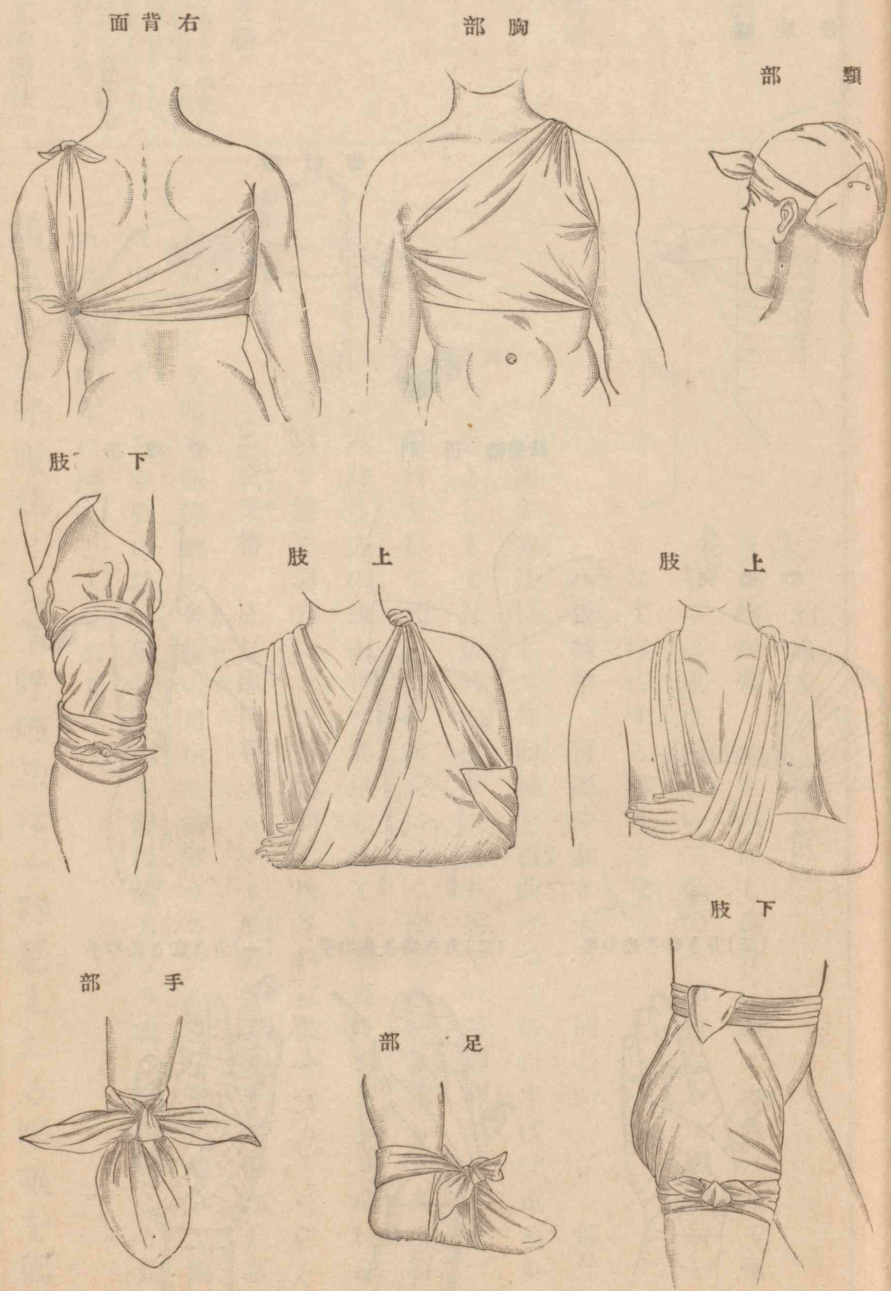
水を吐出せしめ、更に仰臥せしめて、人工呼吸法を施すべし。かくて呼吸回復せば、病人を臥床に移し、毛布等を被せ、絶えず身體を摩擦し、湯婆等を用ひて漸次に身體を温め、かつ病人の嘔下し得るに至らば、葡萄酒又はブランデー等を温湯に加へて與ふべし。

第二、繃帶法

繃帶は之を以て創傷其の他の患部を纏ひ、其の創口等より塵埃、病毒などの侵入を防ぐものにして、其の重なるものを三角巾・卷

何にかけ、
繃帶を
行ふに
湯に
病人の嘔下し得るに至らば、
葡萄酒又はブランデー等を温湯に
加へて與ふべし。

三角巾の用法

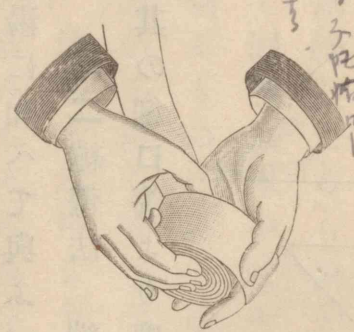


甲の部を尖端といひ乙又は丙を尾端といひ乙と丙との間の縁を底といふ。

是の印は巻く時
 中の印は巻く時
 中の印は巻く時
 中の印は巻く時

卷軸帶
 三裂きのものは腹部を纏ふに用ひ、四裂は下肢に、五裂は上肢に、六裂は頭部に、七裂は眼部に、十裂乃至十二裂は指に用ふるを常とす。

環行帶



(帶軸卷)

にして、身體の各部に應用せらる。

二、卷軸帶 晒木綿の縁を去り、他を適宜の幅に裂き、一反又は半反の長さにして之を圖の如く軸狀に巻き、蒸氣消毒を施したるものなり。

觀見苦しからざる様にせざるべからず。

卷軸帶の使用法につきて二三の例を左に示すべし。

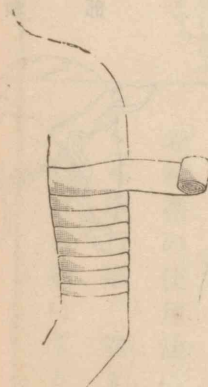
(一)環行帶 巻き初めと巻き終りとに於て、夫々同じ所を數回重ねて巻き、解けぬ様にする巻き方にして、何れの繃帶をなすにも必ずこの方法を以

卷軸帶は患部に適當したるものを選び、その面を患部にあて回轉しながら巻き、決して殊更に卷軸を引締むべからず。その巻き加減は緩からず、緊ならず。患者の心地よきを度とし、かつ外

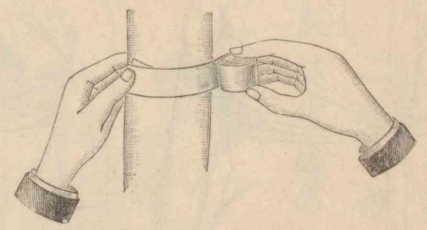
天又帯
 龜甲帯
 人工呼吸法
 及後帯

法用便の帶軸卷

帶旋螺

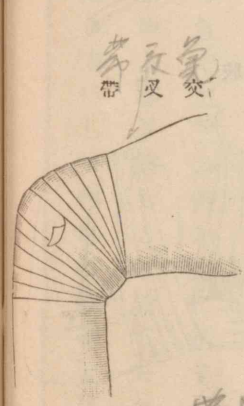


帶行環



法帶轉折別

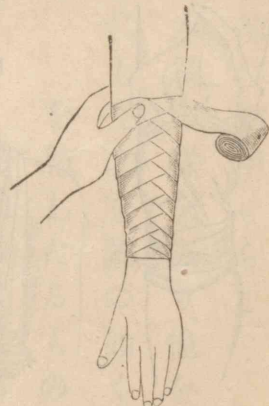
帶轉折



交又帯

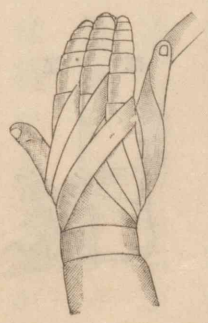


(三)方き巻き先の手



(一)方き巻き先の手

(二)方き巻き先の手



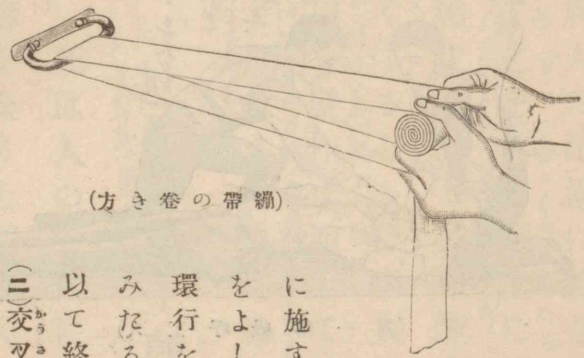
螺旋帶

折轉帶

交又帶

左右より中央に進む巻方を集合龜甲帯といひ、中央より左右に進むを開散龜甲帯といふ。

人工呼吸法



(方き巻の帶綱)

て始終す。

(口)螺旋帶 太さの同じ部分に施す方法にして、每行半ば、或は前行の三分の一相重なりて螺旋状をなす様にす巻き方なり。

(ハ)折轉帶 臂脛の如き太さの同じからざる部分に施す方法にして、毎回軸を折曲げつつ、每行半ば位重ぬるをよしとす。又折轉の代りに、恰も兵士の巻脚絆の如く、先づ環行を以て始め、次に螺旋に一二回巻きては稍下り、其の緩みたる方の縁を押へ、巻込む如くに交互に巻き上り、環行を以て終る巻方にして、折轉帶に比すれば便利なり。

(三)交又帶 また龜甲帯ともいふ。肘膝等の如き關節部を巻く方法なり。即ち關節部の伸縮の自由を妨げざるため、8字形に巻きて、漸次中央にすゝみ、中央に於て環行を以て終る巻方なり。或は又中央より始め反對の順序に終ることもあり。

第三、人工呼吸法 人工呼吸法は一時絶えたる呼吸を回

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百

復して、自然の氣息を得しむる方法なり。その方法は、まづ患者の衣帶を解きて上身をあらはし、之を仰臥せしめて背に軟かなる枕を當て、頭を低く胸腹を高

季助軟骨(肋骨)の下に
手は腕の下、牛首を括り
復して、自然の氣息を得しむる方法なり。その方法は、まづ患者の衣帶を解きて上身をあらはし、之を仰臥せしめて背に軟かなる枕を當て、頭を低く胸腹を高



(圖一第吸呼工人)



(圖二第吸呼工人)

くし、兩足を伸ばし、て並行せしめ、然る後布片にて舌尖をつまみて口外に引き出し、介者あらば、之を引込まぬやう固持せしめ、介者なくば布片にて括るべし。かくて術者は

網綱
止血のため
自身の足を踏んで下す

清毒
布

種
使中

石
か

腹
本

紋
竹

危篤者の取扱

第十節 危篤者の取扱

死は人の一代に於て最も大切なる時なり。老年となり、天壽を全うして逝くものは、眠るが如くに死するものなれども、疾病に冒されて逝くものは、多少の苦惱あるを免かれざるものなれば、家人たるものは心を盡して看護し、病人をして心を安んじて逝かしむることを務むべし。

危篤者の状態は、病症によりて一様ならざるも、多くは呼吸緩かにして不規則となり、脈搏は甚だ早くして弱く、手足冷えて顔色蒼白となり、上下眼瞼少しく開き、かつ僅かに口を開くを常とす。かゝる時には速に醫師に報じ、親戚に知らせ、又清水を以て患者の唇を濕し、臥褥を整へ、周囲を靜かにして、懇切に看護し、安らかに其の命を終へしむべし。なほ官職に在るもの特に位階・勲等ある者は、病人の危篤に瀕する時は、速に之を其の官署に届け出づることを忘るべからず。かくていよく呼吸されたる時は、醫師の檢診を受け、後仰臥せしめ、先づ眼及び口を閉ぢ、消毒薬にて全身を拭ひ、衣服を着換へしめ、白布を以て之を被ひ、その容態の醜からざるやうにすべし。又醫師の診断書を添へて、死亡届を戶籍吏に差出し、二十四時間を経て、葬儀を行ふなど、總べて規定に

死者の取扱

死者の取扱
 仰臥せしめ、先づ眼及び口を閉ぢ、消毒薬にて全身を拭ひ、衣服を着換へしめ、白布を以て之を被ひ、その容態の醜からざるやうにすべし。又醫師の診断書を添へて、死亡届を戶籍吏に差出し、二十四時間を経て、葬儀を行ふなど、總べて規定に

從ひて取り運ぶべし。

なほ注意し置くべきは、遺言のことなり。すべて病人は遺言などといへば、既に死期の近づきたるを感じて、死期を早むる虞あるものなれば、折を見計ひて、病人の感情を害せざるやう、深く心を用ひて病人の意思の在る處を確めんことをつとむべし。これ家族たる者の特に注意すべきところなり。

病後回復期の注意

凡そ病後に於ける攝生の如何は、其の回復に大なる關係あるものなれば、食事運動より精神感動に至るまで、深く注意するを要す。

第一、食物上の注意 回復期間の長短は、病症によりて異なるにより、此の期間に於ける食物の種類・分量及び其の分

遺言

養生

第二章 看護 第十一節 病後回復期の注意

又回復の指圖にも分量増加の程度の如きは、必ず醫師の指圖に従ふべし。

其他、精神の回復期には概して食欲の盛なるを常とす。されど消化器の作用は未だ之に伴はざるにより、病人が如何に切望するも、其の望むがまゝに與ふるは最も不可なり。殊に腸チフスの如きは、之が爲めに再び危険に陥り甚だしき生命を失ふに至れる例少からず。

運動

第二、運動上の注意 醫師の許せる適度の運動は、體力回復上必要なるも、決して其の度を過ぐすべからず。然らざれば、身體の過勞を來たし、時として卒倒することなしとせず、深く戒むべきことなり。

慰安

第三、精神感動上の注意 精神に劇しき感動を與ふる事柄を話し、又は相談すべからず、悲哀なる小説を讀み聞かすが如き亦害あり、慎むべし。

第四、轉地療養 病氣の種類によりては氣候よく空氣清

轉地

山間海邊温泉など、その適不適

きところに轉地療養をなすことは、大いに回復を早からしむる效あるものなり。されど山間・海邊・温泉など、その適不適は總べて醫師にはかりて、適當なる場所を選ぶべし。

第三章 育兒

育兒

凡そ婦人の生涯に於て世に盡すべき務は多けれども、その最も重大にして、且高尚なるは育兒の務なりとす。蓋し兒女教養の如何は、その兒女に強弱賢愚の別を生ずるは勿論一家の盛衰にもかゝはり、延いて一國の興廢にも關するものなれば、婦人たるものは其の責任のある所を自覺し、賢母良妻たるの實を擧げんことを務めざるべからず。

小兒は未だ生れざるに先立ち、母の胎内にてその感化を受け、既に生るれば母の懷に抱かれ、その歩むに至るや母の手にすぎり、寸時も母と離るることなし。されば育兒の任は父母の共に負ふべき務なれども、境遇・性情の上より母はその務の大部分に當らざるべからず。而して之に當るには、育

育兒の最も重大なるは、母の責任を自覺し、賢母良妻たるの實を擧げんことを務めざるべからず。小兒は未だ生れざるに先立ち、母の胎内にてその感化を受け、既に生るれば母の懷に抱かれ、その歩むに至るや母の手にすぎり、寸時も母と離るることなし。されば育兒の任は父母の共に負ふべき務なれども、境遇・性情の上より母はその務の大部分に當らざるべからず。而して之に當るには、育

兒に關する知識を備へ、兒女の性情に従ひて適當なる教養を施さんことを要す。これ育兒法の女子に必要にして、而も大切なる所以なり。抑女子たるものの母たるの義務責任は、妊娠てふ事實より始まるものなれば、育兒法の第一歩は此の時期より發せざるべからず。蓋し妊婦の精神状態竝に其の一舉一動は、胎兒に大なる感化を及ぼし、且其の出産の難易等にも少からず影響するものなればなり。されば先づ妊娠中及び出産前後の心得に關してその二三を説くべし。

第一節 妊娠中の心得

凡そ妊婦は己に母たるの大責任を負ひたるものなれば、勉めて精神の安靜を保ち、且深く其の身の攝生を守りて胎兒の安全を保護せざるべからず。否らざれば流産・早産・難産

胎兒の發育は、母の精神状態に大なる影響を受ける。母の精神が不安定になると、胎兒の發育も正常に行かなくなる。したがって、妊婦は常に心静かに過ごし、胎兒の健康を守るべきである。

一、胎兒の發育は、母の精神状態に大なる影響を受ける。母の精神が不安定になると、胎兒の發育も正常に行かなくなる。したがって、妊婦は常に心静かに過ごし、胎兒の健康を守るべきである。

良精 二百十日目に生
十月後ま。

等となり、或は生後兒女の虚弱なるを免れざるべし。

第一、衣食住 妊婦の衣食住は、間接に胎兒の衣食住とな

ものなれば、深く心を用ふべきなり。

一、食物 受胎後二三月に至れば、悪阻として、時々嘔氣を催

し、食慾を減じて、嗜好に變化を起し、酸味を好み、頭痛・眩暈等

を起すこと多し。かゝる時には、適量の酸味を用ふることは

害なきも、食物は成るべく注意して、消化よく栄養分多き物

を選び、少量づゝ度々食するをよしとす。

總べて胎兒は母體の血液より栄養分を得て生育するもの

なれば、母體の健否特に栄養分の多少は、大いに胎兒の身體

に影響するものなり。されば月を重ねるに従ひ、胎兒は益榮

養分を要するにつれ、母の消化器は次第に壓迫せられて、そ

の作用不十分となるにより、容積少くして栄養分多きもの

を選び用ふべし。濃き茶・珈琲等は之を避け、酒類は一切之を

禁ぜざるべからず。

二、衣服 衣服は平生用ふるもの中、軽く暖かなるを選

び、特に窮屈ならざるやうにすべし。窮屈なるは胎兒の成長

を妨げ、妊婦の呼吸・血行等を害するものなり。鎮帯は白木綿・

フランネル等の並幅八尺内外を二つ折にしたるものを用

ひ、腹部の冷えざるやう、又垂下せざるやう程よく纏ふをよ

しとす。また腰以下の冷えぬやう、股引・足袋などを穿くべし。

三、居室 居室は日當り・風通しよく、かつ靜かなる室をよ

しとし、二階は必ず之を避くべし。坐するには夏にても敷物

を用ふべし。又廊下・板間などに長時間腰をかくるはよろし

からず。其の他多人數集まれる部屋・火爐・燈燭の多き場所等

には長居すべからず。

胎兒の成長
胎兒の成長は母體の血液より栄養分を得て生育するものなれば、母體の健否特に栄養分の多少は、大いに胎兒の身體に影響するものなり。されば月を重ねるに従ひ、胎兒は益榮養分を要するにつれ、母の消化器は次第に壓迫せられて、その作用不十分となるにより、容積少くして栄養分多きものを選び用ふべし。濃き茶・珈琲等は之を避け、酒類は一切之を禁ぜざるべからず。

胎兒の成長
胎兒の成長は母體の血液より栄養分を得て生育するものなれば、母體の健否特に栄養分の多少は、大いに胎兒の身體に影響するものなり。されば月を重ねるに従ひ、胎兒は益榮養分を要するにつれ、母の消化器は次第に壓迫せられて、その作用不十分となるにより、容積少くして栄養分多きものを選び用ふべし。濃き茶・珈琲等は之を避け、酒類は一切之を禁ぜざるべからず。

胎兒の成長
胎兒の成長は母體の血液より栄養分を得て生育するものなれば、母體の健否特に栄養分の多少は、大いに胎兒の身體に影響するものなり。されば月を重ねるに従ひ、胎兒は益榮養分を要するにつれ、母の消化器は次第に壓迫せられて、その作用不十分となるにより、容積少くして栄養分多きものを選び用ふべし。濃き茶・珈琲等は之を避け、酒類は一切之を禁ぜざるべからず。

胎兒の成長
胎兒の成長は母體の血液より栄養分を得て生育するものなれば、母體の健否特に栄養分の多少は、大いに胎兒の身體に影響するものなり。されば月を重ねるに従ひ、胎兒は益榮養分を要するにつれ、母の消化器は次第に壓迫せられて、その作用不十分となるにより、容積少くして栄養分多きものを選び用ふべし。濃き茶・珈琲等は之を避け、酒類は一切之を禁ぜざるべからず。

胎兒の成長
胎兒の成長は母體の血液より栄養分を得て生育するものなれば、母體の健否特に栄養分の多少は、大いに胎兒の身體に影響するものなり。されば月を重ねるに従ひ、胎兒は益榮養分を要するにつれ、母の消化器は次第に壓迫せられて、その作用不十分となるにより、容積少くして栄養分多きものを選び用ふべし。濃き茶・珈琲等は之を避け、酒類は一切之を禁ぜざるべからず。

胎兒の成長
胎兒の成長は母體の血液より栄養分を得て生育するものなれば、母體の健否特に栄養分の多少は、大いに胎兒の身體に影響するものなり。されば月を重ねるに従ひ、胎兒は益榮養分を要するにつれ、母の消化器は次第に壓迫せられて、その作用不十分となるにより、容積少くして栄養分多きものを選び用ふべし。濃き茶・珈琲等は之を避け、酒類は一切之を禁ぜざるべからず。

胎兒の成長
胎兒の成長は母體の血液より栄養分を得て生育するものなれば、母體の健否特に栄養分の多少は、大いに胎兒の身體に影響するものなり。されば月を重ねるに従ひ、胎兒は益榮養分を要するにつれ、母の消化器は次第に壓迫せられて、その作用不十分となるにより、容積少くして栄養分多きものを選び用ふべし。濃き茶・珈琲等は之を避け、酒類は一切之を禁ぜざるべからず。

胎兒の成長
胎兒の成長は母體の血液より栄養分を得て生育するものなれば、母體の健否特に栄養分の多少は、大いに胎兒の身體に影響するものなり。されば月を重ねるに従ひ、胎兒は益榮養分を要するにつれ、母の消化器は次第に壓迫せられて、その作用不十分となるにより、容積少くして栄養分多きものを選び用ふべし。濃き茶・珈琲等は之を避け、酒類は一切之を禁ぜざるべからず。

胎兒の成長
胎兒の成長は母體の血液より栄養分を得て生育するものなれば、母體の健否特に栄養分の多少は、大いに胎兒の身體に影響するものなり。されば月を重ねるに従ひ、胎兒は益榮養分を要するにつれ、母の消化器は次第に壓迫せられて、その作用不十分となるにより、容積少くして栄養分多きものを選び用ふべし。濃き茶・珈琲等は之を避け、酒類は一切之を禁ぜざるべからず。

胎兒の成長
胎兒の成長は母體の血液より栄養分を得て生育するものなれば、母體の健否特に栄養分の多少は、大いに胎兒の身體に影響するものなり。されば月を重ねるに従ひ、胎兒は益榮養分を要するにつれ、母の消化器は次第に壓迫せられて、その作用不十分となるにより、容積少くして栄養分多きものを選び用ふべし。濃き茶・珈琲等は之を避け、酒類は一切之を禁ぜざるべからず。

胎兒の成長
胎兒の成長は母體の血液より栄養分を得て生育するものなれば、母體の健否特に栄養分の多少は、大いに胎兒の身體に影響するものなり。されば月を重ねるに従ひ、胎兒は益榮養分を要するにつれ、母の消化器は次第に壓迫せられて、その作用不十分となるにより、容積少くして栄養分多きものを選び用ふべし。濃き茶・珈琲等は之を避け、酒類は一切之を禁ぜざるべからず。

胎兒の成長
胎兒の成長は母體の血液より栄養分を得て生育するものなれば、母體の健否特に栄養分の多少は、大いに胎兒の身體に影響するものなり。されば月を重ねるに従ひ、胎兒は益榮養分を要するにつれ、母の消化器は次第に壓迫せられて、その作用不十分となるにより、容積少くして栄養分多きものを選び用ふべし。濃き茶・珈琲等は之を避け、酒類は一切之を禁ぜざるべからず。

胎兒の成長
胎兒の成長は母體の血液より栄養分を得て生育するものなれば、母體の健否特に栄養分の多少は、大いに胎兒の身體に影響するものなり。されば月を重ねるに従ひ、胎兒は益榮養分を要するにつれ、母の消化器は次第に壓迫せられて、その作用不十分となるにより、容積少くして栄養分多きものを選び用ふべし。濃き茶・珈琲等は之を避け、酒類は一切之を禁ぜざるべからず。

胎兒の成長
胎兒の成長は母體の血液より栄養分を得て生育するものなれば、母體の健否特に栄養分の多少は、大いに胎兒の身體に影響するものなり。されば月を重ねるに従ひ、胎兒は益榮養分を要するにつれ、母の消化器は次第に壓迫せられて、その作用不十分となるにより、容積少くして栄養分多きものを選び用ふべし。濃き茶・珈琲等は之を避け、酒類は一切之を禁ぜざるべからず。

胎兒の成長
胎兒の成長は母體の血液より栄養分を得て生育するものなれば、母體の健否特に栄養分の多少は、大いに胎兒の身體に影響するものなり。されば月を重ねるに従ひ、胎兒は益榮養分を要するにつれ、母の消化器は次第に壓迫せられて、その作用不十分となるにより、容積少くして栄養分多きものを選び用ふべし。濃き茶・珈琲等は之を避け、酒類は一切之を禁ぜざるべからず。

胎兒の成長
胎兒の成長は母體の血液より栄養分を得て生育するものなれば、母體の健否特に栄養分の多少は、大いに胎兒の身體に影響するものなり。されば月を重ねるに従ひ、胎兒は益榮養分を要するにつれ、母の消化器は次第に壓迫せられて、その作用不十分となるにより、容積少くして栄養分多きものを選び用ふべし。濃き茶・珈琲等は之を避け、酒類は一切之を禁ぜざるべからず。

胎兒の成長
胎兒の成長は母體の血液より栄養分を得て生育するものなれば、母體の健否特に栄養分の多少は、大いに胎兒の身體に影響するものなり。されば月を重ねるに従ひ、胎兒は益榮養分を要するにつれ、母の消化器は次第に壓迫せられて、その作用不十分となるにより、容積少くして栄養分多きものを選び用ふべし。濃き茶・珈琲等は之を避け、酒類は一切之を禁ぜざるべからず。

胎兒の成長
胎兒の成長は母體の血液より栄養分を得て生育するものなれば、母體の健否特に栄養分の多少は、大いに胎兒の身體に影響するものなり。されば月を重ねるに従ひ、胎兒は益榮養分を要するにつれ、母の消化器は次第に壓迫せられて、その作用不十分となるにより、容積少くして栄養分多きものを選び用ふべし。濃き茶・珈琲等は之を避け、酒類は一切之を禁ぜざるべからず。

胎兒の成長
胎兒の成長は母體の血液より栄養分を得て生育するものなれば、母體の健否特に栄養分の多少は、大いに胎兒の身體に影響するものなり。されば月を重ねるに従ひ、胎兒は益榮養分を要するにつれ、母の消化器は次第に壓迫せられて、その作用不十分となるにより、容積少くして栄養分多きものを選び用ふべし。濃き茶・珈琲等は之を避け、酒類は一切之を禁ぜざるべからず。

起居

第二起居 妊婦の起居も、亦胎兒の生育に關係すること大なるを以て、次の諸項につきて注意すべし。

運動

一、運動 適當なる運動は、母體の健康を保つのみならず、胎兒の生育を助け、分娩を安らかならしむるものなれば、平生慣れたる家事等は、疲勞を感じざる限り之を處理し、特に室内の運動、食後の散歩などはつとめて之をなすべし。

舟車等にて長途の旅行をなし、又は坂路を歩み、或は重き物を持ち、高き所の物を取り卸すなどは、すべて宜しからず。

睡眠

二、睡眠 妊娠中は通常八・九時間少くとも六時間は、安らかに眠ること肝要なり。無理に推して夜ふかしをなし、又は殊更に早起などするはよろしからず。

清潔

第三、清潔 妊娠中は體内諸機關の作用甚だ活潑にして、皮膚の分泌物も平常よりは多きを以て、毎日入浴し身體の

平靜

清潔を保つべし。入浴の時間は成るべく短かきをよしとす。冷水浴冷水摩擦海水浴坐浴等は、醫師にはからざれば、安りに之を爲すべからず。

第四、平靜

精神を安靜にするは、妊娠中最も肝要なることなれども、動もすれば空想に耽りて沈鬱に陥り易きものなり。されば妊婦は自ら精神をひき立て、やがて母たるの樂みを思ひて、勉めて愉快に日を送るやう心掛けざるべからず。さればとて精神をあまりに興奮することあらば、胎兒に悪影響を及ぼすものなるを以て、崇高なる思想に觸れんとを務めかつ讀書、談話等によりて、精神の修養に努め、憤怒、悲哀、驚愕等の情を發することを避くべし。凡そ是等の感情は大いに周圍の事情に關係するものなれば、家人は懇ろに妊婦の感情を和げしめんことに努むべきは、勿論妊婦も亦

胎動

胎動
二種の子を二つに産む
胎動

胎動
二種の子を二つに産む
胎動

胎動

胎動
胎動
胎動

自ら何事も胎児のためなりと觀念し氣を轉じ、心を空しうして、ひたすら精神の安靜をはかるべきなり。
第五、胎児に對する注意 胎動は受胎の後、五ヶ月に至り感ずるものにして、妊娠を確め得るのみならず、胎児の健康なるを知り、また、分娩の期日をも推定し得るものなり。さば此の頃より時々産婆を招きて、位置其他の診察、手當を受くべし。かくて能く産婆の注意を守り、攝生に注意し、心安らかに自然の経過を待つべし。

第六、産婆の選擇 産婆の良否は、産婦及び生兒の運命に重大なる關係あり。元來出産は一家の最慶事の一なれども、若し産婆其の人を得ざるときは、或は不祥なる結果を來すやも知るべからず。而して産婆の能否を見るは産科醫に如くものなし。されば第一には信用ある産科醫に、第二には普

若し産婆其の人を得ざるときは、或は不祥なる結果を來すやも知るべからず。而して産婆の能否を見るは産科醫に如くものなし。されば第一には信用ある産科醫に、第二には普

通醫師に其の推薦を依頼するを安全とす。されど其の便宜なきときは、親戚、知人等に尋ねて經驗に富み、技術優秀にして品性に非難の點なく、かつ交通便利なる位置に住する者を選ぶべし。

産婆には其の勞に酬ゆる謝禮を爲すは勿論、著帶祝、出産祝等の節は相當の祝儀を贈るを可とす。

第二節 出産前後の心得

第一、出産の準備 受胎の後七八月に至れば、生兒の衣類、寝具、襦袢等を準備し、出産の用意としては産室の整頓をなす時に臨みて狼狽することなきやう豫めまじめ置きたる用具、用品を取揃へ置くべし。普通出産の用意としては、分娩ふとん二枚、脱脂綿、綿紗、繻帶、亞鉛華、澱粉、オリーブ油、産湯盥

出產の準備

出產の準備
出產の準備
出產の準備

胞衣納器・生兒の口及び耳目を洗ふ器・消毒用金鹽・油紙・油紙製大袋・石鹼・手拭・タオル・氷嚢・靴形便器・夜具・枕等産婆の指揮に従ひ調べおくをよしとす。

すべて出産に用ふる器具は十分に消毒せる清潔なるものならざるべからず否らざれば不潔より生ずる恐るべき病を發し遂に生命を失ふに至ることあり。

産室は閑靜にして衛生に適する室を選び、決して産時に不必要なる物品を置くべからず。産床は室の中央に設け、枕は軽く巾廣きを可とし、又足部を明るき方に向はしむるをよしとす。

第二、出産 産氣つきたるときは、速に産婆に告げ知らせ來宅を請ふべし。出産は最初、輕き陣痛に始まり、その痛次第に劇しくなるものなれば、産婦は忍耐して、靜かにその苦痛

出生直前の準備
一、湯をわかす
二、産室を掃除
三、産婆を呼ぶ
胎室を準備する
胎室を準備する
胎室を準備する
胎室を準備する

胎室を準備する
胎室を準備する
胎室を準備する
胎室を準備する

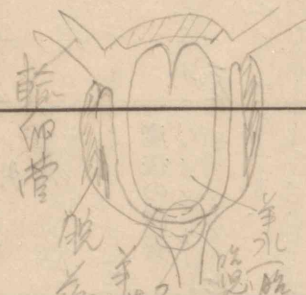
を忍ぶべし。凡そ出産の時間は、體質の健否・妊娠の状態・初産經産等によりて、必ずしも一定せるものにあらずれども、初産婦は最初の陣痛より、凡そ十三四時間、經産婦は凡そ七八時間の後なるを普通とし、最も輕きものに至りては、僅かに

二三時間にて分娩するものあり。往々一晝夜以上にわたりて、なほ分娩せざることもあり、かかる場合には早く産科醫を招きて之に託すべし。産婦及び一家の都合によりては、適當なる病院に入院せしむるを安全とす。

出産届は規定に従ひて出生後十四日以内に命名するを例とす。名は一生の間用ふべきものなれば、勉めて嘉字好音を選ぶと同時に、何人にも通じ易き文字を用ふることに注意すべし。出生届は規定に従ひて出生後十四日間以内に所轄戸籍吏に差出し、又出産の旨は成るべく早く親戚・知人等に通知すべし。

第三、産後の衛生 産後の衛生は最も大切にして、若し之

産後の衛生



胎室を準備する
胎室を準備する
胎室を準備する
胎室を準備する

産後の静養

を怠る時は、種々の疾病を發し、中には、終身不治の病氣となり、或は生命を失ふに至ることあり。次に産後の衛生上、最も重要なものを示さん。

一、産後の静養 分娩後は、凡そ六週間を経ざれば、常體に復せざるが故に、この間は身體の激動を避け、精神の安靜をはかるべし。特に分娩後の三週間は産褥期として、大切なる時期にして、中にも最初の一週間は最も重大なる時期とす。分娩後は疲勞甚だしく、直ちに眠に就くものなれば、この際十分の安眠を得しむるために、室を薄暗くし、四邊を靜かならしむべし。

産婦七八時の熟睡を得ざれば、身體の疲勞快復せず、神經過敏となり、往々他の疾病を發するに至るものなり。されば産褥期中二三日間は成るべく長く安眠し、且一週間以内は

産後の清潔

仰臥し、已なく横臥をなす場合には一方に偏せざる様にし、主として身體の動搖神經の刺戟を避け、來客には産褥中なるを告げ斷りて接せざるやうにすべし。三週間は順當に経過すれば、始めて産床を取りあぐべし。なほ産褥期中は、決して讀書・裁縫・手藝等を爲すべからず。

二、産後の食物 産後の食物は、特に消化よく滋養分多きものを選ぶべし。まづ分娩後七八時間にして砂糖湯・牛乳・粥湯・半熟鶏卵等好みに從ひて用ひ、それより二三日間は粥に梅干、若しくは半熟鶏卵を少量づつ屢食すべし。豆腐、脂肪少き魚類は、三四日目より、軟かなる肉類は五六日目より用ふるも妨げなく、二週間位の後は、平日の食物に移りてよし。

三、産後の清潔 産後に於て最も恐るべき産褥熱は、不潔より生ずるものなれば、産後の身體は特に清潔を保たざる

べからず。即ち身體を動かすことなく、よく注意して屢之を拭ひ、また度々衣服を取換ふるをよしとす。發汗したる時は、よく之を拭きて、感冒に罹らざるやう注意すべし。

第三節 嬰兒の取扱方

嬰兒は既に母の胎内より出づれば、俄かに外氣に觸れて之を呼吸し、自ら食物を取るなど、その生活の上に一大變化を受くるのみならず、其の身體は極めて軟弱にして、殊に生後一週間は、發育上最も大切なる時期なれば、晝夜を分たず注意して之を保護せざるべからず。

第一、臍帶 嬰兒の臍帶はその搏動の止むを待ち、消毒したる絹絲又は麻絲にて搏りたる後、之を切斷して亞鉛華澱粉を撒布し、綿紗及び脫脂綿を用ひて之を被ふ。大抵五六日

にて脱落するものなり。
臍帶の脱落せざる間は決して腹部を摩擦せざるやう、特に注意して丁寧に保護し、脱落の後には、また亞鉛華澱粉を撒布し置くを要す。若し一定の期日を経るも脱落せずして、化膿するが如きことあらば、速に醫師に手當を請ふべし。

第二、入浴 嬰兒を浴せしむる時間は、およそ十分間以内とし、溫度は攝氏三十八度を普通とす。沐浴の際は、嬰兒の身體に附著せる不潔物をよく洗ひ去り、若し皮垢多く、容易に除きがたき時は、オレーフ油・牛酪・卵黃等を塗るべし。眼と口とは、かねて備へ置ける別器の溫湯にて洗ひ、決して不潔物に觸れしむべからず。かくて産湯の後、一年間位は事情の許す限り、成るべく毎日入浴せしむべし。

第三、衣服 衣服は最も體溫の保護に適する軟かなる木

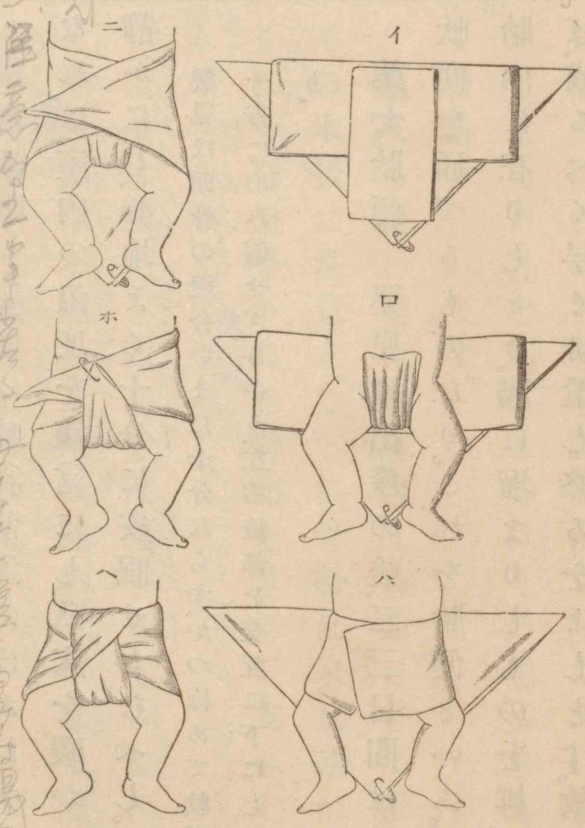
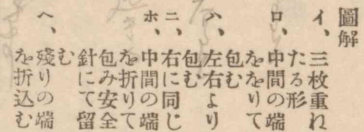
綿・フランネル等をよしとし、色は成るべく白地を選ぶべし。殊に襯衣(長きより半襦袢の方便なり)は必ず白木綿を用ひ、之を著するには縫目の皮膚に觸れざる様裏返しに仕立て置き、皺・塵などのなきやう注意すべし。

衣服は自由に手の通るやう筒袖を稍、太くし紐は後紐とし、稍長するに従ひ、コートの紐の如く前に附け、成るべく胸部を壓迫せぬやうにし、嬰兒の保護と取扱の便利とに適せしむるを要す。

第四、襁褓 襁褓は白木綿・ネル類を良しとし、必ずしも新らしき品に限らざれども、古著類はよく熱湯に浸して洗ひ清め、かつ十分日光に晒して後之を用ひ、且大小の何れをも多く調へ置き、常に取換へ、濕りたるもの、汚れたるものは一切用ふべからず。之を用ふるには、胎便を下す間は、軟かに揉みたる紙或は脱脂綿を襁褓の中に敷き、嬰兒稍長じ是を動

初著仕立寸法	袖丈	袖口	袖附	袖巾	身丈	八ッロ	身巾前後	衽下	衽巾	衽巾	衽巾	後紐附	襁褓寸法
五六寸	三寸五分	三寸五分	三寸五分	五寸外	至一尺六寸	二寸	一尺八寸	一寸五分	一寸五分	一寸五分	一寸五分	一寸五分	大並巾一尺八寸
													中並巾一尺六寸
													小巾一尺
													右何れも縫目を伏
													縫にして輪に仕立
													つべし

襁褓の使用法



また冬は足部の冷えざるやうフランネルの薄蒲團を三つ折にし、下部を縫ひ合せたるものにて包むをよしとす。
第五、寝具 蒲團は厚く綿を入れて軟かにし、被衾は軽く

第三章 育児 第三節 嬰兒の取扱方 八七

居

して暖かなるを用ひ、特に湯婆を以て褥中を温むべし。又枕

に蕎麥殻を入れたるものをよしとす。すべ

て寝具は白布を以て被ひ、其の白布は屢洗濯すべし。

第六、睡眠 嬰兒は哺乳便通のほかは、大抵よく眠るもの

なれば、室内の温度を適当にし、臥床を暖かにし、かつ四邊を

静かにし、心地よく十分に安眠せしむべし。

嬰兒は頭骨の縫合いまだ十分ならず、かつ極めて軟弱なるを以て、頭部を

一方にのみ偏せざるやう、左右後部を交互に下にして寝さすこと肝要な

る。

第七、胎便 嬰兒は出産の後、二三日間は粘氣ある黒色の

軟便を通ずるものなり。これを胎便といふ。これ胎兒が母の

胎内に在りしとき、腸に溜まりしものを排泄するものなれ

ば、成るべく早く排泄し終るをよしとす。故に若し胎便が數

便胎

第七、胎便

胎内に在りしとき、腸に溜まりしものを排泄するものなれば、成るべく早く排泄し終るをよしとす。故に若し胎便が數

軟便を通ずるものなり。これを胎便といふ。これ胎兒が母の胎内に在りしとき、腸に溜まりしものを排泄するものなれば、成るべく早く排泄し終るをよしとす。故に若し胎便が數

日續くか、或は異状を認めたる時は、速に醫師の診察を受くべし。生母の乳を用ふる時は、その患少きものなれども、決して油斷すべからず。

第八、身體 嬰兒の身體は、各部ともに極めて軟弱なれば、その取扱に注意し、ことに骨骼は未だ硬からず。故に之を抱

くにも、脊を平かにし臀部を掌にて支へ、その身體を前屈せしめざるやうにすべし。

生毛は軟かき頭部を保護するものなれば、剃らざるを可

とす。又頭部不潔なる時は腫物を生ずる虞あるが故に、時々

能く洗滌して清潔にすべし。

眼は前に述べたる如く、産湯の時ガーゼにて清潔に洗ひ

たる上、五十倍の硝酸銀水を點すべし。これ恐るべき嬰兒結

膜炎に罹ることを豫防せんが爲なり。また最初は涙も出で

膜に罹ることを豫防せんが爲なり。また最初は涙も出で

たる上、五十倍の硝酸銀水を點すべし。これ恐るべき嬰兒結膜炎に罹ることを豫防せんが爲なり。また最初は涙も出で

膜に罹ることを豫防せんが爲なり。また最初は涙も出で

たる上、五十倍の硝酸銀水を點すべし。これ恐るべき嬰兒結膜炎に罹ることを豫防せんが爲なり。また最初は涙も出で

膜に罹ることを豫防せんが爲なり。また最初は涙も出で

たる上、五十倍の硝酸銀水を點すべし。これ恐るべき嬰兒結膜炎に罹ることを豫防せんが爲なり。また最初は涙も出で

膜に罹ることを豫防せんが爲なり。また最初は涙も出で

たる上、五十倍の硝酸銀水を點すべし。これ恐るべき嬰兒結膜炎に罹ることを豫防せんが爲なり。また最初は涙も出で

膜に罹ることを豫防せんが爲なり。また最初は涙も出で

口中

ず睫毛も延びざれば、つとめて塵埃の侵入を避け、特に強き光線に當らしむべからず。

口は清潔を保つために、毎朝及び哺乳の後、必ず温湯に浸したるガーゼにて之を拭ふべし。されど指先きに布片を巻き、注意して口中の不潔物を拭き取ることは、日に二回位をよしとす。餘り屢すれば粘膜を害する虞あり。

沐浴の際、耳に湯の入らざる様心掛け、又鼻は寒冷なる外氣に觸れしむべからず。温かくくるみて背負をなさば、寒中外出するも、差支なしと考ふるは大なる誤なり。何となればたとひ身體は温かくとも、吸入する空氣は寒冷なればなり。

哺乳

第九、哺乳 嬰兒は出産の後、約二十四時間を経て初めて母乳を哺乳しむるを普通とし、これより以後は、毎回凡そ二時間を経て與ふるをよしとす。されど母體の衰弱、病氣その

育兒日誌

他の事情ある時は、牛乳一に水三を混和し、少量の砂糖を入れたるものを、簡単に哺乳し得るやうに作りたる綿紗にて吸はしむべし。また母乳の量少き時は、まづ母乳を哺乳しめたる後、薄めたる牛乳を與へ、嬰兒をして餓ゑに泣かしめざらんことを要す。

育兒日誌 嬰兒出産のはじめより、出産の狀況、體量、胸圍、身體の大小、健否、その他嬰兒に關するあらゆる事項を記載しおくときは、後日の參考となるのみならず、教育上にも極めて必要のことなり。されば育兒日誌はなるべく長く之を記載することを續け、齒の發生、脱落の狀況、匍匐、起立、歩行談話等を始め、種痘、病氣、怪我等より、修學、成績、性質、行爲に至るまで、日々、の狀況の中、特殊のものを記しおき、教養上の參考とすべし。

第四節 哺乳に關する注意

第一、母乳 母乳につきて注意すべき事項は左の如し。

母乳を用ふる小兒と、人工哺乳をなす小兒との一歳未満に於ける死亡率は次の如し。
母乳一五%乃至二〇%
人工乳八〇%乃至八五%

一、母乳の必要 哺乳兒の食物として最も適當なるは、生母の乳汁なり。生母の乳汁は、もと其の生兒を養ふがために分泌するものなれば、その清潔なること、その榮養分調和の宜しきを得たること、及び極めて消化し易きことは、全く他の乳汁の及ぶ所にあらず。即ち初めは黄色粘調にして胎便を下すに適當なる下劑の用をなし、生兒の成長し、胃の發育するに従ひて、次第に濃厚の度を増し、その乳汁も全く生兒の體質に適するやう微妙に配合せられ、尙傳染病に對する或種の免疫性を母體より兒體に移すの用をもなすといふ。殊に母乳を與ふるときは、母親の衛生上にも必要なるのみならず、乳を哺乳すときは、母親は一種の快感を覺ゆるを以て、延いて其の兒に對する愛情を深くし、兒も亦母親を慕ふの情を切にし、母子の幸福を全うする利益あり。

母乳の不可なる事情

近時往々母乳の十分なるにもかゝらず、殊更に乳母を雇ひ、又は牛乳などによりて、その生兒を養育せんとする婦人あり。是等は大きいに戒むべき事なり。

二、母乳の不可なる場合 母親が乳房の疾患、或は結核、精神病、脚氣病等に罹りたる時、或は遺傳病ある時、乳の質宜しからざる時などは、授乳を中止せざるべからず。然らざれば、生兒の健康を害し、延いて子孫の體質に影響を及ぼすべし。母親脚氣病に罹れる時は、忽ち乳汁に影響し、乳兒はまた之に感染して、所謂哺乳兒脚氣となり、時としては生命を失ふことありといふ。故にかゝる場合には、絶對に授乳を斷念すべし。其の他、再び妊娠せる時には、授乳を止むるをよしとす。

哺乳の心得

三、哺乳の心得 凡そ母親の身體の健否と、精神の安否とは、直ちに乳汁に影響を及ぼすものなり。而して身體の健否は、主として食物・運動・睡眠等の如何により、精神の安否は多

栄養素の適宜
 1. 母乳 2. 母乳 3. 母乳 4. 母乳 5. 母乳 6. 母乳
 7. 母乳 8. 母乳 9. 母乳 10. 母乳

哺乳の度数

く外界の事情及び自己の精神修養の如何によるものなれば、母親はよく攝生を守りて其の身體の健康を保ち、且精神を平靜に保たざるべからず。特に強き感動、睡眠の不足、精神の過勞等は固く戒むべし。然らざれば乳汁の性質を變じ分量を減じ、延いて哺乳兒の發育を遲緩ならしむべし。

母乳を哺乳しむるには、生後一二日の間は、嬰兒の意に任かすも可なりと雖も、その後は時を定めて與ふべし。即ち初めは、晝間は二時間目、夜間は三時間目位に與へ、稍、成長の後には、晝間は三時間目、夜間は四時間目位に與へ、次第に成長するに従ひて、夜間は一回とし、遂には夜間の授乳は全く之を廢すべし。然る時は、哺乳兒の消化器を害せず、良き習慣を作り得るのみならず、母親も亦休息することを得る益あり。乳を哺乳しむる分量は、乳兒の健否によりて一定するに及ばず。要は乳兒

哺乳量

の飽きて自ら乳首を離すを以て程度とすべし。かくて哺乳終りし後は、成るべく身體を動かさぬやうにするをよしとす。乳を哺乳すには、必ず乳兒を抱きて與ふべく、決して寝添ひたるまゝにて與ふべからず。これ動もすれば乳房によりて乳兒の鼻口を壓し、時としては、窒息せしむることあるべければなり。

乳の適宜
 1. 母乳 2. 母乳 3. 母乳 4. 母乳 5. 母乳 6. 母乳
 7. 母乳 8. 母乳 9. 母乳 10. 母乳

撰擇の條件

第二、乳母 母乳につき、て哺乳兒の營養に最も適當なるは、乳母の乳汁なり。されば種々の事情によりて母乳を與へ難き場合には、乳母を雇ひて愛兒の生育を託すべし。

一、乳母の選擇 乳母は生みの母親に代りて、哺育の任に當るものなれば、必ず醫師に相談し、次の諸項に就き十分の取調をなし、適當なるものを選ぶべし。
 年齢は二十歳以上三十歳以下にして、生母の年齢と大差なきものを最も良しとす。餘り若き者又は三十五歳以上の者は雇ふべからず。

第三章 育兒

第四節 哺乳に關する注意

取扱上の注意

乳母の産期は、生母と同じ頃か、又はその差は三ヶ月以内にして、また分娩の度数は二三回位のものたるべし。乳質は佳良にして、乳房の發育よく、之を押せば數條の線をなして逆り出づるものを良しとす。身體は强健にして血色よく、その生兒も健康に育ち、且あまり風采の醜からざるものを良しとす。性質は溫和快活にして、言行正しく清潔を好み、特に小兒を愛し、輕躁ならず多辯ならざるものを良しとす。家系はよく之を調査し、遺傳病あるもの及び皮膚病あるものは必ず之を避くべし。

二、取扱 乳母は教育なきもの最も多ければ、生母はその性質・行爲に注意して、親切に之を指導し、苟も不正の行爲、粗野の容態、卑猥の言語等あらば、その小兒に及ぼす悪感化を

精神上的の注意

思ひ、謔言を以て之を矯正すべし。また小兒の取扱法、身體の清潔法を教へ、よく其の家風に慣れしめんことを務むべし。精神の作用が乳汁に變化を來すことは、乳母も生母と異なることなれば、悲哀・憤怒・驚愕等急激なる感動のために、乳汁の性質・分量に變化なきやう常に親切に扱ひ、喜びて幼兒を養育せしめんことを要す。

身體上の注意

乳汁はその生活状態の激しき變化によりて、影響を受くるものなり。されば乳母には固より十分の食物を與ふべし。と雖も、従來の生活程度を取調べ置き、俄かに變りたる美食に飽かしむべからず。初めは其の慣れたる食物の中、極めて不消化物のみを除くに止め、漸次に適當の榮養分あるものを與ふべし。されど榮養分に富めるものにて、乳母の好まざるものは之を控へ、間食・暴食を戒め、油濃きもの、酸味強き

食事

運動

もの、及び酒類は一切之を禁ぜざるべからず。これ亦乳汁の質を變ずる虞あればなり。

運動は乳母にも必要にして、若し之を怠らば健康を害し、延いて乳汁の質を悪しくし、分量を減ずるに至るべし。されば小兒を携へて毎日空氣の新鮮なる所に散歩せしむべし。また小兒の衣服の洗濯、その他小兒に關する一切の仕事は、之を爲さしめ、なほ室内の掃除、臺所の用事等をも手傳はしめ、安逸に流れしめざるを要す。

人工哺乳

第三、人工哺乳 生母乳母の乳を用ひて小兒を養育しがたき時は、牛乳、山羊乳、驢馬乳等得易きものを用ひて養育せざるべからず、之を人工哺乳法といふ。

牛乳
人乳と牛乳の成分比較

一、牛乳 すべて牛乳の成分は、人乳に比し濃厚にして蛋白質多く、糖分少く消化の點に於ても大いに人乳に劣るを

蛋白質	一・五三三完	人乳牛乳
脂肪	三・九七三六六	
含水	七・六四・九四	
炭素		

常とす。加ふるに之を器に移すために、往々微菌混入し易く、かつ氣候によりては腐敗し易き缺點あり。されば新鮮なるものを選び、水と砂糖とを加へて、その效力を大ならしむべし。

牛乳の薄め方は、小兒の體質によりて多少の相違あれども、大略左の標準によるを良しとす。

年齢

牛乳 温湯 一日の分量

生後一週より三週	一	三	四合
四週日より二ヶ月	一	二	六合
三ヶ月より四ヶ月	一	一・五	七合五勺
五ヶ月より六ヶ月	一	一	八合
七ヶ月より八ヶ月	一	〇・五	七合五勺
九ヶ月以後は、全く純乳を用ふるなり。かくするも、人乳と			

消化は及ばぬ
如く
八月以後固形物
乳糖
水
第三章 育 兒 第四節 哺乳に關する注意

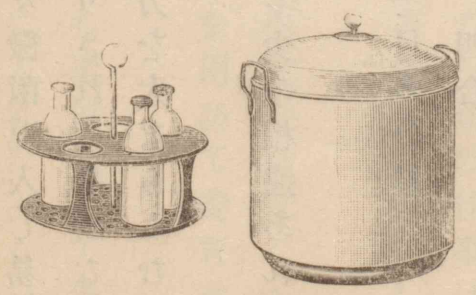
全然同一の性質となすこと能はざるを以て、常によく注意し、若し嘔吐下痢その他の故障ある時は、牛乳の良否を検査すると共に、醫師の指圖を受くべし。

消毒

牛乳の温度は、普通人體の平温を標準とすべし。而してその牛乳は配達のままにては、一旦消毒したるものなりとも、甚だ危険なれば、必ず更に煮沸消毒したる上にて使用せざるべからず。通常用ふる牛乳消毒器は圖の如きものにて、約十五分間煮沸し、瓶の冷ゆるを待ちて之を取出し冷所に置けば、二十四時間位は腐敗せざるものとす。

煉乳

二、煉乳 佳良なる牛乳を得がたき時は、寧ろ煉乳を用ふる方却つて安全なり。



(器菌殺乳牛案新)

煉乳の種類は醫師の指圖を仰ぐを安全とす。

されど煉乳は糖分多くして、幼兒の胃を害し易ければ、次の如き割合に薄めて用ふるを要す。

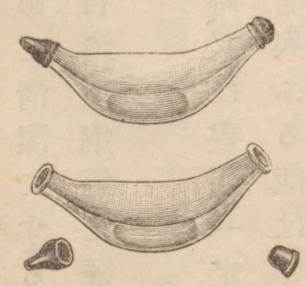
年齢	煉乳	温湯
一週間以内	一	二四
一ヶ月	一	二二
二ヶ月	一	二〇

以後一ヶ月を加ふる毎に、水一倍を減じ、滿一ケ年に至りて、煉乳一、温湯一〇の割合にすべし。

哺乳器

殺菌せる牛乳を入れたる瓶の口に直接吸口を附して用ふるも可なり。

三、哺乳器 牛乳又は煉乳を哺乳しむるには、哺乳器を用ふべし。哺乳器は種々あれども、圖の如き掃除し易き簡單なる吸口を有する壺を用ふるを可とす。總べて哺乳器は、用ひたる後は湯にて



(器乳哺)

人乳と牛乳との併用

丁寧に洗ひ、塵埃等の附着せざるやう、極めて清潔にするを要す。若し清潔十分ならざる時は、往々驚口瘡、下痢等に罹ることあり。

四、併用哺乳法 母親の乳量不足なる時、又は晝間一定の職業に就く爲に、一定の時間に於て母乳を與ふる能はざる事情ある時は、母乳と牛乳とを併用するを良しとす。即ち生後一ヶ月の頃より、毎日又は隔日に一回位牛乳を哺ませ、その後は母乳の分量、職業の都合によりて牛乳の回数を加ふべし。かく乳児をして牛乳に慣れしめ置くときは、母親の病氣又は外出の必要ある時に當りて、大いに便利なるべし。

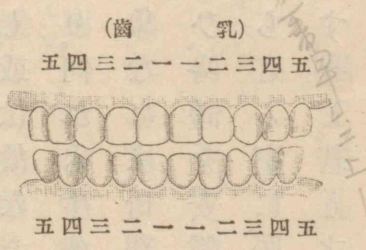
第五節 生齒と食物

乳齒發育の順序

第一、生齒の時期及び順序

乳齒の發生する時期は、人々

- 一、内門齒
- 二、外門齒
- 三、犬齒
- 四、第一小白齒
- 五、第二小白齒



によりて多少の遲速あれども、その發生の順序は、各兒大抵異なることなし。即ち乳齒二十枚の中、最初に生ずるは門齒八枚にして、是より第一小白齒四枚、犬齒四枚、第二小白齒四枚等次第に發生し、生後六七箇月より滿二歳頃迄に、悉く發生し終るを普通とす。かくて七八歳に至れば、乳齒は次第に脱け落ちて永久齒と交代す。永久齒は乳齒の外に大白齒八枚、智齒四枚を加へて三十二枚なり。

第二、生齒期の注意

幼兒成長して、乳齒の發生する時期に至らば、多少身體に異狀を來すを常とす。殊に齒齦の痛痒に泣きむづかり、動もすればかみする時には、軟かなる白布を指に纏ひたるを食鹽水、硼酸水又は重曹水等に

第三章 育兒

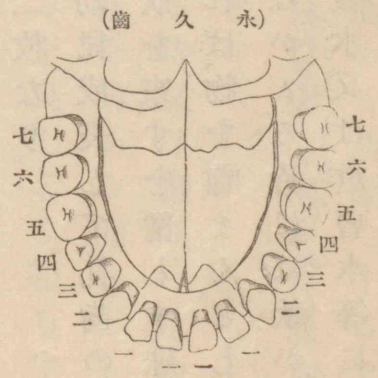
第五節

生齒と食物

永久齒圖解
一、門齒
二、犬齒
三、第一小臼齒
四、第二小臼齒
五、第一大臼齒
六、第二大臼齒
七、智齒

乳齒の衛生

浸し、之を以て口中を拭ひ、軽く齒齦を擦り、また柔かなる護謨板を嚙ませなすべし。また時々發熱し、或は睡眠中、突然大聲を發して自ら驚き、目を醒まし、或は故なきに泣き號ぶことなどあり。何れも生齒の作用に伴ひて起る現象なれば、母親は哺乳法に注意し、衣服を清潔にし、口中を拭ひ、身體を安靜に保たしむると同時に、成るべく温度の高からざる室に居らしめ、特に神經を刺戟せしめざるやう注意すべし。若し之を捨て置く時は、虛弱なる小兒は腦膜炎等を誘起することあるを以て、決して忽せにすべからず。



世人動もすれば、乳齒はやがて生え代るべき齒なりとて、その衛生を忽にする傾きあり、されど乳齒を健全に保たざる時は、その跡に生え代る永久齒の發育を害し、齒並を悪しくするものなれば、常に口中を清潔にする習慣をつけ、成るべく菓子類の如き糖分多きものを與ふることを避け、以て乳齒を保護すべきなり。

第三、離乳

離乳の時期は、滿一年半より二年頃までの間を良しとす。されど決して之を急にすべからず。出生後六七ヶ月に至りて、門齒の發生するは、幼兒が食物を欲することを示すものなれば、この頃より葛湯・粥汁の類を日に一二回與へて、自然の要求を充たすと同時に、母乳を與ふる分量を減じて、次第に離乳の準備をなし、かくて滿一年前後より、ソップ・牛乳・半熟卵・粥・輕き魚肉等を加へて用ひ、いつとはなしに、乳よりも食物を多く與へ、遅くとも滿二年の頃には、全く乳を離すべし。これ此の頃は乳齒も生え揃ひ、消化力も盛となり、食物のみにて、發育に十分なる生理状態となればなり。

離乳後の食物

第四、食物

米飯・半熟卵・脂肪少き肉類・豆腐・芋類・消化よき野菜類・麵麩・餛飩・味噌汁等を主とし、すべて消化し易きものを與ふべし。間食は、糖分多く又菓實・甘藷・ビスケット・カスターラ・煎餅・飴等を選ぶべし。かくて漸次成長するに従ひ、成るべく食物の品種を多くし、香料・酒類を除く外、次第に普通の食物を與ふべし。

食物の與へ方

食物は品種の配合を巧みにし、献立を變化し、調理の濃淡を程よくせざれば、幼兒の嗜好・食欲に不同を生じ、延いて暴食となり、規律なき間食となり、幼兒の胃腸を害するに至るものなれば、深く注意すべきなり。
幼兒は一時に多量の食物を取ること能はざるが故に、離乳の頃には、一日五六回とし、朝は鶏卵の粥・晝と夕とは軟かなる米飯に、魚・鳥獸肉類・野菜類等を副へ、その間に一回づつ

食事の心得

牛乳と菓子類とを與へ、夜も寝ぬる前に、少量の牛乳を飲ましむれば可なり。かくて満三歳の頃よりは必ず夜の間食を廢し、漸次成長するに従ひ、成るべく午前の間食をも廢するうにするを可とす。

すべて食事中は、喧嘩・不行儀などを戒め、食膳に向ふ前には、手足を清め、衣服を正し、食膳に向ひて一禮しつゝ、父母に挨拶せしむべし。已に箸を取らば、よく咀嚼せしめ、決して急食せしむべからず。かくて食事終らば、また父母に挨拶せしめ、成るべく含漱の上、暫く安静を保たしめ、然る後運動せしむべし。すべて食物につきては好悪を言はしめず、好まぬものあらば、其の代りに他の食物を與へぬ主義を執り、如何なる粗食も甘んじて食する習慣を養はざるべからず、これ獨り訓育上必要なるのみならず、其の生涯に亘り大切な事なり。
又小兒を伴ひ外出中、水屋・汁粉屋・すし屋等に立寄り飲食するが如きは、訓育上最も慎むべきことなり。何となれば小兒は斯かることより、家庭外の

家庭にて日曜・祭日等は勿論時に應じ水菜・汁

粉・糖・麥・珍らし
き食物を調理し
十分に與ふべ
し。

飲食に興味を覺え、遂に習ひ性となり、果ては如何なる飲食店に入ること
も敢て意とせざるに至るべければなり。

第六節 起居

運動

運動時の注意

第一、運動 小兒は生れ落つるより、自然に手足を動かさし、
生後二箇月目位には、稍、頭をあげて明るき方に向け、三四箇
月に至れば、頭の位置を固定する力を生じ、七八箇月目には、
箕据をなし、また手に物を握ることを得、八九箇月目には、漸
く匍匐するに至り、爾後筋骨の發育するに従ひて、次第に自
ら運動するに至るものなり。されば幼兒が臥床にありて、手
足を伸ばす時は、そのまゝに運動せしめ、また時々は戶外に
連れ出して、新鮮なる空氣を呼吸せしむるをよしとす。既に
匍匐するに至らば、動もすれば火鉢・土瓶等にて火傷をなし、

外に落ち
たうゑ、
かゝる危
一、四か
二、三
三、

他人の
手
子守

縁側より落ちて怪我などし易きものなれば、常に注意を怠
るべからず。やがて物に倚りて立ち、又之を傳ひて歩み、滿一
年乃至一年半に至らば、自ら歩行するに至るものなり。され
ども尙倒れ易きものなれば、多少の保護を與ふべし。此の際
強ひて手を引くは悪しく、殊に片手を引くが如きは甚だ危
險なれば、幼兒の後より兩手を以て支ふべし。
幼兒既に歩行に慣れたる時は、晴天の日には、輕き草履を
穿かしめ、戶外を歩ませて、適宜に運動せしむると同時に、天
然物に近づかしむべし。四五歳乃至六七歳に至らば、戶外に
出でて自由に運動することを許し、德育上の障害及び身體
上の危険又は粗暴の行爲なき限りは、妄りに抑制を加へざ
るをよしとす。なほ時々公園・郊外等に伴ひて運動せしむる
時は、新鮮なる空氣を呼吸し、身體を強健ならしむるのみな

はじめ、女兒は度々頭髮を洗ひやり、かつ爪を剪り、耳・鼻・口をも清潔にする習慣を養ふべし。なほ四五歳頃より、冷水摩擦法を行はしめば、清潔と強壯と兩つながら全きを得べし。

第七節 衣服と居室

第一、衣服 一歳未満の哺乳兒の衣服は、さきに嬰兒の取扱法に述べたる所によるべし。

一歳以上となり歩行するに至らば、自由に運動し得る様緩やかなる筒袖に仕立て、格好よく肩揚・腰揚等をなし、帶紐等にて、きびしく胸部をしむることなき様、又上張兼用の前掛を用ひ、成るべく輕装せしむるを良しとす。特に寢衣は、緩やかにして、而も十分身體をおほひ、かつ腹部を温むるに適當なるものなるを要す。

仕立方

一、運動自由を許す様
衣服

手運動自由を許す様
筒袖

歩行自由を許す様
筒袖

三、材料

洗濯機に耐え得る様

扱易い様

二、着方

一、乳兒は自由に歩行せしむる様
二、歩行自由を許す様

四、整頓
けしきよくしむる様
大巾をかける様

三、後部整理

乳兒期幼少期に於けるソックス

何れも必ず小兒に適當なる寢衣

小児一人一人に適當なる寢衣

小児一人一人に適當なる寢衣

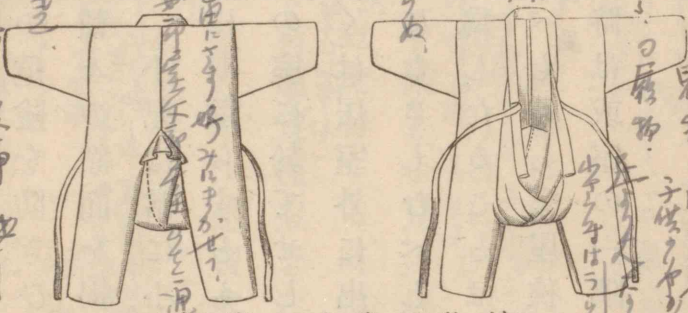
小児一人一人に適當なる寢衣

二、便と整頓

飲食

過食を許さず、適量に止むる様

排便排便
居室



小兒に適當なる寢衣

小兒は成長するに従ひ、活動ますます活潑となり、かつ戶外に出でて遊ぶこと多く、随つて運動・遊戯のために衣服を汚すものなれども、故意に汚さざる限りは之を叱ることなく、自由に活動せしむべし。之がため地質の堅牢にして、長く保存し得べきものを選び、かつ丈夫に仕立て、洗濯し易からしむべし。又上張は他の衣服を汚さざる益あれば、成るべく之を用ひしむべし。

小兒の衣服は大人よりも、稍暖かに著せ置く必要あり。顯著の習慣をつけざるをよしとす。

第二、居室 小兒に小兒部室を與ふることは、極めて必要

第四節 育児 第五節 衣服と居室

小兒室の位置
 小兒室の設備
 小兒室の掃除
 小兒室の危険を防止
 小兒室の遊ばしめ
 小兒室の遊び場
 小兒室の遊び道具
 小兒室の遊び時間
 小兒室の遊び場所
 小兒室の遊び服装
 小兒室の遊び態度

第八節 種痘

種痘は法令によりて定めらる。即ち第一期は大抵生後四ヶ月目に於てするを良しとす。且成るべく酷暑酷寒梅雨の候と、小兒の病氣に罹れる時とは之を避くべし。若し天然痘流行する時は、生後間もなき者にて速に醫師にはかたがた入浴を適宜種痘をなすを可とす。其の経過中は、熱あらば入浴を禁じ、かつ感冒其の他局部に障害を受けざるや注意すべし。

第九節 疾病

小兒は體力未だ弱きが故に、諸種の疾病に罹り易く、而も發病するも、自らその容體を言ひ得ざるを常とし、若し言ひ

第四節 育兒 第八節 種痘 第九節 疾病

耳 鼻 眼 喉 皮膚 呼吸器 消化器 泌尿器 生殖器 骨格 血液 循環器 神経系 内分泌系 免疫系

胸形
呼吸困難の際に母の乳嘴に普通より引込み熱を感じを生ずるにより、之によりて其の身體に異常あるを察知する

應用家事教科書下巻

五、清潔

一一六

腹の膨らみ
乳嘴に普通より引込み熱を感じを生ずるにより、之によりて其の身體に異常あるを察知する

皮膚病
皮膚に異常あるを察知する

青色
破傷風

黄色
破傷風

赤色
破傷風

消化不良
破傷風

嘔吐
破傷風

便秘
破傷風

腹痛
破傷風

得るとも、明瞭ならざるために、動もすれば治療手當の時期を誤り、時としては之がために、あたらずに生命を失はしむることあり。されば平素小兒の罹り易き疾病の種類を知り、その原因・症状・介抱等の大要を辨へ置き、成るべく之を未發に防ぎ、既に病にかゝりたる時は速に醫師の診察を受くるは勿論、適當なる看護の方法を盡すべきは母たるもの一務なり。

第一、破傷風 嬰兒の破傷風は、臍帯の傷口より微菌の侵入するによりて發するものなれば、臍帯の切口は十分に注意すること肝要なり。

第二、消化不良 嬰兒哺乳兒最もおほし。即ち乳を吐き、青便を通じ、下痢を催し、腦はその刺戟を受けて安眠を妨げらるゝものなり。その原因は主として哺乳の分量を過ごし、

を減じ、乳汁の質を検査し、腹部を温むべし。

第三、驚口瘡 俗に之を、白したと云ふ。この病は一種の微菌によりて發するものにして、初めは舌に白點を生じて漸く口内に擴がり、白點の周圍はその粘膜紅色となり、幼兒は哺乳の際、特に痛みを覺ゆ。甚だしきは咽喉に波及して聲音を嘎れしめ、食道胃に蔓延して下痢を起し、遂に死に至らしむるものなり。多くは口中、哺乳器、乳房等の不潔より來るものなれば、豫防として授乳後、重曹水をガーゼに含めたるも

破傷風

破傷風

破傷風

破傷風

破傷風

破傷風

破傷風

破傷風

破傷風

破傷風

第四章 育兒 第九節 疾病

一一七

のを指に被ぶせ、之にて口内を清潔にするを可とす。

ジフテリヤ
冬ニ
ニ
ハ

第四、實扶的里亞 恐るべき急性の傳染病にして、咽喉に
微菌附着して白色の義膜を生じ、或は喉頭を塞ぎて窒息せ
しめ、或は心臟麻痺を起すことあり。その症状は聲音嘎れ、吼
ゆるが如き咳嗽出で、呼吸苦しく息音荒くなるにより、容易
に之を知ることを得べし。この病は時期を失すれば、忽ち死
に至るものなれば、早く醫師に診察を請ひて血清注射を受
け、隔離消毒等その害を他に及ぼさぬよう手當をなすべし。
また全治したる後も、約一二箇月間は、疾走・相撲等過激の運
動を爲さしむべからず。これ全治約一月以内には、突然心臟
麻痺を起して死することあればなり。

百日咳

第五、百日咳 これも亦小兒傳染病の一にして、多くは出
産後一ヶ月より四五歳までの間に發す。初めは普通の感冒

豫防

傳染
カ
コ
ウ
シ
ク

の如くなれども、咳嗽に間斷ありて、其の歇みたる時は平常
と異ならざれども、その發作するや、顔面は忽ち眞紅となり、
涙を流し、顔に汗し、その儘窒息するかと思はるゝ程にて、苦
悶の狀殆ど見るに忍びず。其の輕きも數週間を要し、重きは
數ヶ月に亘り、往々肺炎・肺結核等を續發することあり。

豫防としては、小兒をして病人に接せしめず、既に感染し
たる者には、室内を温め、かつ濕氣を保たしめ、吸入法を施す
を良しとす。食事は少しつゝ度々與へて吐出を防ぐべし。百
日咳は相當の日數を経ば自然に恢復するものなれども、餘
病併發の虞あるが故に、必ず醫師の治療を受くべし。

蛔蟲

第六、蛔蟲 蛔蟲はその卵、他の不潔物に附著して、小兒の
口中より入り腸内に寄生するに至るものにして、之が爲に
幼兒は發熱して鼻下赤くなり、頭痛・腹痛・嘔吐等を催して、食

疫痢

慾を減ずるに至るものなり。故に時々適量のサントニー系を服用せしむべし。

第七、疫痢 疫痢は俗に「はやて」と云ふ。猛烈なる小兒下痢

傳染病にして、七八歳までの小兒に多し。初めは下痢をなし、嘔氣、頭痛等を催し、忽ちにして、四十度以上の高熱となり、粘りたる便を通じ、痙攣につぎて昏睡に陥り、四五歳以下のものは大抵發病後二十時間以内に斃るといふ。病源は飲食物の不注意と寝冷えとにあるが故に、夏時は特に食ひ過ぎ飲

み過ぎを戒め、水は必ず煮冷しを與へ、不消化物は一切之を禁ずべし。若し之に罹りたる時は、速に醫師の來診を請ひ、一刻も早く相當の手当を受くべきなり。

第八、麻疹 初めは感冒の如くに發熱して、食慾減じ、顔面紅色を呈し、結膜充血し、鼻汁出で、涙液流るゝ等の徴候を呈

血清注射あれば、速に相當の手當を受くべし。夜中なれば、醫師の來診を延ばす時は、手遅れとなることあり。

麻疹

初めは感冒の如くに發熱して、食慾減じ、顔面紅色を呈し、結膜充血し、鼻汁出で、涙液流るゝ等の徴候を呈

し、二三日を経て、顔面・頸部等に發疹し、熱度益高まりて咳嗽を伴ひ、ついで全身に及ぶを常とす。麻疹は、身體を冷やすことを忌むものなれば、室内を温め、かつ身體の冷えざるやう

注意すべし、否らざれば肺炎等を續發し、恐るべき結果を來すことあるべし。

汗疹

汗疹は、皮膚の汗腺が、熱や湿度の影響で、汗を分泌し、それが蒸発する際に、皮膚を刺激して、赤い小さな発疹を生ずる。夏に多い。

麻疹は多く十日位にして全治するものなれども、二三週間位は外出せしめざるを可とす。而して一度罹りても亦再び感染することあれば、流行時には、相當の豫防をなすべし。

第九、痘瘡 痘瘡も亦傳染病の一にして、發熱、頭痛、嘔吐、發疹等の経過をとり、之に罹る時は、或は死亡し、或は痘痕を遺すなど恐るべき病なれども、種痘を爲す時は、多くは免るゝことを得べし。

第十、痙攣 身體虛弱なる小兒に多く、その容體は不意に

痘瘡

痘瘡は、痘毒の侵入による。発熱、頭痛、嘔吐、発疹を伴う。種痘で予防可能。

痙攣

筋肉攣縮を起し、眼瞼、口唇釣り、手足慄ひて顔色蒼白となり、人事不省に陥るものなり。その原因は、精神の感動、脳症、消化不良又は熱病等にして、特に神経の過敏なる小兒に多し。されば小兒、痙攣を起したる時は、直ちに醫師を招くべきは勿論なれども、まづ靜かなる室にて頭部に冷罨法を施し、衣帶を緩めて平臥せしめ、芥子湯にて脚湯せしむべし。顔面に冷水を噴きかくるもよく、胸に芥子泥を貼るもよし。

腦膜炎

筋肉攣縮を起し、眼瞼、口唇釣り、手足慄ひて顔色蒼白となり、人事不省に陥るものなり。その原因は、精神の感動、脳症、消化不良又は熱病等にして、特に神経の過敏なる小兒に多し。されば小兒、痙攣を起したる時は、直ちに醫師を招くべきは勿論なれども、まづ靜かなる室にて頭部に冷罨法を施し、衣帶を緩めて平臥せしめ、芥子湯にて脚湯せしむべし。顔面に冷水を噴きかくるもよく、胸に芥子泥を貼るもよし。すべて痙攣を起し易き小兒は、平素より飲食物を節せしめ、滋養物を與へ、その便通に注意して、感冒に罹らざるやう、又神経を刺戟せざるやう特に注意すべし。

第十一、腦膜炎

小兒病の中最も恐るべきものにして、四五歳までの幼兒に多く、而かも多くは死亡するを常とし、辛うじて治癒せし者も、或は白痴となり、或は盲目となりて、悲

玩具を興ふる目的

慘なる生涯に終るものなり。而してその経過は急激なるものと、遅緩なるものとあり。前者は、俄かに發熱して、物を吐瀉し、頻りに頭痛を訴へ、ついで烈しき痙攣を起し、後者は、初め元氣失せて食慾減退し、晝夜眠りに耽りて、恰も喪神せるものゝ如き状態となり、後に至りて痙攣を起すを普通とす。されば幼兒の突然發熱し、或は吐乳し、又は青便を下痢する等疑はしき場合には、速に醫師につきて手當をなすべし。

第十節 玩具

小兒に玩具を興ふる目的は、單に其の精神を樂しましむるのみならず、尙其の視力、聽力を働かせ、手指の使用に熟練せしめ、智力の發達を促さんが爲なり。されば玩具の種類は初めは簡單なるものを興へ、其の成長に伴ひて、漸次複雑な

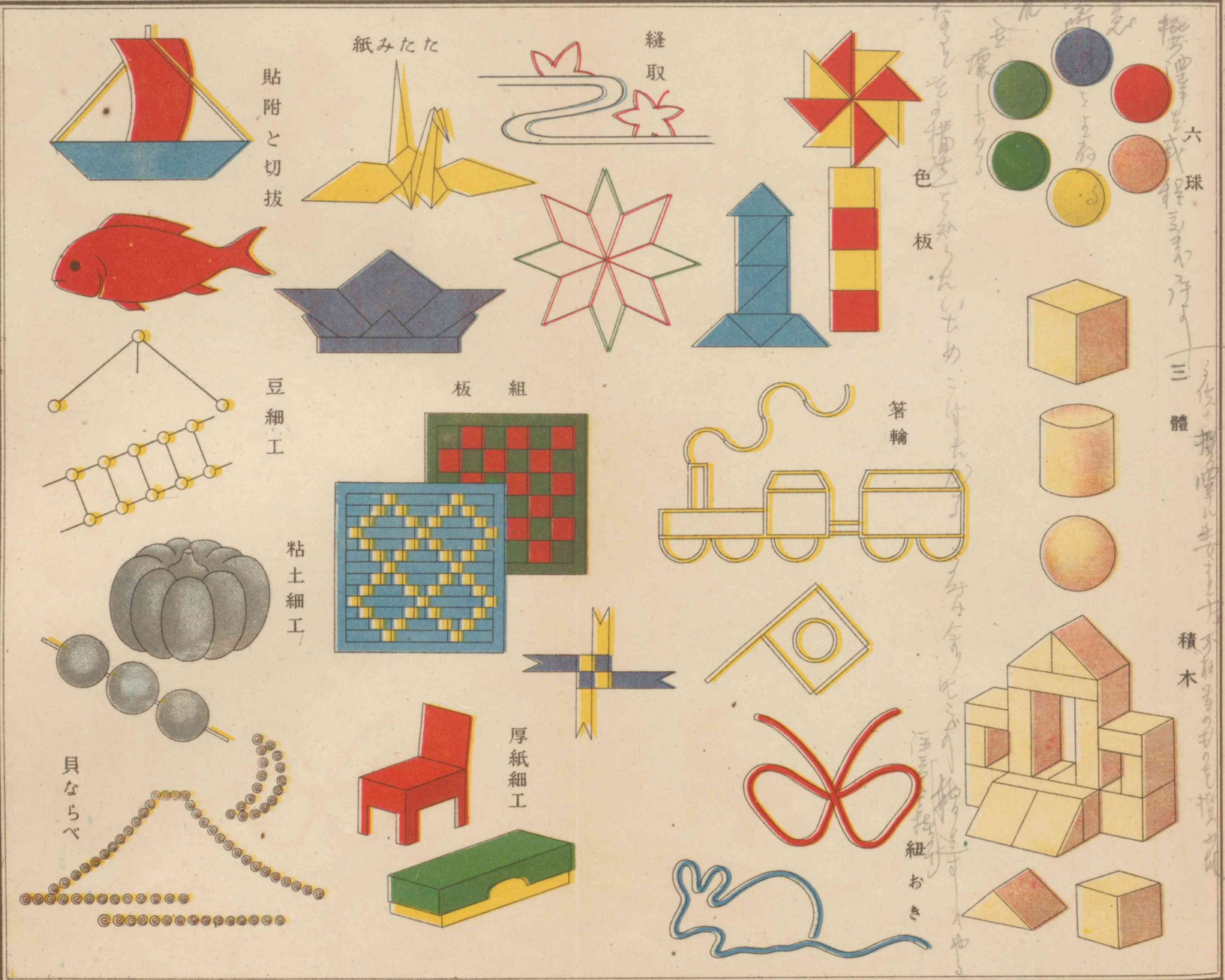
玩具の選擇

一、又自身に物を死具
 二、玩具はすべて見成
 三、性質に適合したもの
 四、他方、神なもので
 五、衛生上危険なものを
 六、衛生上危険なものを
 七、衛生上危険なものを
 八、衛生上危険なものを
 九、衛生上危険なものを
 十、衛生上危険なものを

るものを與へざるべからず。
第一、玩具の選擇 初めは遠くより眺むる風車、犬張子或は目にも見せ耳にも聴かしむるガラ／＼の如き簡單なるものより、少しく進みては、ネブリコ・オシヤブリ・ゴム人形の如き、手に持ちて樂しむものを與ふ。此の時代にありては、幼兒は如何なるものにて、手に觸るゝや、直ちに口に於て之を舐むるものなれば、口中を傷むる虞あるもの、又は笛・喇叭など何人も吹き試むる習慣あるものゝ如きは、病毒傳染の虞あるにより、成るべく與へざるを安全とす。更に進んで幼稚園時代に近づかば、玩具の種類は多種多様となり、其の選擇には一層注意を要するなり。
 フレーベル氏の幼稚園恩物と稱する玩具は、形體・色彩・種類等頗る完備し、觀察・創造等の力を養ひ、手指の使用に熟練

三、子供の中
 四、性には通じたもの
 五、他は、神々も
 六、待てよと危うい
 七、お上りさま
 八、購入の月
 九、便宜

叭など何人も吹き試むる習慣あるもの、如きは、病毒傳染
 の虞あるにより、成るべく與へざるを安全とす。更に進んで
 幼稚園時代に近づかば、玩具の種類は多種多様となり、其の
 選擇には一層注意を要するなり。
 フレーベル氏の幼稚園恩物と稱する玩具は、形體・色彩・種
 類等頗る完備し、觀察・創造等の力を養ひ、手指の使用に熟練



フレーベル氏の幼稚園恩物とは、六球・三體・積木・板排・輪排・畫方・紙刺・縫刺・紙剪・紙織・板組・板連・紙摺
 ・豆細工・粘土細工等なり。此の圖は其一例を示せり。

玩具選定の標準

性能に適するもの

危険なきもの

堅牢安價のもの

變化あるもの

上品なるもの

し、兼ねて審美の情を養ふ等、模範的のものなれば、家庭に於ても之を標準とし、次の條件に照して玩具を選ぶを可とす。
一、小兒の好むもの、又は其の智力・經驗に相應したるものを選ぶこと。

二、危険の虞なきものを選ぶこと。即ち有害の繪具を用ひたるもの、ブリキ製、ガラス製のもの、他人に危険を及ぼす虞あるもの例へば等弓矢の如きは、之を避くること。

三、丈夫にして安價なるものを選ぶこと。精巧にして高價なるもの、必ずしも教育上の價值多きにあらず。故に寧ろ廉價にして教育上の價值多きものを選ぶこと。

四、小兒の興味を喚起するもの、即ち種々なる變化ありて、其の工夫に従ひ、様々の形を作り出し得るものを選ぶこと。
五、上品なるもの、即ち形狀整ひ、色彩・音響等のよく調和せ

指導上の注意

鳴音なみね悪しきものは成るべく與へざること。
るものを選び、ボンチ畫、野卑なる風俗畫、醜惡なる動物、泣聲なきごゑ

第二、指導上の注意 適當に選擇したる玩具は、小兒保育上に多大の裨益を與ふるものなれども、而かも尙指導宜しきを得ざる時は、小兒は無頓著・亂雜・粗暴に陥り易きものなれば、左の點に注意するを要す。

場所と用法との指導

一、小兒は甚だ無頓著にして、不潔なる場所にてても厭ふことなく、玩具をとり散らし、時には塵埃の附著せる玩具を舐むることあるものなれば、遊び場所及び玩具を清潔に保つは勿論、其の使用法をも適當に指導せざるべからず。

良習慣の養成

二、小兒は動もすれば、疎放・亂雜に流れ易きものなれば、玩具等使用の後には、人手を借らずして必ず自ら所定の場所・入物の内に之を始末せしめ、常に秩序・整頓・清潔等の良習慣を

悪習慣の防止

養ふことに注意すべし。

三、小兒は怒りに乗じて玩具を破損し、或は自己の所有物にあらざるの故を以て、之を破壊し、若しくは放棄する如きことなきにあらざらず。かゝる悪習慣は、常に注意して其の萌芽の間に、速に芟除せざるべからず。されど玩具の内部の構造・性質等を調べ、再び組み立てんと動機より、破壊を企てたる場合の如きは、寧ろ知識を得るの益あれば、強ひて之を禁じ又は叱責せざるを可とす。

言語

第十一節 言語

言語は人類の生活上最も重要なものなれば、子女をして、其の意味を明確に了解し、かつ誤りなく自己の思ふところを語り得るやう、幼時より教育するを要す。

幼兒の言語
發達の順序

言語を授くる
注意

程度

能力

話法

小兒の聽官漸次發達するや、先づ音聲を聞き、音の觀念生じ、次第に經驗を積み、其の觀念と經驗とを結び付けて、其の意味を解し、遂に言語の使用法を悟り、周圍の人々の言語を聞き習ひて、之を真似んとするに至るものなり。されば周圍の人々、殊に母親は常に明瞭なる音聲と、正確なる言語とを以て談話するやう心掛くべし。今之につきて注意すべき事柄を左に示さん。

- 一、小兒に聽かしむる言語は、簡單にして明瞭なるべく、又上品なるべし。かつ一時に多くを聽かしむべからず。
- 二、意味を解し得ざる言語を授くべからず。又小兒の發音し得ざる音聲は、先づ口舌の動かし方より練習を始むべし。
- 三、完備せる言語を用ふべし。周圍の人々が小兒に真似て不完全なる言語を用ふるが如きは宜しからず。又抑揚緩急

説話の要旨

第十二節 説話

等によりて、意味の異なる場合をも漸次に練習せしむべし。

小兒已に滿三歳前後ともならば、數多の言語を了解し、又簡單なる言葉遣ひは大抵なし得るに至るべし。されば此の頃より他人の談話を聞かんとし、又自らも語りて人に聞かしめんと欲するものなり。之が爲にあらゆる事物につき質問を發し、周圍の人々をして殆どその煩に堪へざらしむ。されど、こは「知りたし」との切なる欲望より起るものなれば、周圍の人々は懇ろに而かも正しく之に答へ、小兒に満足と與ふるは勿論、尙この機を逸せず、その解し得る程度に於て、有益なる説話を聞かせ、いつとはなしに知識を開發し、且徳性を養ひ、併せて小兒の言語の練習に資するを要す。

<p>説話に關する 注意 程度</p>	<p>材料</p>	<p>趣意</p>	<p>教訓</p>
<p>今説話につきて注意すべき事柄を左に示すべし。</p> <p>一、説話は、小兒の了解し得る程度のものにして、其の嗜好に適當したるものを選ぶべし。</p> <p>二、説話の材料は、初めは小兒の日常見聞する卑近のものを用ひ、次第に進みて御伽噺・偶話等を選び、遂に歴史上の事實・傳記竝に地理・理科等有益なる材料に及ぶべし。</p> <p>三、御伽噺・偶話等の材料は、成るべく勸善を主とし懲惡を避け、殊に野鄙なるもの、殘酷・悲哀なるもの、又は恐怖心を起さしむるものなどは、すべて聞かしむべからず。</p> <p>四、總べて説話をなすに當りては、解し易き言語を用ひ、その材料中の人物の性格等を表はす爲には、抑揚は勿論、手振り、身振りをも加へて、小兒の理解力・判斷力を助け、且善良なる感情を養ひ、德育上に裨益あらしめんことを心掛くべし。</p>			

子供の讀物
遊戯の要旨
又ハ一サ
遊戯に關する
注意
カキテ

第十三節 遊 戯

小兒は寸時も靜肅を保つこと能はずして、絶えず運動し遊戯するものなれば、その心身の發育に應じて適當に導く時は、常に身體の健康を進むるのみならず、心力を練り、習慣を作る等、德育・智育にわたりて甚大の効果を收むることを得るものなり。されば遊戯に要する器具・場所等は及ぶ限り十分に準備して指導・獎勵し、かつ危險・弊害を認めざる限りは、敢へて之に干涉することなく、其の自由に任かすを可とす。若し小兒にして運動・遊戯を好まざるものあらば、これ多くは心身の病的状態に基づくものなれば、よく其の原因を探究し、適當の處置をなさざるべからず。今遊戯に就き注意すべき事柄を左に示すべし。

遊戯の功
遊戯の弊
遊戯の注意

戶外遊戯

一、成るべく戶外遊戯を選ぶべし。これ戶外は小兒の跳躍トウヤクに便なるのみならず、新鮮の空氣を呼吸して、精神の爽快を覺え、心身の健康を増進する等の利あるを以てなり。

共同遊戯

二、成るべく共同遊戯を爲さしむべし。これ小兒が一層興味を感じずるのみならず、之によりて娛樂の間に秩序・公平・協力・忍耐・同情等の諸徳を養ふことを得ればなり。特に小兒は、動もすれば利己心を發揮し、且自ら高ぶり、他人を卑しむ傾向あるものなれば、公平・同情等の徳を養ふには、共同遊戯を爲さしむること肝要なり。

三、遊戯は成るべく身體各部の運動の調和せるものを選び、且智・徳・體三育に共通的の裨益あるものを主とすべし。賭戯又は殘忍なるものは斷じて之を避けざるべからず。

四、競争遊戯は弊害なき限りは之を獎勵すべし。されど勝

心身共通の裨益

競争

訓練の要旨

負に重きを置くことなく、且卑怯・未練の振舞を戒め、公明正大なる行動を尊ばしむるやう指導すべし。

第十四節 訓練

第一、訓練の要旨 凡そ家庭に於て、子女の教育上最も大

切なることは、其の子女が成長の後、良心の力によりて正邪・善悪を判斷し、善に進み悪を避け、正に與みし邪を排し、如何なる境遇に處するも、將た如何なる誘惑に遭遇するも、其の身を過たず、品性を傷けず、人たるの道を行ひ、その責任を全うし得るやう訓練するにあり。
凡そ子女は、幼少の間は常に家に在りて、父母の膝下を離るゝことなし、故に此の期間は、子女の訓練上最も大切な時期なりとす。

性 涵養すべき徳

子女既に成長すれば、早晚其の家庭を離れ、夫々異なる境遇に身を置くべきものなれば、如何なる境遇に處するも、その人格及び品性に動搖を來すことなきやう、豫め其の子女を訓練し置くことは、父母たるものの大なる責任にして、家庭教育の根本も亦實に此處に存すといふべきなり。而してこは子女の幼少なる時代より、而かも善良なる家庭に於てするにあらざれば其の目的を達すること能はざるべし。

父母は勿論其の家人に至るまで、敬虔けいけんの念厚く互に親睦一致して、一家の平和を保ち、以て子女をして其の周囲の善感化と、父母の慈愛とに浴せしめ、不知不識の間に、徳性を涵養せしむることは是れ子女訓練の必要條件なり。

第二、涵養すべき徳性 徳性を涵養せんには左の事柄に注意するを要す。

誠實

一、誠實 誠實なる人は如何なる境遇に處するも、其の人格品性に些の動搖を來すことなし。苟も誠實ならざれば、忠孝仁義も偽善となり、溫良恭謙讓も阿諛あご追從しよとなるべし。誠實は諸徳の根本なれば、父母殊に母親たるものは、其の子女の言語・動作に注意して、固く虚言と偽善とを戒め、その過失は子女の良心に訴へて自から熟慮悔悟せしむべし。

二、從順 從順は子女を善に導くの根源なり。若し之を缺かば、子女をして善に就き、惡を避けしむること能はざるべし。されば父母たるものは、其の子女をして、父母長者の命を重んじ、其の言に從はしむるやう訓練せざるべからず。

子女に命令をする注意

(イ)子女に對して發する命令は、その數を少くし、且その實行し得る範圍のものたるべし。
(ロ)一旦發したる命令は、必ず服從せしむべし。理由なくしてみだりに取消

同情

すべからず。然らざれば執拗專横等の惡徳を助長するに至るべし。
(八)子女に下したる命令に就ては、父母家族とも同じ歩調をとるべし。また
賞品を與へて命令すべからず。

三、同情 同情は、親切博愛等の基となるものなれば、父母
たるものは機會あるごとに、その子女をして、幼者を慈しみ、
老者を勞はり、且僕婢を憐み、家畜其の他の生物をも愛撫せ
しむるやう心掛くべし。

小兒は利己心強きものなれば、他の利害を顧みずして我儘の振舞をなし、
動もすれば、殘忍冷酷に陥る虞あり。例へば徒らに犬猫を虐げ、或は無益の
殺生をなすが如し。かゝる惡徳はその萌芽の間に速に芟除せざるべから
ず。されど小兒の同情例へば友達に菓子を分ち、友達泣くを見て貰ひ泣
きをなし、祖母を勞はり、母を慰むるなど、些細の行爲も、やがて他人と喜憂
を共にするが如き、血あり涙ある人格となるべき楷梯をなすものなれば、
かゝる美徳の萌芽は、つとめて培養することに留意せざるべからず。

自治

四、自治 何事にても子女の成し得ることは、他人に依頼
せず、自ら始末せしむべし。かゝる習慣は、他日社會に立つ時
に必要な自主獨立の精神を養ふ基となるものなれば、幼
時より其の養成に務むべし。

子女幼時にありては、先づ遊戯後に於ける玩具等の始末より始め、已に學
齡に達せば、少くとも學用品一切の整頓をなさしめ、更に年齢の進むに従
ひ、小兒室の掃除より寢具の出し入れ、器具衣服の整頓等、漸次簡より繁に
進め、他人の手を煩はさずして、自ら始末せしむべし。

勇氣、忍耐

五、勇氣、忍耐 勇氣及び忍耐は、人の處世上大切なるもの
なり。若し此の二徳なくば、たとひ堅實なる志を立つとも、成
功覺束なかるべし。

小兒は概して進取の氣象に富み、向上心強く、且負け嫌ひのものなれば、相
應の勇氣あるを常とす。されば何事にも、恐怖心を起さしめざるやう深く

注意し、本來の勇氣を完全に發達せしめんことをつとむべし。妄りに怪談を聞かしため、或は家犬・妖怪又は見慣れざるものを假用して、之をおどすが如きは、たとひ一時の方便にせよ、子女を臆病ならしむるものなれば、深く戒むべきことなり。其の他小兒の躓き倒れたる場合に、妄りに助け起すが如きは、忍耐の徳を弱むる嫌あり。或は友達と喧嘩などして、泣きながら歸り來る時などには、却つて其の不心得を戒め、其の心弱きを勵ますべし。而して小兒の行動が、會、勇氣、忍耐と認むべきことあらば、適宜之を賞讃すべし。

規律

六、規律 子女に規律正しき習慣を躋ぐる第一歩は、哺乳時刻を定むるに始まり、稍、長ずるに及びては、食事・起臥等の時刻を一定して固く之を守らしめ、已に學齡に達せば一定の時刻に登校せしむるは勿論、尙時間を定めて復習・豫習をなさしむべし。外出の時は行先及び歸宅の時刻等を違へざるやう實行せしむべし。

整頓

七、整頓 總べて物の始末亂雜に流るゝ時は、破損・紛失等の虞あるのみならず、必要に應じて、捜し出すに時間を徒費すること少からず。而して子女は特に此の弊に陥り易きものなれば、幼時より物を整頓する習慣を躋け、秩序正しき生活に導くこと肝要なり。

禮儀

八、禮儀 禮儀は吾等の品格を保ち、社交の圓滿を計る所以のものなれば、子女に對しても、幼時より相當の躋けをなし、父母・長者を敬ふは勿論、又何人に對しても無禮なきやう、作法を守るべき習慣を養ふこと肝要なり。

賞罰

第三、賞罰 賞罰は方便にして目的にあらざるが故に、その適用を誤らざる様にするを要す。其の適用に就きては、次の諸點に注意すべし。

賞罰に就きて注意

(イ) 濫賞・濫罰を慎み、且屢行ふべからず。而かも賞は寧ろ重

きに從ひ、罰は輕きに從ふを可とす。又缺點よりも寧ろ美點を捉へて獎勵することに注意すべし。

(口)賞罰の程度は、その行爲の善惡、その動機の如何を察して、正當に之を定め、父母・家族一致協同して、子女が其の行爲に對する感情の未だ去らざる間に行ふべし。

(ハ)賞罰は同じ行爲に對しては、常に同様なるべし。又時々自然の罰に任ずるを可とすることあり。例へば小兒が玩具を故意に壞したる時は、修理を加へずして自ら不自由を感じせしむるが如くすることは是なり。

子女は模倣性極めて強きものなれば、必ずしも父母の命ずる如くに動作するものにあらずして、善惡の差別なく、ただ父母・家人の一舉一動を模倣せんと欲するものなり。故に父母敬虔の念厚ければ、子女も亦敬虔なる人となり、母親が舅

姑及び夫に對して從順にして、子女・僕婢に對して慈愛ならば、子女も亦自ら其の感化を受くべし。されば子女訓練の要は、善良なる家風に浴せしむるは勿論、父母・家人は各自その言行を慎み、子女に好模範を示し、子女をして之に倣はしむるにあり。殊に母親は日常子女に接すること最も多きを以て、其の感化も亦最も大なるものなれば、子女の善良なる友となり、師となり保護者となり、理想の人となるだけの資格を備ふるやう常に自己の修養を怠るべからず。

第四章 修學及び婚姻

修學

第一節 修學

小學校時代

第一、小學校時代 子女は、滿六歳に達すれば、法令の示す所に従ひ小學校に入學せしむべし。この時代に於て注意すべき事柄を左に示さん。

就學期の注意

一、就學期の注意 子女就學の時期に至らば、疾病又は止むを得ざる事情のため、之を學校に伴ふことを得ざる場合の外、指定の日時、指定の小學校に伴ふことを要す。而して其の際は成るべく父母自ら之を伴ひ、子女の性行、家庭の情況、其の他教養上の參考となるべき事柄を詳に語りて、子女の教育を託すべし。

學校と家庭との聯絡

二、學校と家庭との聯絡 學校と家庭とは、常に氣脈相通

じ、内外相應じて一致協力するを要す。されば父母殊に母親は、時々學校を參觀して實際の情況を視察し、或は受持教師の意見を聞き、かつ家庭に於ける實況を告げ、互に教育上の便宜を計るべきなり。

其の他、學校に於て、保護者懇談會等の催しあらば、母親は自ら進んで出席し、學校の希望方針等を聽き取り、同時に自己の希望等をも述べ置くべきなり。

受持教師の信任

三、受持教師の信任 小兒は受持教師を尊敬し信用すること、恰も神の如く、其の命令・禁止・指導等には最も従順なれば、母親たるものは、受持教師の意のある所を察し、子女をして之を遵奉せしむるやう心掛けざるべからず。さればたとひ受持教師の爲せることに誤あるを發見し、又は意見の一致せざることありとも、之を子女に告げ、又は其の面前に於

復習・豫習

て非難する等のことは、ゆめ／＼あるべからず。

四、復習・豫習 尋常一二學年の頃には、學科の復習のみに止め、而かも之を強ふることなく、知らず識らずの間に之をなさしむるを可とす。即ち子女、學校より歸り來らば、暫時休息せしめ、後程よき頃を見計ひて、膝下に呼び、今日は何を爲せしか、又如何なることを學ひしかなどと問ひ、其の授かりし所を語らしめ、かつ其の要點を繰返へして言はしめ、或は書かしめ其の要領を正しく記憶せしむべし。

三四學年以上ともならば、漸次復習の時間を増し、又豫習をもなさしむべし。固より子女の心身の状態如何によりて、多少の加減を要すべきも、毎日一定の時刻を定め、復習を厲行することは極めて肝要なり。すべて豫習は次日に學科を漏れなく受入るゝ準備にして、復習は習ひたる學術を消化

三四學年以上の復習・豫習

して、全く我が物となす唯一の方法なれば、中等以上の學校に進むに従ひ、益、その必要の度を高むるものなり。されば小學時代よりつとめて其の習性を養ひおくこと極めて肝要なり。

中等學校時代
注意事項
學校の選定

第二、中等學校時代 子女漸く成長して中等學校時代とならば、父母の任務は主として子女の心身を監督するにあり。殊に此の期間は子女の心身に變化を來すべき機會多ければ、左に注意すべき事柄の概要を述べん。

一、學校の選定 教授・訓練設備・衛生等に於て比較的優良なるものを選定するを要す。

居室
一定の勉強所を
與ふるは小學校
時代も亦必要な
り。

二、居室 中等學校時代に至らば、學科は益、複雑・高尚となるが故に、其の學習のためには、適當なる勉強室を與ふるをよしとす。若し別室を與ふること能はざる時は、室の一隅に

監督の程度

なりとも、相當の設備をなしやるべし。

三、監督の程度 此の時代に至らば、子女は相當に思慮分別も發達せるにより、日常些末の事柄は一々指揮干渉せず、其の判斷に任せ、助言を與ふるに止むるを可とす。されど子女若し自己の意思によりて爲せし事に過誤ありし時は、自ら反省してその過失を悟らしめ、將來を慎ましむべし。

復習・豫習

四、復習・豫習 復習・豫習はこの時代には特に大切なり。學校の成績悪しく、延いて將來を誤ることあるは、この復習・豫習の完全ならざるに起因するもの少しとせず。故に一定時間眞摯なる態度を以て、日々勉強せしむるを要す。

成績不良の場合

又不幸にして、子女の學業成績佳良ならざる場合ありとも、妄りに之を叱責するは宜しからず。寧ろ勵みて勉強だになさば好成績を得らるべしとの確信を懐かしむるに若か

身體の保護

ず。即ち他人の一たび讀む所は十たび繰返へさしめ、或は父母の手を以て復習・豫習の手引をなし、或は經驗ある人に之を託する等、只管其の實力の進歩を計るべきなり。

五、身體の保護 此の時代には心力を勞すること益多く、時には名譽心・競争心に驅られて、過度の勉強をなすことなきにあらざ。加ふるに身體の發育上變化を來す時期なれば、特に其の健康の増進をはからざるべからず。されば學校に於て課せらるる體操・遊戯等を怠らしめざるは勿論、其の催しに係る遠足旅行等にも進んで赴かしめ、又男子ならば擊劍・柔道・游泳・競走等をも獎勵すべきなり。

精神の保護

六、精神の保護 この時代は、子女の精神動搖し易き時期なれば、是まで信じ來りし事柄に疑を起し、或は從來行ひ來りし行爲をも破棄せんとする傾向あるものなり。而して其

の誘因の重なるものは、朋友、課外讀物の種類、生活狀態の變化等なり。

朋友

(イ)水は方圓の器に従ひ、人は善惡の友による。子女の此の時代に於ける運命は、全く其の交友によりて支配せらるるといふべき程なれば、朋友の選擇には特に注意すべし。

課外讀物

(ロ)課外の讀物も亦子女の品性に影響を及ぼすこと極めて大なれば、教科書以外のものにおいて、聖賢の遺訓、偉人の傳記、發明者の苦辛談、其の他有益と認むるものに限り、之を讀むことを許すべし。如何はしき小説類は斷じて手に觸れしむべからず。

單獨生活

(ハ)修學のため家庭を離れて、他に遊學せしむる場合にありては、生活狀態の劇變のため、動もすれば放逸に流れんとする虞あり。されば第一にはその學校の寄宿舎に入れ、第二には親戚知人の家、第三には教育的寄宿舎に託すべし。如何はしき下宿屋、素人屋等に入るゝは、甚だ危險なれば深く注意すべし。

婚姻

婚姻の事は民法を以て細かに之を規定せり。

婚姻期

男ハ滿十七年女ハ滿十五年ニ至ラサレハ婚姻ヲ爲コトヲ得ス(民法第七百六十五條)

配偶者の選定

第二節 婚姻

子女相當の年齢に達すれば、婚姻の必要を生ず。婚姻は人生の最大要事にして、子女の一生涯に至大の關係を及ぼすのみならず、一家の盛衰、一國の繁榮にも關係あるものなり。されば從來子女の婚姻には、その父母の苦心一方ならず、國家も亦これを監督するに法律を以てせるほどなり。

第一、婚姻期 婚姻の年齢は、兵役、修學、境遇その他の關係によりて一定せずと雖も、概して男子は二十五歳前後、女子は二十歳前後を最も多しとす。

第二、配偶者の選定 配偶者は、血統の純正にして、身體強健、品行方正、學識優秀、かつ容姿上に大なる缺點なきをよしとす。されど職業の差異、家風の相違、財産の多少、家族、親族等

結婚

結納の授受、結婚の式等は古來の作法あれば、之を守ること必要なり。されど不必要なる品を多く求むるは無益なる事なり。

届出の手續

の關係をも考慮すること必要なり。要するに夫たる人は、妻たる人より年長にして、かつ品性・學力・身分等優れたるもの、即ち心服し得る人格を選ぶこと肝要なり。
第三、結婚 結婚には先づ媒介者を定むること必要なり。媒介者は信用ある人を選ぶを要し、相互の希望は媒介者を通じて協議し、婚約いよく、調ひたるときは、衣服その他の調度を始め、結納の授受、舉式の場所・日時、招待すべき賓客等の事に至るまで、一々雙方の打合を爲すをよしとす。かくて結婚の式を終へたるときは、法令の定むる所によりて、戸籍更に届出を爲すべし。

民法の定むる所に依れば、婚姻は之を戸籍吏に届出づるによりて其の效力を生ず。而して其の届出には、當事者雙方及び成年の證人二人以上より口頭又は署名したる書面を以て之を爲す定めなり。

第五章 交際

第一節 交際の目的

交際の目的

交際の目的は、主として自他を益するにあり。蓋し人は共同生活を營むものなれば、相依り相助け、有無相通じ長短相補ふによりて、始めて完全なる生活を遂ぐることを得るものなり。されば家族相依り相助くるは勿論、親戚と親しみ、知己・朋友と交り、互に自他の幸福を増進し、家運の繁榮を圖らざるべからず。

親戚

親戚は我が血族の關係あるものなれば、上下貧富の別を離れて親密を旨とし、喜を分ち憂を共にし、互に往復訪問して交情を温め、相互の和親を圖るべきなり。殊に親戚中に鰥寡・孤獨・不具・癡疾の者あらば、能ふ限り、慰安保護を與ふべし。

又、知己、朋友、其の他一般の人に對しては、親疎の關係に應じて、夫々相當の禮儀を保ち、交誼の圓滿を圖るべし。

交際の方法

第二節 交際の方法

應對

第一、應對 人と應對するには、舉止しとやかに、溫容以て之に接し、言語は明瞭にして慇懃けんけんなるべし。

他人の談話は靜かに傾聽して必要なる應答をなし、自己の談話は趣味ある話柄を選びて順序よく語るべし。かりにも他人の批評又は自負めきたる話題に觸るべからず。

數名の人と對坐せる場合には、其の中の一二人に偏することなく、總べての人々に快感を與ふるやう心掛くべし。

人を諫め又は戒めんとする場合には、先づ諫め又は戒むべき事實ありや否やを確め、更に今直ちにそれを爲す必要

ありや、斯くするは親切なる行爲なりや等につきて、熟考の後始めて口を開くべし。

訪問

第二、訪問

訪問は、其の場合に應じ禮儀に適へる服裝を整へ、止むを得ざる事情ある外は、早朝・夜中・食事間際くわんざいの時間を避け特別の用談なき以上は長坐すべからず。殊に病氣見舞にありては、先づ看病人に容體を問ひ、時宜によりては患者に面會せざるも妨げなし。たとひ面會するも速に辭し去るべし。火災・水難後の如き混雜せる場合に在りては、手傳をなす必要なくば、これまた速に辭し歸るを可とす。

接客

第三、接客

來客は主婦自ら出で迎ふるを可とす。されど衣髮亂れ、又は手放し難き用事ある時は、家人をして迎へしめ、後主婦自ら出でて面接すべし。無斷にて長く客を待たしむるは禮にあらず。故に食事中、入浴中などにて、直ちに面接

し得ざる時は、家人をして、其の旨を告げしめ、かつ暫時猶豫を請はしむべし。若し又取込中、若しくは外出せんとする際にて、面接の暇を得ざる場合には、成るべく主婦自ら出でて其の旨を述べ、丁寧^{ていねい}に斷るをよしとす。

さて客を一室に請じなば、座蒲團・茶菓等は勿論、季節により火鉢又は團扇等を進め、若し食事時に臨まば、相當の食事を進むべし。若し間に合はざる時は、有り合せの品にても可なり。又客の辭し去らんとする時は、忘れ物等なきかに注意し、かつ玄關に至り、其の影の見ゆるまで丁寧に見送るべし。

第四、饗宴 總べて、客を招き饗應せんとする時は、其の饗宴の趣旨・日時・場所等を明かに先方に通じ、尙相客の一斑をも告げ知らするを可とす。又他人より饗宴の案内を受けたる時は、其の場合に應じたる服裝を整へ、禮を失せざるやう

饗宴

に注意すべし。

贈答品

第五、贈答品 年末・年始・中元等に當り、贈物をなす場合には、成るべく實用向の品を選ぶをよしとす。僕婢等に對しては殊に然り。また吉事には永く其の喜を記念するに適するものを選び、凶事には直ちに消耗すべきものを以てし、或は金錢を以て代用するも可なり。其の他病氣見舞には成るべく飲食物を避け、鉢植・繪畫の如き心身を樂しましむるものを選び、また火災・水難等の見舞には、差しあたり先方に必要なるものを選ぶ等の注意肝要なり。

書信

第六、書信 手紙は自ら其の人を訪問して、面^{まへ}あたり所用を語る代りに、其の要領を書き送るものなれば、之を認むるには此の趣旨により、文體は平易にして明瞭なるべく、その書體は読み易く、言葉遣は成るべく丁寧にして、禮を失せざ

るやう注意するを要す。

距離遠くして、容易に往訪し難き親戚・知人等には、時々通信して安否を問ひ、かつ自家の近状をも報ずべし。他人に事件を依頼する時は、返信料を添へ、又は往復はがきを用ふべし。他人より依頼を受けたる時は、速に返事するを要す。

總べて通信には手紙の重量又は電信の音信數により、不足なきやう郵便切手を貼付すべし。若し此の注意を怠るときは、先に迷惑をかくることあり。

第六章 家計の整理

家計整理の目的

家計整理の目的は、一家の財産を經濟的に管理し、収入及び支出を調節して、生計を豊かならしめ、かつ餘財を貯蓄して不時の需要に備ふるにあり。これ家政上の最大要務の一にして、其の巧拙は一家の消長に關係し、其の直接責任は實に主婦にあり。されば主婦たるものは、深く此の點に注意し、家運の發展を計ることを務むべきなり。

第一節 財産

財産には動産・不動産の別あり。一家の財産は、之を家資又は家産といふ。

第一、不動産 不動産とは田畑・宅地・鑛山等の如き土地及

不動産

財産の種別

土地の收入

び土地に定著せる家屋其の他の築造物、山林の立木等をいふなり。

一、土地 土地は財産中の主要なるものにして、其の使用法の異なるに従ひ、種々なる収入を生ず。例へば田畑として耕作すれば、米穀、野菜類の收穫あり、他人をして耕作せしむれば、小作料を得べく、宅地として賃貸をなさば、貸地料を生じ、樹木を植付け一定の年限を経れば、薪炭又は木材として、相當の富を得らるるが如し。

土地の價格又は貸地料等は、其の地味、位置、需用供給等の關係、交通機關の如何等によりて、様々に變動するものなれば、是等の事情に應じて、利用法を考へ、収入の増加を計ること肝要なり。

家屋の收入

二、家屋 家屋も亦之を貸家とする時は、一定の収入を得べきも、其の位置、構造、交通の便否、使用の目的等によりて、價

不動産の賣買貸借には、登記を要す。

不動産の賣買貸借には、現物の引換を大なる要件とす。

格又は家賃に高下あり。故に其の賣買貸借に際しては、叙上の事情に鑑み、適當の處分法を考ふるの要あり。
第二、動産 不動産以外の財産をすべて動産といふ。其の重なるものを金錢、有價證券、各種の商品、米穀、衣服、什器、家畜等とす。

一、金錢 金錢は自家の手許に所持する時は、徒費し易く、かつ火災、盜難の虞あれば、當分の必要額以外の剩餘は、之を郵便局又は確實なる銀行に預け入るるをよしとす。

二、有價證券 有價證券には株券、公債證書、債券等の種類あり。

(イ)株券 銀行、會社等を組織するに當り、各出資者に交附する一定の證書を株券といひ、其の出資者を株主といふ。又株券より生ずる利益を配當金といふ。

株券

有價證券

金錢

公共團體とは市町・村の如きを云ふ。
 政府の公債の返還期の短期なるものを國庫債券といふ。
 利廻とは配當金又は利子と市價との比をいふ。
 例へば六分利の附額面百圓の公債證書の市價九十六圓なりとせば、其の利廻は百分二厘五毛なるが如し。

商品

米穀

(ロ)公債證書及び債券 政府又は其の認可せる公共團體の負債を公債といひ、其の證書を公債證書といふ。例へば大日本帝國政府五分利公債證書の如し。又會社等の負債を社債といひ、其の證書を社債券といふ。例へば勸業債券の如し。而して公債證書及び債券より生ずる利益を利子といふ。これらの中、公債證書の市價には、格別の變動無けれども株券の如きは、其の會社の營業狀態により、市價に著しき變動あるものなれば、利廻リマヒより確實なるものを所有し、巧みに運用せば財産を増殖することを得るも、若し此の注意を怠る時は、大なる損失を來すことあるべし。

三、商品 賣買の目的を以て仕入れたる物品を商品といふ。商業上の經濟と家庭の經濟とは、別々に整理し混同すべからず。例へば商品の賣上高は商業上の收入にして、家庭の收入にあらざるが如し。然れども商業上の餘財即ち純益を家庭經濟に組入るることは、敢へて不可なきなり。

四、米穀 米穀類を收穫する農家に於ては、其の收穫高の

中、翌年の端境はせままでに要する家庭の食料を残し置き、其餘は賣却して收入となし、なほ他に副業あらば、其の純益と共に家庭の費用に當て、更に餘財あらば貯蓄するを常とす。然るに米穀類も亦市價の變動多きものなれば、賣急ぎ又は賣惜しみて利益を逸するの例少からず。されば能く相場の趨ま勢を察し、適當なる時期に賣却するを可とす。

衣服・什器

家畜

五、衣服・什器 家庭に在りては、衣服・什器等には收入を生ずる事なきも、これ亦一家の財産なり。何とすれば、相當の價格を有するを以てなり。而して實用向にして丈夫なる衣服、堅固にして便利なる什器等を選り用する時は、永く保存に堪へ、隨つて家庭の費用を減ずるの益あり。

六、家畜 牛・馬・豚・鶏等の如き家畜は、それ〴〵生活に必要なるものなれば、これ亦一家の財産なり。都會の地にありて

は家畜を飼養すべき餘地少きも、農家に在りては概して邸宅内の空地も廣く、且穀物等の徒らに散逸するもの少からず又小米・糠等の副産物も多ければ、鶏を飼ひて鶏卵と鶏肉とを得るが如きは一舉兩得といふべし。或は養豚を副業とするも可なり。又牛・馬を飼養して田畑の耕作に使用し、かつ其の肥料を得て作物に施し、或は車を輓かしめ、荷を負はしめて、運送を副業とするも亦一策なるべし。

収入及び支出
調節

第二節 収入及び支出の調節

收支の要旨

一家の經濟は、之を收支支出に分ち、其の收支は、各の性質によりて經常及び臨時の二部に區分するを要す。經常収入とは、概ね規則正しく引續き收納し得らるる収入をいふ。例へば、貸家料・貸地料・俸給等の如し。又臨時収入とは豫定し難

収入の財源
支出の用途

き臨時の収入、若しくは一時的の収入をいふ。例へば、賞與金又は土地賣却代金の如し。經常支出とは、日常生活に必要な支出、若しくは身分・地位等を保つに要する支出をいふ。例へば衣食住にかかる費用の如し。又臨時支出とは思ひがけざる變災、又は出産・死亡・疾病・婚姻等臨時に要する費用の支出をいふなり。

収入及び支出は、家々の事情によりて種々異なれども、其の収入の主なるものは、預金又は有價證券の利子・配當金・營業利益金・貸地料・貸家料・地所・家屋物品等の賣却代・俸給・給料・診察料・謝儀・手當・報酬・恩給・勳章年金・賞與金等にして、其の支出の主なるものは、賄費・被服費・借家料・借地料・諸税・教育費・備人料・交際費・器具費・雜品費・雜費・修繕費・保險料・醫藥費・慈善費・娛樂費・豫備費等とす。すべて収入及び支出の科目を設くる

收支の調節

に當り、細密に過ぐるれば煩雜にわたり、粗大に失すれば明瞭を缺く嫌あり、要は収入の性質又は支出の用途を明かに表し得べき科目を設くるにあり。

一家の收支を調節するの要は、入るを量りて出づるを制するにあり。即ち其の支出は、其の収入に超えざるを原則とす。されば成るべく収入の増加をはかり、かつ冗費を省きて、多くの貯蓄をなし、一家繁榮の基を立てんことを勉むべし。

豫算

第一、豫算 豫算は一定期間に於ける収入・支出の豫定を計算したる書面にして、その目的は収入・支出を秩序正しく比較して、此の兩者を調節し、併せて冗費を防ぐに在り。

計算期間の定め方

一、豫算の期間の定め方 豫算の期間即ち一定期間は、之を一ケ年とするを普通とす。然れども家々の事情又は地方の取引の習慣により、之を半ケ年又は一ケ月とするも敢へ

國庫の會計年度は、四月に始まり、翌年三月に終る。

豫算編成の心得

て不可なし。要は其の期間内に於ける収入を以て、同期間内の費用を支出し、成るべく不足なからしむるにあり。此の期間を稱して、計算期間又は會計年度といふ。會計年度は、一年中成るべく収入の多き月より始むるを便利なりとす。例へば農家にては重なる作物を收穫せる月又は其の翌月、商家にては經驗上益金の多き月を始期とするが如し。然れども、一月に始まり十二月に終るを普通とす。

經常收支の調節

二、豫算編成の心得 豫算を作るに當りては、左の事柄に注意すべし。第一表 参照
(イ)經常支出は、經常収入に超えざるやう定むるは勿論、尙其の収入の幾割かを控除して、貯金に充つべし。之を天引貯金法といふ。而して天引したる殘餘は最も必要なる費用を第一として、順次之に次ぐものに割當つべし。例へば生活費

臨時收支の調節

衣食住に直接義務費諸税・保險・給金・其の他約束上の負擔教育費月謝・書物・筆墨代等交際費・器具雜品費・雜費・家庭の娛樂費等に順次配當するが如し。

(口)臨時収入は臨時支出に割當て、剩餘あらば貯蓄し置き、豫算外に生じたる臨時の支出に充つるをよしとす。

豫算の積り方

(ハ)豫算の見積方は正確なるを要す。例へば契約に基づくものは、其の約束金額を掲げ、又給料・物品代の如きは、其の人員又は數量に各の單價を乗じて積算し、數量・單價の不分明なるものは、前々年度二三年間の平均額によるが如し。

豫備費

(ニ)豫算は、未來の收支の豫測なれば、如何に正確に見積るとも、物價の變動、不時の出來事等によりて不足を生じ、或は豫算外の費用の支出を要することあるべし。是等の場合に處する爲、豫算中には若干の豫備費を設くべし。

豫算の運用

三、豫算の運用 豫算の目的は、主として冗費を防ぐにあ

剩餘及び不足の處置

り。故に豫算の運用即ち収入・支出を實際に取扱ふに當りては、左の事柄に注意するを要す。

(イ)収入が豫算高よりも増加したる時は、其の増加額は貯金に組入るべし。若し不足したる時は、先づ豫備費より補ひ、豫備費盡くるに至らば貯金より補ふべし。

流用禁止

(ロ)經費は豫算に定めたる費目に従ひ、有用なる事に支出すべし。但したとひ有用の事にても、決して他の費目より流用すべからず。

月割豫算

(ハ)經費は實際の需用を計りて、十二ヶ月に區分し、之を標準として、月々使用するを可とす。若し年度始に於て妄りに多額の支出をなす時は、年度末に至り必要な費額に不足を生ずることあるべし。

殘餘整理法

(ニ)月々生じたる經費の殘餘は、夫々翌月分の豫備に繰越

金錢の取扱ひ方

し、かくて年度末に至り全く剩餘となりたる時は、翌年度豫算の雑収入として整理すべし。

(ホ)金錢の出入は嚴密に行ふべし。斯くするときには、間違を防ぐに益あるのみならず、帳簿上の誤謬、記載漏れ等を發見するに便利なり。

結論

凡そ家事經濟の要は、冗費を省きて餘財を貯蓄し、以て生計を豊かならしめ、之を有益なる事に散ずるにあり。故に豫算の運用に當りては、細心注意して此の目的を達せんことを勉むべし。

決算

第二、決算 一計算期間或は一年度間を終る毎に、其の期間に於て取扱ひたる收支の結果を一覽表表第三第四参照に作るべし。之を稱して決算表といふ。此の表は一計算期に於ける家事經濟の成績を示すものなれば、之に依りて收支の情況を知り、將來

貯蓄及び負債

第三節 貯蓄及び負債

の方針を定むることを得べし。但し決算表には其の決算期に於ける財産目録第二表参照を添ふべし。年々の財産目録を對照比較する時は、身代の盛衰を明に知ることを得るの便あり。

貯蓄の方法
勤と儉

貯蓄の方法には二方面あり、勤、儉の二字を以て表はさる。勤儉とは怠惰、奢侈の反對にして、多く得て少く費やすことなり。即ち貯蓄の要は勤勉によりて収入を増加し儉約によりて支出の減少を計り、其の餘財を貯へて利殖するにあり。勤儉は恰も車の兩輪の如し、互ひに一致協力せざればその效なきなり。

およそ普通の家庭にありては、主人は外に出でて働き、主婦は家に在りて儉を守るを常とす、即ち主人の勤勉と主婦の儉約と互に相待つて、始めて

貯蓄の效を大ならしむることを得るなり。されば主人主婦は勿論、家人は各、一致協力して、勤儉を守ること肝要なり。

貯蓄の最好時期

第一、貯蓄の最好時期 人は餘財にあらば、徒費するこ

結婚後の十年間

となく、時期に關せず之を貯蓄せざるべからず。然れども一生中に於ける貯蓄の最好時期は結婚後獨身者ならば、生産力を得たる後の十年間なりとす。此の期間にありては、主人主婦は元氣盛にして

其の後の十年間

社會に立ちて十分に活動し得べき時期なり。而してたとひ子女あるも、未だ幼少にして其の教養には多額の費用を要せず。加ふるに親戚知人との交際、其の他社會との關係も尙單純にして、時間と費用とを要することも割合に少かるべし。故にこの時期に於て、日々の生計に注意する時は、自ら餘財を生じ貯蓄することを得べし。試みに其の後の十年間に就て考ふべし。兒女は歲月と共に成長し、かつ其の數も漸次

増加し、長男長女は中等の學校に通學せしむるの要あり、次男次女も漸次亦然り。更に進みては長男に對する高等教育の準備を要し、長女の嫁入時期も漸次迫り來るべし。加之一方に於ては、家族の増加竝に主人の社會上の地位の進むに従ひ、廣き住居に移りて體面を保ち、かつ實際の必要上僕婢の數をも増加するの要あるべし。其の他知人との交際、社會との關係の如きも、到底前の十年間の比にあらざるべし。かくの如く衣食住に關する費用は勿論、教育費、交際費等一として増加せざるものなく、就中被服費、教育費の如きは、前の十年間の幾倍を要するに至るやも知るべからず。かく百事多端なる時期にありては、たとひ主人の活動に伴ひて、その収入は漸次増加するも、到底かゝる多額の費を支辨して、なほ貯蓄をなす程の餘力あらざるべし。されば貯蓄の最

勤勉貯蓄

好時期は結婚後の十年間なりと覺悟し、この好期を逸することなきやう心掛くべきなり。

第二、勤勉貯蓄 勤勉貯蓄とは、人一倍働きて収入を増加し、其の餘財を貯ふるをいふ。今若し勤勉なる人ありて、普通のより一日に二時間づつ多く働きて、相當の副業に従事するものと假定せんに、日曜祭日等の休日を除くも、一年に約六百時間、十年間には六千時間の働きとなるべし。而して此の副業の報酬一時間に付五錢乃至十錢とするも、毎月之を郵便貯金となす時は、十年の後、元利合計三百八十二圓乃至七百六十五圓餘を得べし。主婦も亦同じ心掛を以て相當の内職に従事し、夫妻協力して働かば、十年間に一千圓以上の貯蓄を得ること、決して難事にあらざるべし。

儉約貯蓄

第三、儉約貯蓄

儉約貯蓄とは、將來有用なる費用に充つ

る目的を以て冗費を省き、かつ必要の費用をも最少限度に切詰めて、其の餘財を貯蓄するをいふ。例へば高價なる牛肉の代りに、時々安價なる鰯を調理して榮養上の必要を充たすが如し。されど儉約と吝嗇とは決して混同すべからず。吝嗇とは義理人情も辨へず、公益をも顧みず、故意に粗衣粗食等を敢へてして、餘財を蓄積するをいふ。

吾等の日常生活には、儉約し得べきもの、又は全く削除し得べきものあれば、よく是等の要不要を辨へ、不要なる費用は必ず之を儉約して貯蓄に充つること肝要なり。

女中

一、女中二人を使ふ家庭にありては、臺所等の設備に少しく改良を加へて立働きに便利ならしめば、之を一人に減ずるもさまで、不便なかるべく、又一人を使ふ資力あらば、之を廢して主婦自ら之に當るも差して差支なかるべし。斯くせば一年間に百二十圓以上を儉約し得べし。

保險の要旨

保險とは一定の料金を年々生命保
險料等又は一時財產保
險料等に拂込み置き、指定の條件例へば死亡又
は財產の滅失に該當したる時、一定の金額を受取るべき契約をいふ。之を大別して、生命保險・財産保險の二とす。

生命保險
財産保險

生命保險には、終身保險・養老保險・結婚資金保險・學資金保險・簡易保險等あり。又財産保險には、火災保險家屋火災保險
物品火災保險・海上保險船舶又は其の
積荷の保險・盜難保險等あり。

保險の必要

保險は一種の貯蓄なるが故に、豫め其の契約を結び置く時は、爾後死亡又は財産の滅失等に際し、物質上の損害を輕からしむる益なり。もし幸にして本人長壽なるときは、料金の拂込は恰も長期に亙りて極めて底利なる預金をなすに等し。又保險を付したる財産にして、その期間内に故障なき場合にありては、料金は全く拂込人の損失となるべし。然れ

家計簿記の要旨

ども財産保護の爲に、常に人を備ひ或は相當の設備をなし、幸に損害を免れたりと思料すべきなり。

第五節 家計簿記

家計簿記とは、家産の増減移動の顛末を計算處理して、秩序正しく帳簿諸表に記載し、家事經濟の有様を一目瞭然ならしむる方法をいふ。

家計簿記は家事經濟の歴史ともいふべきものなれば、金錢物品の收支、竝に其の消費の適否を知り、かつ之によりて冗費を省き、濫費を防ぐの效あるのみならず、尙一家の盛衰を考へ、現在及び將來のため、採るべき手段・方針を定むる資料となすを得べし。殊に普通の家庭にありては、主人は主として収入の増加をはかり、主婦をして支出即ち消費經濟の

方面に心を用ひしむるを常とす、されば主婦たるものはたとひ其の財産少く収入も亦多からずとも、其の所得を儉約して適當の費途に用ふるは勿論、なほ之を帳簿に記載して其の用途を明かにし、自己の本分を盡さざるべからず。

所用科目

第一、所用科目 記帳用の科目は、収入には俸給・恩給・賞與・金・手當金・勲章年金・報酬金・營業益金・利子・配當金・貸地料・貸家料・雜收入等を用ひ、支出には賄費・被服費・借家料・借地料・諸稅・教育費・交際費・小遣費・圖書費・器具費・雜品費・雜費・給金・修繕費・庭園費・保險料・慈善費・公共費・衛生費・醫藥費・娛樂費・豫備費等を用ひ、又整理科目として、現金・預金・小出金等の目を用ふるも、要は家々の事情に應じ、成るべく収入の性質、支出の目的を明かに表はすものを用ふるにあり、何れにしても豫算に定めたる科目は、其の儘簿記に用ふるを便利なりとす。又一

小出金とは、日常些末の金額を仕拂ふ毎に、元金の入物を開くの煩を避くるため、小出せる現金を云ふ。

簿表

且定めたる科目は、其の收支のあらん限り年々襲用し、妄りに變更すべからず。これ年々の成績を對照比較するに便ならしめんが爲なり。

第二、簿表 家計簿記に要する帳簿及び表は、日記帳・賄帳・月々決算表・年度末決算表等とす、其の記載方は別圖に例示せり。

第三、簿表記入の心得 帳簿及び表を記入するには、左の事柄に注意すべし。

一、出と入との欄を誤りて記入せざるは勿論、字體を明瞭に書し、妄りに改描塗抹せず、萬一訂正するも、元字體を明瞭に存し置くべし。

二、同じ目的の經費は、同じ科目より支出すべし、異なる科目より支出するが如きは、甚だ不可なり。例へば郵便切手は

記載方

雜品費より支出し、電信料は雜費より支出するが如きは避くべきことなり。

三、金錢の出納は、當日必ず記帳すべし。斯くする時は記載漏等を生ずること少し。但し萬一記載漏等ありたる時は、發見したる日の欄に、事由を附して記入をなすべし。

月 々 決 算 表

入 金 計	經 常 支 出																	臨時支出		豫 備 費	預 金	出 金 計		差		
	賄 費	被 服 費	借 家 料	諸 稅	教 育 費	交 際 費	小 遣 費	圖 書 費	器 具 費	雜 品 費	雜 費	給 料	修 繕 費	保 險 料	慈 善 費	娛 樂 費	土 地 代	何 々	円十錢			円十錢	円十錢		円十錢	円十錢
36 500																								36 500		
	830					200																		1 030	35 470	
							10 000										300							11 800	23 670	
	4 720				100																			4 820	18 850	
						2 000						500												2 500	16 350	
	1 760				420	1 000																		3 180	13 170	
	3 620							1 000		170														4 790	8 330	
60 000	1 740				3 200	500				450														5 890	62 490	
	1 020															10 000								11 020	51 470	
	2 330			8 500													2 000							12 830	38 640	
	4 500		25 000																					29 500	9 140	
12 000																									21 140	
	1 550	1 500																						3 050	18 090	
	2 050									160	300													2 910	15 180	
210 000	1 740																						200 000	201 740	23 440	
	1 980																							6 280	17 160	
	4 000																							4 000	13 160	
2,525 000																								2,510 000	2,510 000	28 160
	4 150				1 380			800			2 000													8 330	19 830	
25 000	4 580																							4 580	40 250	
	4 030												4 000											8 030	32 220	
																								2,836 280		
2,868 500	44 600	1 500	25 000	8 500	5 100	3 700	10 000	1 000	800	780	8 600	4 000		10 000	2 000	700							200 000	2,866 280	32 220	

月々決算表

收 支 月	前月 越 高	經常收入					臨時收入			入金 合計	經常支出											
		俸 給	貸 家 料	利 子	雜 收 入	何 々	土 地 代	物 品 代	何 々		賄 費	被 服 費	借 家 料	諸 稅	教 育 費	交 際 費	小 遣 費	圖 書 費	器 具 費	雜 品 費	雜 費	給 料
	円十銭	円十銭	円十銭	円十銭	円十銭	円十銭	円十銭	円十銭	円十銭	円十銭	円十銭	円十銭	円十銭	円十銭	円十銭	円十銭	円十銭	円十銭	円十銭	円十銭	円十銭	円十銭
大 正 九 年 一 月 五 日 調									36 500													
										830					200							
															10 000					1 500		
										4 720				100							500	
										1 760				420	1 000							
										3 020							1 000			170		
				60 000					60 000	1 740				3 200	500					450		
										1 020												
										2 330			8 500									
										4 500		25 000										
					12 000				12 000													
										1 550	1 500											
										2 050									100	300		
								210 000	210 000	1 740											4 300	
										1 980												
									4 000													
		125 000					2,400 000	2,525 000														
									4 150				1 330			800			2 000			
			25 000					25 000	4 580													
									4 020											4 000		
計		125 000	25 000	60 000	48 500		2,610 000	2,868 500	44 600	1 500	25 000	8 500	5 100	3 700	10 000	1 000	800	780	8 600	4 000		

(第一表)

大正九年度臨時收支豫算表

大正八年十二月 日調

區分	經常收入				臨時收		
	俸給	貸家料	利子	雜收入	計	土地代	物品代
豫算金額	一、五〇〇・〇〇〇 ^円	三〇〇・〇〇〇	二八〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	二、一三〇・〇〇〇	二、四五五、〇〇〇	一五・〇〇〇
摘要	月額百二十五圓	本籍地持家、家貸月額廿五圓	公債、債券、定期預金、郵便貯金利子	前年度殘金、紙屑、本籍地下肥代		本籍地所在、土地ヲ鐵道院へ賣却見込高	古本其ノ他賣却見込高

(注意) 豫算は家々の事情によりて異なれども、本表は成るべく多くの事項を網羅する爲、中等生活程度の勤人について一例を示せり。

區分	經常收入					臨時收入		經常支出															臨時支出		豫算						
	俸給	貸家料	利子	雜收入	計	土地代	物品代	收入總計	賄費	被服費	借家料	諸稅	教育費	交際費	小遣費	圖書費	器具費	雜品費	雜費	給料	修繕費	保險料	慈善費	娛樂費	計	土地代	計	豫備費	支出總計	預金	總合計
大正九年度 經常臨時收支豫算表	一、五〇〇・〇〇〇	三〇〇・〇〇〇	二八〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	二、一三〇・〇〇〇	二、四五五・〇〇〇	一五・〇〇〇	四、六〇〇・〇〇〇	五四〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	三〇〇・〇〇〇	四五・〇〇〇	七二・〇〇〇	五六・〇〇〇	一三二・〇〇〇	一二・〇〇〇	一二・〇〇〇	三四・〇〇〇	九六・〇〇〇	四八・〇〇〇	二七・〇〇〇	六〇・〇〇〇	二四・〇〇〇	一二・〇〇〇	一、五二〇・〇〇〇	二、五〇〇・〇〇〇	二、五〇〇・〇〇〇	八〇〇・〇〇〇	四、一〇〇・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇	四、六〇〇・〇〇〇
摘要	月額百二十五圓	本籍地持家、家賃月額廿五圓	公債、債券、定期預金、郵便貯金利子	前年度殘金、紙屑、本籍地下肥代		本籍地所在、土地ヲ鐵道院へ賣却見込高	古本其ノ他賣却見込高		家族女中共六人一人一ヶ月七圓五十錢宛	家族五人一人十圓	寄留地借家一ヶ月廿五圓宛	所得稅、本籍地ノ地租、家屋稅	太郎中學二年、春子小學三年	宴會費並ニ親戚・女中等へ中元、歳暮の贈答品代等	一ヶ月主人五圓、母上二圓、自分三圓、太郎一圓		毫所用器具、電球等ノ補充費	新聞紙、石鹼、齒磨、塵紙、薪炭等	通信料、電車代、水道稅、人力車賃等	女中一人一ヶ月四圓宛	本籍地持家疊替其ノ他諸費	本籍地家屋火災保險料掛金十圓主人生命保險掛金五十圓			寄留地ニ於テ宅地買入見込高				收入ノ支出トノ總計ノ差		

(第一表)

大正八年十二月 日調

日記帳

(2)

大正9年 月 日		科目	事項	入金	出金	計	差
			前より	円十銭 96 500	円十銭 33 060	円十銭 33 060	円十銭 63 440
1	8	交際費	來客用料理一人分		500		
		雑品費	キングステン電球一箇代		450	950	62 490
	9	賄費	本日仕拂高		1 020		
		保険料	本籍地家屋火災保険料		10 000	11 020	51 470
	10	賄費	本日仕拂高		2 330		
		諸税	所得税第三回分		8 500		
		慈善費	某孤兒院へ寄附金		2 000	12 830	38 640
	11	賄費	本日仕拂高		4 500		
		借家料	二月分前家賃		25 000	29 500	9 140
	12	雑収入	本籍地家屋下肥一年分代	12 000			21 140
	13	賄費	本日仕拂高		1 550		
		被服費	主人羽織紐代		1 500	3 050	18 090
	15	賄費	本日仕拂高		2 050		
		雑品費	塵紙代		160		
		雑費	煙突掃除費		300		
		娯樂費	家庭視聽會用菓子代		400	2 910	15 180
	18	土地代	本籍地土地賣却付	210 000			
		賄費	本日仕拂高		1 740		
		預金	三井銀行へ小口當座預		200 000	231 740	23 440
	20	賄費	本日仕拂高		1 980		
		雑費	主人及び太郎電車券各五十回分		3 850		
			郵便切手代		450	6 280	17160
			次へ	318 500		301 340	

日記帳

(3)

大正9年 月 日		科目	事項	入金	出金	計	差
			前より	円十銭 318 500	円十銭 301 340	円十銭 301 340	円十銭 17 160
1	23	賄費	本日仕拂高		4 000	4 000	13 160
	23	俸給	主人俸給一月分	125 000			
		預金	本籍地土地賣却代内	2,400 0.0			2,538 160
		土地代	寄留地にて買入宅地代		2,510 000	2,510 000	28 160
	26	賄費	本日仕拂高		4 150		
		教育費	太郎英語字典		1 200		
			春子へ筆紙墨		180		
		器具費	バケツ一個		800		
		雑費	電燈料		2 000	8 330	19 830
	28	貸家料	一月分家賃本籍地貸家の	25 000			
		賄費	本日仕拂高		4 580	4 580	40 250
	31		同上		4 030		
			女中給料		4 000	8 030	32 220
			一月分總計	2,868 500		2,836 280	
			二月へ越高			32 220	
				2,868 500		2,868,500	

賄 帳

(2)

大正9年 月 日		品 目	金 額	計
			円 十錢厘	円 十錢厘
1	8		240	
	"		1 500	1 040
	9		250	
	"		770	1 720
	10		200	
	"		2 130	2 330
	11		4 000	
	"		500	4 500
	13		1 550	1 550
	15		2 050	2 050
	18		060	
	"		1 680	1 740
	20		1 980	1 980
	22		4 000	4 000
	26		4 150	4 150
	28		4 580	4 530
	31		4 030	4 030
一 月 分 計			44 600	44 600

日 記 帳

(1)

大正9年 月 日		科 目	事 項	入 金	出 金	計	差
				円 十錢厘	円 十錢厘	円 十錢厘	円 十錢厘
1	1	雑収入	前年度残金越高	36 500			36 500
	2	賄費	本日仕拂高		830		
	♪	交際費	來客に付茶菓子		200	1 030	35 470
	3	小遣	主人へ		5 000		
	♪	♪	母上へ		2 000		
	♪	♪	自分へ		2 000		
	♪	♪	太郎へ		1 000		
	♪	雑費	はがき百枚		1 500		
	♪	娯樂費	家庭親睦會に付茶菓子代		300	11 800	23 670
	4	賄費	本日仕拂高		4 720		
	♪	教育費	春子へ少女世界一冊		100	4 820	18 850
	5	交際費	主人宴會費		2 000		
	♪	雑費	同上人力代		500	2 500	16 350
	6	賄費	本日仕拂高		1 760		
	♪	教育費	太郎へ雑記帳及英習字本代		300		
	♪	♪	春子へ雑記帳及び鉛筆代		120		
	♪	交際費	親戚某へ年玉品代		1 000	3 180	13 170
	7	賄費	本日仕拂高		3 620		
	♪	圖書	家庭文庫第三卷		1 000		
	♪	雜品費	石 鹼 代		170	4 790	8 380
	8	利子	某社債券利子受取	60 000			68 380
	♪	賄費	本日仕拂高		1 740		
	♪	教育費	太郎及び春子授業料		3 200	4 940	63 440
			次 へ	96 500		33 060	

(1)		賄		帳	
大正9年 月	日	品	目	金額	計
				円 十錢	円 十錢
1	2	鯛	切身	420	
	"	豆	腐代	060	
	"	小	松菜	050	
	"	里	芋	100	
	"	味	噌	200	830
	4	米	代	4 000	
	"	鹽	さけ	500	
	"	椎	茸	120	
	"	酢		100	4 720
	6	牛	肉代	500	
	"	ね	ぎ	050	
	"	海	苔代	360	
	"	蜜	柑代	850	1 760
	7	蓮	根	200	
	"	油	揚	060	
	"	牛	勞	120	
	"	ぶ	り切身	340	
	"	醬	油代	2 800	
	"	漬	菜	100	3 620

一家の管理

第七章 一家の管理
第一節 我が國の家族制度

家の觀念
家長即ち戸主

家庭

家及び家庭の
位置

家風

家とは祖先の靈位を祭り、其の祭祀を行ふ所をいふ。祖先の靈位を代表し、其の子孫を保護監督するものを家長といひ、一家中、家長以外の一族を家族といふ。

家庭は家長及び家族の集合、即ち親子・夫婦・兄弟・姉妹等一團となりて生活し、相依り相扶けて苦樂を共にする所なり。されば家は即ち國家組織の基本にして、家庭は其の家を永遠に存續發展せしむる所以のものなり。これ實に我が國家族制度の主要なり。

既に家あり家庭あれば、こゝに家風あり。家風とは祖先の遺風並に家庭の事情によりて定まれる一家の規律・習慣等

をいふ。こは家々の事情によりて一様なる能はざれども誠意を以て一家相和し、高潔なる生活を遂げ、徳義上非難すべき所なきを善良なる家風とはいふなり。家風善良なれば一家は勞せずして齊ふべし、何となれば斯かる家に在りては、家人皆此の風に化せられ、各其の所を得て満足し、分を守りて責任を盡し、一家の幸福を増進すべければなり。されば齊家の第一歩は實に家風を整ふるにありといふべきなり。

第二節 家族の心得

嫁

第一、嫁 嫁及び主婦として舅姑に事ふるの道、及び母として子女を養育するの道は、已に前章に述べたり。又妻としては夫を敬ひ、萬事隔意なく之に親しみ、而かも禮儀を亂さず、かつ一般の婦道を守るは勿論、己の一言一行は時には善

悪の影響を夫に及ぼすことあるを忘るべからず。まして妄りに嫉妬心に驅られて家内に風波を起し、虚榮心の爲に夫を苦しむるが如きは、深く戒むべきことなり。又主婦として心得べきことは、後節管理の部に於て述ぶる所を心掛くべし。

次に小舅・小姑との折合に注意すべし。彼等は尊敬すべき舅姑の愛子にして、夫の弟妹なれば、家の内にて大切な人なり。特に小姑との折合如何は、一家の平和に至大の關係あるものなれば、彼等に對しては、己が肉身の弟妹を愛すると同様の友情を以て之に接し、而かも親みに狎れて禮を失せざらんことを要す。

小舅・小姑

第二、小舅・小姑 小舅・小姑は多くは嫁と同年輩にして、思想・感情・趣味・嗜好等も大抵同様のものなれば、嫁の長所・短所

舅姑

等は年輩思想の異なる舅姑よりも、却りてよく知り得るを常とす。而して彼等は肉身の兄弟を敬愛する以上は、その妻たる嫁をも敬愛し、嫁の長所を吹聴し、其の短所を掩ひ、舅姑を安堵せしむべきは理の當然なるに、却りて嫁の短所、缺點のみを擧げて舅姑に告げ、平地に波瀾を起さしむること少しとせず。これ僅の感情のため、或は嫉妬心に驅られて、自己の徳を損するものにして、修養ある婦人の最も恥づべき所なり。されば小舅、小姑たるものは、肉親の兄弟に對する友情を以て、其の妻たる嫁をも敬愛し、かつ舅姑との間の調和を計り、以て一家の圓滿を保つべきなり。

第三、舅姑 舅姑は一家中の年長者にして、既に世の中の辛酸を嘗め、幾多の經驗を積めるものなれば、其の立場より年若く經驗に乏しき嫁を見る時は、萬事に物足らぬ感ある

小姑と嫁

は然もあるべき事なり。されど一々其の缺點を擧げて之を非難面責するが如きは、徒らに家庭に風波を起すに過ぎず。されば嫁は我が愛子の妻なれば、舅姑は之を我が愛女と思ひ、常に慈愛の心を以て之を扱ひ、若しその行爲にして意に満たざる所あらば、懇ろに諭して之を改めしめ、徐々に我が家風に馴れしむべし。又嫁にして家庭に必要な教育又は裁縫、料理等の技藝に缺くる所あらば、夫々適當の稽古先を求めて之を學ばしむるをよしとす。徒らに嫁の不備、缺點を憂へんよりは、寧ろ之を學習せしむるに如かざるなり。

又小姑と嫁との折合の如何は、家庭の平和に深甚の關係あることを忘るべからず。之を要するに、舅姑は其の愛女を他家に嫁したる場合を想像し、他家の舅姑及び小姑等が其の嫁愛女に對し、斯く有れかしと希こぼれふ所を以て、自家の嫁に

施す時は、舅姑と嫁との間は圓滿にして、一家爲に平和なるを得べし。

第三節 管理

管理の要旨

家事上の要務は、前各章に述べたる如く、其の範圍頗る廣く且複雑なり、管理とは家庭に於て日々生じ來れる種々の要務を程よく處理して、些の遺漏なからしむるをいふなり。家長及び主婦は、家庭の首腦なれば、協力一致して家事を經營すべきは當然なり。されど家長は外に出でて活動するを常とするが故に、一家内部の管理は、専ら主婦の手腕に待たざるべからず。

主婦の心得

第一、主婦の心得 主婦たるものは、溫良恭謙讓以て己を持し、祖先を敬慕し、舅姑に事へ、夫を助け、小姑等を愛し、子女

早起

を慈み、僕婢を勞はり、尙以下述ぶる所の諸項に鑑み、自ら率先して模範を示し、以て善良なる家風を作り、かつ前各章に述べたる事柄を實地に應用し、其の職責を全うせんことをつとむべし。

一、早起 一日の謀は朝にありとは、實驗上の金言なり。實に朝は精神爽快にして元氣旺盛なれば一日の業務も朝の間に其の大半をなし得らるべく、かつ衛生にも適へり。まして一家にありては、食事の用意、室内の掃除、老幼の世話、主人の身仕度、自己の身嗜など、朝に於て一時に輻輳するをや。されば主婦は毎朝未明に起きて、先づ自己の容儀を整へ、部署を定めて僕婢を指揮し、時を違へず是等の事を處理し、後其の日に割當てたる業務に服すべきなり。

規律と秩序

二、規律と秩序 總べて物事を處理するに、規律を立て秩

序を整ふる時は、時間を節し、労力を省くことを得べし。まして一家の要務は複雑・多端なるにより、一層其の必要を感じざるなり。例へば起床・就寝・食事等の時刻を一定し、家族打揃ひて規律正しく起臥・寢食する時は、煮炊・割烹・膳拵・跡片付をなすに要する時間・勞力又は無駄火をも節することを得べし。又物の置場所・入物・入方等を定め置かば亂雜に流るゝ憂なく、かつ破損少きは勿論、之を捜すに時間を要せず。斯くの如く規律立ち秩序整ふ時は、家の内外萬事整頓し、戸締火の用心の如きも、自ら嚴重に行はれ、随つて盜難・火災をも自ら免るゝことあるべし。其の他日々執るべき業務の順序、一週間又は一ヶ月中に果すべき要務の大體の如きも、夫々之を行事表につくり置き、之に依りて要務の進捗を計る時は、遺漏少く、怠慢を防ぎ、かつ時間・勞力等を節約し、而かも好成績を

清潔

收むることを得るものなり。

三、清潔 衣食住の清潔を保つは、衛生上必要なるのみならず、衣服・什器・家屋の保存上、竝に精神の慰安上にも最も好ましき事なり。されど斯くなさんには、掃除・洗濯・清拭・手入等に關し、常に綿密なる心掛を要す。されば衣服の洗濯・手入日、什器の清拭・手入日、客室・書齋・臺所・便所・竝に庭園等の夫々の特別掃除日等を設け、之を曜日割當て、夫々清潔を保つべし。臺所・浴室・便所水手水鉢のの如きは、殊に不潔になり易く、而かも其の不潔・不整頓は、平素の心掛の足らざることを表はすものなれば、殊更に注意せざるべからず。

儉約

四、儉約 主婦たるものは、家事を整理するに、自ら儉約を守るに止まらず、家族全體に其の趣旨を徹底せしむるを要す。又儉約を以て、金錢にのみ限るものと考ふべからず。金錢・

物品は共に富の一種にして、物品は畢竟金錢の形を變じたるものに過ぎず。然るに世間には、動もすれば金錢を偏重し、物品を粗末にし、往々其の儉約を忘れ、甚だしきは不知不識の間に、之を遺棄して省みざるものあり。試みに見るべし、臺所下水の中には、幾多の米粒、飯粒流失し、溝鼠を肥やしつつあらざるか。瓦斯・電氣に浪費なきか。塵溜の内には幾多の縷切・紙屑・空罌・硝子片・ブリキ罐・古鐵物、其の他食品の殘片等、所謂富の一部が混入しあらざるか。此の外衣服・寢具の蟲害・汚損等に想ひ到らば、凡そ不注意又は手入整頓を怠れるより生ずる損失は蓋し思半ばに過ぐるものあるべし。

されば一家にありては、常に金錢のみならず、物品も亦大切に保存し、廢物なりとも苟もせず、更に之を利用し、其の利用の餘地なきものは之を賣却する等、つとめて有利に處分

僕婢及び書生

得 僕婢を使ふ心

せざるべからず、斯くしてこそ、始めて儉約の要を得、經濟の趣旨に適ふものといふべけれ。

第二、僕婢及び書生 一家の要務は、家族全體にて辨じ、僕婢を使用せざるをよしとすれども、家族少く而かも要務多端なる時は、之を手傳はしむる爲に、僕婢を雇ひ入るべし。

一、僕婢を使ふ心得 僕婢を使ふに當りては、主人又は主婦自ら率先して事に當り、彼等をして之に従はしむるを要す。たとひ自ら手を下すの必要なき事柄にても、其の指揮・監督を怠るべからず。まして彼等に何事をも打ち任すが如きは、極めて不可なり。戸締・火の用心の如き殊に然りとす。

又僕婢は多くは學識なく、經驗乏しきものと心得、あまり多くを期待せざるをよしとす。然らざれば事に臨みて、かかることが何故出來ぬか、何故解らぬか、などと失望すること

雇ひ入れ方

多かるべし。

二、僕婢の雇ひ入れ方 身體強壯にして勞作を厭はず、正直にして清潔を好むものなれば、如何なる家庭にも適すべし。故に僕婢を選ぶに當りては、之を第一の條件とすべし。而して之を雇ひ入るゝに當りては、周旋屋・知人又は出入人等の紹介によるを常とすれども、周旋屋の手を経て雇ひ入るゝ者は、よく注意して其の人物を確むるを要す。又出入の八百屋・肴屋の如き直接物品を納むるものゝ紹介は、寧ろ避くるを可とす。何れにしても最初目見めみと稱して連れ來れる時、先づ家風の要領、業務の大體、給金等を告げ、本人之を承諾せば、二三日間使ひ試むべし。此の間に於て、其の年齢・髮の結び方・服装・舉止・應對・振・教育の程度、以前の奉公先の身分・營業等によりて、其の人物・體質・性癖等を察し、尙、其の用途物へは小間使向飯炊向等

扱ひ方

に適するや否やをも考へて採否を決すべし。

三、僕婢の扱ひ方 僕婢を扱ふには、待遇・役割・給與・獎勵・休暇・取締等に注意すべし。

待遇

(イ)待遇 我が一家族と見做して扱ひ、寛嚴恩威要を得て之を指導し、漸次家風に馴れしむべし。

彼等の行爲は公平に觀察し、賞すべきは之を賞し、過失あらば、懇ろに之を諭し、自ら其の非を悟りて改めしむるを可とす。過激なる態度を以て叱責するは却つて不可なり。

役割

(ロ)役割 數人の僕婢を召使ふ場合には、各、其の長所に從ひて分擔を定め、相當の責任を負はしむべし、又已に申し渡したる上は、妄りに増減變更せず、且成るべく分擔外の事を命ぜざるをよしとす。

給與

(ハ)給與 凡そ人を精勵せしむるの要は、勤勞と報酬との均衡つなを得しむるにあり。されば給金を定むるに當りては、本人の年齢・能力・仕事の種類・繁閑等によりて金額を定め、雇ひ入れの初めに於て確と契約し、かつ一定の日

に給すべきなり。

奨励

(ニ)奨励 彼等の勤惰能力等實際の成績を察し、精勵者には時々賞を與へて、其の勞に酬ゆべし。但し濫賞又は鄙吝に失することなきを要す。

休暇

(ホ)休暇 彼等に休暇を與ふるも亦奨励の一端なり。そは地方の習慣又は家々の事情によりて一様ならざるも、一年又は一ヶ月中に日を定め、又一日中には時刻を定めて自由を與へ、自己の衣服の裁縫洗濯その他の用辨をなさしむるを可とす。

取締

(ハ)取締 彼等の品行に就きては、嚴に取締るを要す。

反省

(ト)反省 若し奴婢の永く居付かすして、屢出入することあらば、主婦自らもよくよく省みて、其の原因を探究し、自ら改むべきは之を改め、又待遇法をも考慮すべし。

書生の扱ひ方

四、書生の扱ひ方 書生は多くは學資缺乏のために、止むを得ず一時他の食客となり、其の家事を手傳ひ、學資の缺乏を補ひ、修學の目的を達せんとするものなれば、相當の禮遇

を與へ、かつ其の志に同情して、成るべく時間を繰合せ修學の便宜を得しむるをよしとす。

總括

以上述ぶる所は、齊家の大綱に過ぎずして、其の運用の成果は一に實行者たる主婦其の人に待たざるべからず。然るに一家の状態は、地方の風俗習慣により、或は身分・職業・生計の程度等によりて千差萬別なれば、之を實際に運用して、好成績を擧ぐることは、決して容易の業にあらざるなり。主婦たるものは、斯かる困難の間に處して、其の本領を守り、如上の大綱を運用して、複雑なる家政を處理し、以て家運の發展を計り、延いて社會・國家に貢獻する所なかるべからず。これ實に家事科の最終の目的とする所なり。

家事科の最終の目的

應用家事教科書改訂版下卷終

四ノ田中マツミ

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 大正、東京、印刷、發行、定價、金、一圓、三錢、）

大正六年十一月十七日印 刷
大正七年一月三日訂正再版印刷
大正九年一月一日訂正三版印刷
大正六年十一月二十日發 行
大正七年一月七日訂正再版發行
大正九年一月五日訂正三版發行
大正九年九月十五日訂正四版印刷
大正九年九月十五日訂正四版發行

下	定價金五十四錢
卷	大正十一年度臨時 金一圓〇三錢

不許
用應
家事教科書
複製
(版訂改)

著 作 者 大 江 ス ミ

發 行 者 大 葉 久 吉

東京市日本橋區本石町三丁目十七番地

印 刷 者 渡 邊 八 太 郎

東京市牛込區榎町七番地

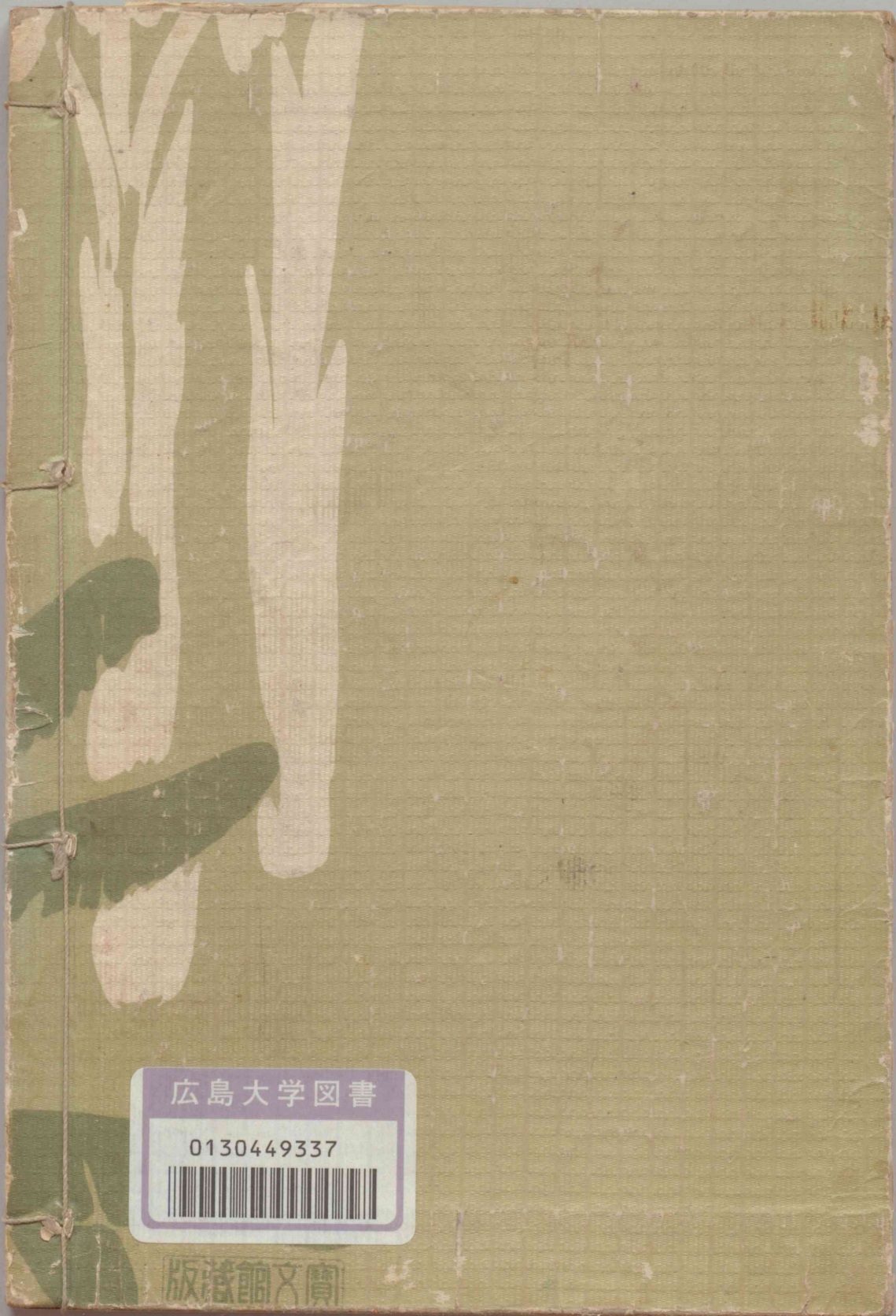
社 會 式 株 刷 印 清 日 所 刷 印

發 行 所 關 西 專 賣

東京市日本橋區本石町三丁目
振替口座東京二八〇番
大阪市東區淡路町四丁目
振替口座大阪四三番

東 京 寶 文 館
大 阪 寶 文 館
合 資 會 社





広島大学図書

0130449337



版蔵館文廣